



# みなかみ町 地域防災計画

地震災害対策編  
事故災害等対策編



平成31年4月

みなかみ町  
防災会議



## 目 次

<b>【第1部 総 則】</b>	<b>1</b>
第1節 計画の目的及び内容	1
第2節 町及び防災関係機関の業務の大綱	2
第3節 町の概況	10
第4節 過去の災害と被害の想定	12
第5節 群馬県とその周辺の主な地震の想定	13
第6節 被害の想定	23
第7節 防災ビジョン	32
第8節 町民及び事業者の責務	33
第9節 計画の点検・評価	34
第10節 計画の習熟・訓練	34
<b>【第2部 災害予防対策計画】</b>	<b>35</b>
<b>第1章 災害に強いまちづくり</b>	<b>35</b>
第1節 水害対策	35
第2節 土砂災害対策	35
第3節 雪害対策	35
第4節 地震に強いまちづくり	35
第5節 火災に強いまちづくり	36
第6節 林野火災に強いまちづくり	36
第7節 建築物の安全化	37
第8節 ライフライン施設の機能の確保	39
第9節 液状化対策	40
第10節 危険物等施設の安全性の確保	41
第11節 県外の原子力施設事故災害予防対策	41
第12節 避難場所・避難所・避難路の整備	42
<b>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</b>	<b>43</b>
第1節 緊急地震速報と地震情報	43
第2節 情報の収集・連絡体制の整備	46
第3節 通信手段の確保	46
第4節 職員の応急活動体制の整備	48
第5節 防災関係機関の連携体制の整備	49
第6節 防災中枢機能等の確保	50
第7節 救助・救急及び医療活動体制の整備	50
第8節 消火活動体制の整備	50
第9節 緊急輸送活動体制の整備	51
第10節 避難の受入れ体制の整備	52
第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	54
第12節 広報・広聴体制の整備	54

第13節	二次災害の予防	55
第14節	複合災害対策	56
第15節	防災訓練の実施	56
<b>第3章</b>	<b>町民等の防災活動の促進</b>	<b>57</b>
第1節	災害被害を軽減する住民運動の展開	57
第2節	防災思想の普及	57
第3節	町民の防災活動の環境整備	60
<b>第4章</b>	<b>要配慮者対策</b>	<b>63</b>
第1節	要配慮者対策	63
<b>第5章</b>	<b>その他の災害予防対策</b>	<b>64</b>
第1節	孤立化集落対策	64
第2節	帰宅困難者対策	64
第3節	災害廃棄物対策	64
第4節	り災証明書発行体制の整備	64
<b>【第3部</b>	<b>地震災害応急対策計画】</b>	<b>65</b>
<b>第1章</b>	<b>発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保</b>	<b>65</b>
第1節	地震情報の収集・連絡	65
第2節	災害情報の収集・連絡	67
第3節	通信手段の確保	83
<b>第2章</b>	<b>活動体制の確立</b>	<b>84</b>
第1節	災害時の配備体制と動員	84
第2節	災害警戒本部の設置	89
第3節	災害対策本部の設置	91
第4節	広域応援の要請等	104
第5節	自衛隊への災害派遣要請	104
<b>第3章</b>	<b>二次災害の防止活動</b>	<b>105</b>
第1節	二次災害の防止	105
<b>第4章</b>	<b>救助・救急、医療及び消火活動</b>	<b>107</b>
第1節	救助・救急	107
第2節	医療活動	107
第3節	広域医療搬送	107
第4節	消火活動	107
<b>第5章</b>	<b>緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</b>	<b>109</b>
第1節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	109
第2節	交通の確保	109
第3節	緊急輸送	109
<b>第6章</b>	<b>避難の受入活動</b>	<b>110</b>
第1節	避難誘導	110
第2節	避難場所及び避難所の開設・運営	110
第3節	広域一時滞在	110
第4節	県境を越えた広域避難者の受入れ	110
<b>第7章</b>	<b>住宅対策</b>	<b>111</b>
第1節	被災宅地の危険度判定	111
第2節	被災建築物の危険度判定	111

第3節	被災住宅応急修理.....	111
第4節	応急仮設住宅等の提供.....	111
<b>第8章</b>	<b>食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動.....</b>	<b>112</b>
第1節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給.....	112
<b>第9章</b>	<b>保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動.....</b>	<b>113</b>
第1節	保健衛生活動.....	113
第2節	防疫活動.....	113
第3節	行方不明者の搜索及び遺体の処置.....	113
<b>第10章</b>	<b>被災者等への的確な情報伝達活動.....</b>	<b>114</b>
第1節	広報・広聴活動.....	114
<b>第11章</b>	<b>社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動.....</b>	<b>118</b>
第1節	社会秩序の維持.....	118
第2節	物価の安定及び消費者の保護.....	118
<b>第12章</b>	<b>施設、設備の応急復旧活動.....</b>	<b>119</b>
第1節	施設、設備の応急復旧.....	119
第2節	公共土木施設の応急復旧.....	119
第3節	電力施設の応急復旧.....	119
第4節	ガス施設の応急復旧.....	119
第5節	上下水道施設の応急復旧.....	119
第6節	電気通信施設の応急復旧.....	119
第7節	鉄道機関の応急復旧.....	119
<b>第13章</b>	<b>文教対策.....</b>	<b>120</b>
第1節	児童・生徒等の安全確保.....	120
第2節	応急教育等.....	120
第3節	文化財施設の災害応急対策.....	120
<b>第14章</b>	<b>自発的支援の受入れ.....</b>	<b>121</b>
第1節	ボランティアの受入れ.....	121
第2節	義援物資・義援金の受入れ.....	121
<b>第15章</b>	<b>要配慮者対策.....</b>	<b>122</b>
第1節	要配慮者の災害応急対策.....	122
第2節	要配慮者利用施設の災害応急対策.....	122
第3節	観光客への対応計画.....	122
<b>第16章</b>	<b>その他の災害応急対策.....</b>	<b>123</b>
第1節	動物愛護.....	123
<b>第17章</b>	<b>災害救助法の適用.....</b>	<b>124</b>
第1節	災害救助法の適用.....	124
<b>【第4部 事故災害等応急対策計画】.....</b>		<b>125</b>
<b>第1章</b>	<b>対策の目的及び対象.....</b>	<b>125</b>
第1節	対策の目的.....	125
第2節	対象となる事象.....	125
<b>第2章</b>	<b>応急活動体制.....</b>	<b>126</b>
第1節	災害時の配備体制と動員.....	126
第2節	災害警戒本部の設置.....	131
第3節	災害対策本部の設置.....	133

<b>第3章 事故災害応急対策</b> .....	<b>136</b>
第1節 航空災害対策 .....	136
第2節 鉄道災害対策 .....	137
第3節 道路災害対策 .....	139
第4節 危険物等災害対策 .....	140
第5節 県外の原子力施設事故対策 .....	143
<b>第4章 火災応急対策</b> .....	<b>147</b>
第1節 大規模な火事災害対策.....	147
第2節 林野火災対策 .....	148
<b>【第5部 災害復旧・復興計画】</b> .....	<b>151</b>
<b>第1章 生活再建のための緊急措置</b> .....	<b>151</b>
第1節 被災証明書の発行.....	151
第2節 災害弔慰金等の支給 .....	151
第3節 租税の減免等 .....	151
第4節 郵便及び電話料金等の免除 .....	151
第5節 住宅の再建等 .....	151
<b>第2章 災害復旧・復興の基本方針</b> .....	<b>152</b>
第1節 基本方針の決定 .....	152
第2節 原状復旧 .....	152
第3節 計画的復興の推進.....	152
第4節 被災中小企業等の復興の支援.....	152
第5節 公共施設の復旧 .....	152
第6節 激甚災害法の適用.....	152
第7節 復旧資金の確保 .....	152

# 【第1部 総則】





## 【第1部 総則】

### 第1節 計画の目的及び内容

#### 1 計画の目的

みなかみ町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、みなかみ町防災会議が策定するものであり、本町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、本町の地域における風水害・雪害、震災及び大規模災害への備えとして、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧・復興等について本町及び防災関係機関等が行うべき事務及び業務の大綱を定めることにより、防災活動の総合化を図り、その実効性を高めることを目的とする。

#### 2 計画の内容

この計画は、本町の地域における防災に係る総合的な指針として、風水害・雪害対策編、地震災害対策編及び事故災害等対策編について、それぞれ、総則、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興及び資料編で構成されている。各計画の内容は、次のとおりである。

##### (1) 総則

本町で想定される災害及びその被害想定並びに本町及び防災関係機関等が災害に対し行うべき業務の大綱等について定める。

##### (2) 災害予防対策（風水害・雪害対策編、地震災害対策編及び事故災害等対策編別）

災害の発生を未然に防止することに努めるとともに、被害を最小限に止めるために、本町及び防災関係機関等が行う災害予防のための事業、また、町民や事業者が日頃から行うべき措置等を定める。

##### (3) 災害応急対策（風水害・雪害対策編、地震災害対策編及び事故災害等対策編別）

災害発生直後から、町災害対策本部及び防災関係機関等が実施する応急対策に係る体制及び措置等について定める。

##### (4) 災害復旧・復興（風水害・雪害対策編、地震災害対策編及び事故災害等対策編別）

被災者の生活支援と自立復興の促進、町民生活の早期回復及び生活の安定を図るための措置、並びに公共施設の復旧・復興事業等について定める。

##### (5) 資料編

本町の防災に関する条例、防災関係機関一覧表、各種報告様式など実務に必要な資料集であり、各論を補足する。

#### 3 計画の構成

近年、東日本大震災を始めわが国において大きな災害が続き、国においても防災基本計画の大幅な改正が進み、分量が大きく増えてきている。県計画もこの防災基本計画を基本として改正されており、風水害・雪害対策編と震災対策編及び資料編に分冊されている。今後、国、県において震災

## 第1部 総則

対策編のみの改正や風水害編のみの改正も予想されるため、みなかみ町地域防災計画においても県計画に準じ、「風水害・雪害対策編」と「地震災害対策編及び事故災害等対策編」、「資料編」の3分冊に分割することとする。

## 第2節 町及び防災関係機関の業務の大綱

町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりとする。

### 1 みなかみ町

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	防災に関する組織の整備に関すること。
2	防災に関する訓練に関すること。
3	防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
4	災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。
5	予報・警報の伝達に関すること。
6	避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）に関すること。
7	消防、水防その他の応急措置に関すること。
8	被災者の救難、救助その他保護に関すること。
9	被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
10	施設及び設備の応急復旧に関すること。
11	清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
12	緊急輸送の確保に関すること。
13	災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。
14	災害復旧及び復興計画に関すること。
15	みなかみ町防災会議に関すること。
16	みなかみ町の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

### 2 利根沼田広域消防本部

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	水害、火災及びその他災害の救助・救急情報に関すること。
2	水害、火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。
3	人命の救助及び救急に関すること。
4	危険物施設及び火気使用設備器具等の許認可立入検査に関すること。

3 群馬県（利根沼田振興局、教育委員会事務局）

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
利根沼田行政県税事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 群馬県地域防災計画に基づく地方部内の総合調整に関する事</li> <li>2 地震、気象情報の受領及び伝達に関する事</li> <li>3 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関する事</li> <li>4 利根沼田振興局庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関する事</li> <li>5 町との連絡調整に関する事</li> <li>6 緊急通行車両の確認事務に関する事</li> <li>7 商工業に係る災害情報の収集及び被災中小企業からの融資相談に関する事。（ただし、産業経済部が直接実施できない場合に限る。）</li> <li>8 生活必需品の調達及び供給に関する事</li> <li>9 その他地方部内各班に属しない事項に関する事</li> </ol>
利根沼田保健福祉事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集に関する事</li> <li>2 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害応急対策に関する事</li> <li>3 飲料水の供給に関する事</li> </ol>
利根沼田環境森林事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境及びごみ・し尿に係る災害情報の収集に関する事</li> <li>2 環境及びごみ・し尿に係る災害応急対策に関する事</li> <li>3 治山、林道及び林産物に係る災害情報の収集に関する事</li> <li>4 治山、林道及び林産物に係る災害応急対策に関する事</li> </ol>
利根沼田農業事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業に係る災害情報の収集に関する事</li> <li>2 農業に係る災害応急対策に関する事</li> </ol>
沼田土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設に係る災害情報の収集に関する事</li> <li>2 公共土木施設に係る災害応急対策に関する事</li> <li>3 水防計画の実施に関する事</li> </ol>
利根教育事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育に係る災害情報の収集に関する事</li> <li>2 学校教育に係る災害応急対策に関する事</li> <li>3 県立学校が緊急避難場所又は避難所に使用される場合の町への協力に関する事</li> </ol>

#### 4 沼田警察署

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	人命救助及び避難の誘導に関すること。
2	広報活動に関すること。
3	行方不明者の捜索に関すること。
4	地域の安全活動に関すること。
5	災害時の犯罪情報の収集に関すること。
6	災害による死体の検視に関すること。
7	災害時の犯罪の捜査に関すること。
8	災害時の交通情報の収集、分析及び提供に関すること。
9	交通規制の実施及び緊急輸送道路の確保に関すること。
10	緊急通行車両の確認事務に関すること。

#### 5 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局 (前橋財務事務所)	1 金融機関に対する非常金融措置のあつせん、指導等に関すること。 2 災害復旧事業費の査定立合に関すること。 3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。 4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。 5 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関すること。
関東信越厚生局	1 管内の被害状況被害状況の収集及び伝達に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。
群馬労働局 (沼田労働基準監督署・沼田公共職業安定所)	1 事業場における労働災害の防止に関すること。 2 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること。 3 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。

第1部 総則

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>関東農政局 (群馬県拠点)</p>	<p>1 災害予防            (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。            (2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事。            2 災害応急対策            (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。            (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関する事。            (3) 主要食糧の供給に関する事。            (4) 生鮮食料品等の供給に関する事。            (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。            (6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関する事。            3 災害復旧            (1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関する事。            (2) 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。            4 災害復旧            農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事。</p>
<p>関東森林管理局 (利根沼田森林管理署)</p>	<p>1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関する事。            2 災害復旧用木材(国有林材)のあっせんに関する事。</p>
<p>関東経済産業局</p>	<p>1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。            2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。            3 被災中小企業の振興に関する事。</p>
<p>関東東北産業保安監督署</p>	<p>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関する事。            2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事。</p>

第1部 総則

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>関東地方整備局 (高崎河川国道事務所・利根川ダム統合管理事務所・利根川水系砂防事務所)</p>	<p>管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関する事。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災上必要な教育及び訓練</li> <li>(2) 通信施設等の整備</li> <li>(3) 公共施設等の整備</li> <li>(4) 災害危険区域等の関係機関への通知</li> <li>(5) 官庁施設の災害予防措置</li> <li>(6) 豪雪害の予防</li> </ol> </li> <li>2 災害応急対策               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等</li> <li>(2) 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等</li> <li>(3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握</li> <li>(4) 災害時における復旧用資材の確保</li> <li>(5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等</li> <li>(6) 災害時のための応急復旧用資材の備蓄</li> <li>(7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</li> </ol> </li> <li>3 災害復旧等               <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</p> </li> </ol>
<p>関東運輸局 (群馬運輸支局)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関する事。</li> <li>2 被災者、必要物資等の輸送調整に関する事。</li> <li>3 不通区間における迂回輸送等の指導に関する事。</li> </ol>
<p>東京管区气象台 (前橋地方气象台)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。</li> <li>2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事。</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。</li> </ol>

## 6 陸上自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関する事。 (2) 防災関係機関との連絡、調整に関する事。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 (4) 防災に関する教育訓練の実施に関する事。 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。

## 7 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵政(株) (月夜野郵便局)	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 2 災害特別事務取扱いに関する事。 (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (2) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項。
東日本電信電話(株) (群馬支店)	1 電気通信設備の保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。
(株)NTTドコモ (群馬支店)	1 携帯電話設備の保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。
日本赤十字社 (群馬県支部)	1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。 2 救護所の開設及び運営に関する事。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。 4 輸血用血液の確保及び供給に関する事。 5 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。 6 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 7 外国人の安否の調査に関する事。 8 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する事。

第1部 総則

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本放送協会 (前橋放送局)	1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 放送施設に対する障害の排除に関する事。 5 避難所等における受信機の貸与・設置に関する事。 6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
東日本高速道路株 (関東支社高崎管理事務所)	1 高速自動車国道の保全及び復旧に関する事。 2 緊急通行路の確保に関する事。
(独)水資源機構 (沼田総合管理所)	1 水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。)又は改築の実施に関する事。 2 水資源開発施設の保全(施設管理)に関する事。 3 災害時対応のための備蓄品の保管に関する事。 4 災害時における管理施設の避難所開設に関する事。
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発 機構 (高崎量子応用研究所)	1 放射線に係る事故の予防及び応急対策等に関する事。
東日本旅客鉄道株 (高崎支社)	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
日本通運株 (群馬支店)	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
東京電力パワーグリッド株 (群馬総支社)	1 電力施設の保安の確保に関する事。 2 電力の供給の確保に関する事。

8 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)群馬県医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 医療救護活動の実施に関する事。
(公社)群馬県歯科医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事。 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関する事。
(公社)群馬県看護協会	1 救護活動に必要な看護の確保に関する事。
(一社)群馬県LPガス協会 (利根・沼田支部)	1 LPガス設備の保安の確保に関する事。 2 LPガスの供給の確保に関する事。 3 会員事業者の連絡調整に関する事。
群馬県石油協同組合	1 石油等燃料の供給に関する事。
(一社)群馬県バス協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。 2 被災地の交通の確保に関する事。



(一社)群馬県トラック協会 (沼田支部)	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。こと。
放送機関 (群馬テレビ(株)、(株)エフエム群馬)	1 防災思想の普及に関する事。こと。 2 気象予報・警報の周知に関する事。こと。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。こと。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。こと。
土地改良区 (赤谷川沿岸)	1 各土地改良区の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。こと。

### 9 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)沼田利根医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。こと。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。こと。 3 医療救護活動の実施に関する事。こと。
みなかみ町営バス 関越交通(株)	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。こと。 2 被災地の交通の確保に関する事。こと。
報道機関 (沼田エフエム放送(株)ほか)	1 防災思想の普及に関する事。こと。 2 気象予報・警報の周知に関する事。こと。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。こと。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。こと。
利根沼田農業協同組合	1 共同利用施設の保全に関する事。こと。 2 農業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する事。こと。 3 町が行う農業関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する事。こと。
病院経営者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。こと。 2 被災傷病者の救護に関する事。こと。
社会福祉施設経営者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関する事。こと。
(社福)みなかみ町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関する事。こと。 2 義援金品募集及び配分に関する事。こと。 3 ボランティア活動の支援及び推進に関する事。こと。
(社福)群馬県共同募金会	1 義援金の募集及び受付に関する事。こと。
みなかみ町商工会	1 被災事業者に対する支援に関する事。こと。 2 町が行う商工業関係の被害調査への協力に関する事。こと。 3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関する事。こと。 4 物価の安定についての協力に関する事。こと。
みなかみ町観光協会	1 観光客及び観光従事者の安全の確保に関する事。こと。 2 町が行う観光地の被害調査への協力に関する事。こと。
金融機関	1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。こと。
学校法人	1 児童・生徒等の安全の確保に関する事。こと。 2 避難場所及び避難所としての施設の整備に関する事。こと。

危険物等施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物等施設の保安の確保に関すること。</li> <li>2 周辺住民の安全の確保に関すること。</li> </ol>
(一社)群馬県建設業協会沼田支部・みなかみ町建設業協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。</li> </ol>
農業用排水施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。</li> </ol>
みなかみ町区長会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町が行う応急対策についての協力に関すること。(避難所・自主防災組織等)</li> <li>2 義援金品募集及び配分に関すること。</li> </ol>

### 第3節 町の概況

#### 1 社会条件

本町は、新潟県と境を接する群馬県の最北端に位置し、谷川岳、平ヶ岳、三国山などで県境を画している。

また、首都圏から直線距離で約 150km の位置にあり、東京都との関係では、東の茨城県日立市、西の静岡県静岡市と同距離となっている。

本町は、平成 17 年 10 月に利根郡月夜野町、水上町、新治村の合併により誕生した町であり、面積は、781.08km<sup>2</sup> と広大で、群馬県全体に対して 12.3% を占めている。地目別に見ると、全体の 10.5% が山林・原野であり、3.2% が農地、0.9% が宅地、85.5% がその他（国有林含）となっている。

#### 2 地勢の特性

本町は、谷川岳に象徴されるように、面積の大部分が山岳で占められている。谷川連峰に源を發する利根川、赤谷川は、本町の中心部で合流し関東平野を経て太平洋へと注いでいる。このような地形から、利根川の源流地域として7つのダム（発電用を含む）が建設され、東京をはじめとする首都圏の経済、生活を維持する水源地帯となっている。

地域の標高は、300m から 2,000m 級の山岳にまでわたり、山間地としての特殊性が伺える。このような地勢は、地域における産業や生活面などに様々な制約を与えているが、山岳、森林、高原、湖沼、河川、溪谷等による変化に富んだ、スケールの大きい自然環境を形成している。

#### 3 気候

本町の気候は、南部と北部で二分される。南部地域の気候は、比較的降水量が少なく、夏冬、昼夜寒暖の差の大きい太平洋式気候区（内陸性気候）に属している。一方、北部地域の気候は、冬季において日照時間が少なく、降水量が多い日本海式気候区に属している。

気象庁みなかみ観測所（幸知）の降水量は年間平均 1,733.7mm、最深積雪は平均 154cm となっている。最高気温は平均で 15.4℃、最低気温は平均 6.2℃となっており、12月から3月にかけて最低気温はマイナスとなっている。

第1部 総則

みなかみ観測所（幸知）の過去の気象データ（平年値）

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪の深さ 合計(cm)	最深積雪 (cm)
統計 期間	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1986～ 2010	1989～ 2010	1989～ 2010
資料 年数	30	30	30	30	30	25	22	22
1月	156.7	-1.3	2.6	-4.6	1.9	63.6	300	117
2月	141.5	-1.0	3.2	-4.6	2.0	83.8	254	150
3月	117.3	2.0	6.9	-1.7	2.1	123.8	144	109
4月	103.6	8.3	14.5	3.1	2.2	169.3	35	36
5月	118.1	13.8	20.0	8.3	2.0	184.8	1	0
6月	151.1	17.8	23.3	13.4	1.6	148.8	0	0
7月	199.8	21.6	26.9	17.7	1.4	152.6	0	0
8月	206.0	22.8	28.4	18.9	1.5	168.8	0	0
9月	202.9	18.6	23.6	15.1	1.4	113.9	0	0
10月	123.9	12.4	17.6	8.5	1.6	106.4	0	0
11月	93.4	6.6	12.0	2.6	1.9	87.9	13	5
12月	129.1	1.5	6.1	-1.8	1.9	68.8	177	69
年	1,733.7	10.3	15.4	6.2	1.8	1,471.7	929	154

出典：気象庁気象統計情報

## 第4節 過去の災害と被害の想定

### 1 地震

防災対策を講じる上で、その地域の地震環境を把握し分析しておくことは重要であることから、本町の地震環境を以下に記す。

なお、本文の一部は県防災計画（平成25年3月改訂）からの抜粋である。

本県に被害をもたらした主な地震は次表のとおりである。

発生年月日	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	被害状況
1916. 2. 22 (大正 5)	・・・※ (浅間山麓)	6. 2	前橋 3	家屋全壊 7 戸、半壊 3 戸 一部破損 109 戸
1923. 9. 1 (大正 12)	関東地震 (小田原付近)	7. 9	前橋 4	負傷者 9 名、家屋全壊 49 戸、半壊 8 戸
1931. 9. 21 (昭和 6)	西埼玉地震 (埼玉県仙元山付近)	6. 9	高崎・渋川・五料 6 前橋 5	死者 5 名、負傷者 55 名、 家屋全壊 166 戸、半壊 1,769 戸
1964. 6. 16 (昭和 39)	新潟地震 (新潟県下越沖)	7. 5	前橋 4	負傷者 1 名
1996. 12. 21 (平成 8)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5. 6	板倉 5 弱 沼田・片品・桐生 4	家屋一部破損 64 戸
2004. 10. 23 (平成 16)	平成 16 年 (2004 年) 新潟県中越地震 (新潟県中越地方)	6. 8	高崎・北橋・片品・ 沼田・白沢・昭和 5 弱	負傷者 6 名 家屋一部破損 1,055 戸
2011. 3. 11 (平成 23)	平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震 (三陸沖)	9. 0	桐生 6 弱 沼田・前橋・高崎・ 渋川・明和・千代 田・大泉・邑楽・太 田 5 強	死者 1 名、負傷者 41 名 住家半壊 7 棟 住家一部破損 17,246 棟

※ 1916年(大正5年)の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっている。

本表に見るとおり、近年において本県を震源とする被害地震は少ない。

ただし、『類聚国史』(892年に菅原道真によって撰修された歴史書)に記載のある818年(弘仁9)年の地震では、関東諸国の相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野で大きな被害があったとされ、この地震によると推定される地割れや噴砂が群馬県や埼玉県の遺跡調査で確認されている。特に群馬県では、赤城山南麓の数多くの遺跡で地割れ、噴砂、山崩れ等が生じた痕跡が見つかっており、818年の地震による可能性が高いとされている。地震をもたらした活断層については特定されていない。

また本県は、南部に関東平野北西縁断層帯、北東部には片品川左岸断層があり、関東平野北西縁断層帯では断層帯に沿って微小地震活動が定常的にみられる。片品川左岸断層が分布する地域では、定常的に小規模な地震活動がみられ、関東地方の陸域の浅いところにみられる地震活動の中で最も活発となっている。この地域(栃木県との県境(皇海山付近)から栃木県の日光・足尾地域にかけて)には、火山が複数分布するが、これらの火山と地震活動との関係は不明である。

県内の地質は、県の南西部、東部、北部に中・古生界が分布し、その間に第三系が分布している。

県北西部、中央部、東部に活火山が分布し、利根川や渡良瀬川及びその支流による谷や盆地に第四系が分布している。この第四系には、液状化が発生しやすい軟弱な砂層が分布する地域が含まれる。

また、関東山地と足尾山地の地質構造には大きな差違が認められる。関東山地の中・古生界は、一般に北西－南東方向の走向を示しているが、足尾山地の中・古生界は北東－南西方向の走向を示し、複雑な褶曲を繰り返している。この隣り合った山地の地質構造の食い違いは、両山地間に地質構造線が伏在しており、これを境として両山地が別個の運動をした結果と考えられている。

両山地間に伏在している構造線は、柏崎－銚子(構造)線\*と呼ばれており、大地溝帯であるフォッサマグナの東縁とされている。

現在、群馬県内で確認されている平井断層をはじめとした活断層のほとんどは関東山地と足尾山地の中間に位置しており、その走向は概ね北西－南東方向であり、柏崎－銚子(構造)線の走方向と一致する。同構造線を震源とする地震の記録はなく、最近の地震の震源の分布と同構造線との相関性も認められないが、同構造線が断層の一種であることを考えると、同構造線は震源となる可能性は否定できない。

※ 柏崎－銚子(構造)線：新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り銚子付近へ抜ける構造線

## 2 人為的災害（事故・事件）

### (1) 想定する災害

災害対策基本法第2条第1号及び同施行令第1条で定める災害のうち、大規模な火事若しくは爆発及びその他の大規模な事故等による災害であって、かつ、その災害が死傷者及び施設損壊等の人的・物的被害を伴い、社会的に著しい影響を与えるものを想定している。

### (2) 想定災害の種別

本計画において、災害応急対策を確立するために想定する災害の種別は、以下のとおりとする。

災害の種別	内容等
1 航空災害	多数の人的・物的被害を伴う航空機の災害
2 鉄道災害	多数の人的・物的被害を伴う鉄道施設における災害
3 道路災害	自動車専用道路、一般道路等における大規模な災害
4 危険物等災害	危険物・高圧ガス・可燃性ガス・毒物・劇物・火薬等貯蔵又は取り扱い施設及び輸送中における災害、核燃料物質等輸送中の災害、放射性同位元素等取り扱い施設（病院等）における災害、有毒物質の漏洩による災害
5 県外の原子力施設事故	県外の原子力施設事故による災害
6 大規模な火事災害	多数の人的・物的被害を伴う大規模な火事災害
7 林野火災	多数の人的・物的被害を伴う林野火災

## 第5節 群馬県とその周辺の主な地震の想定

### 1 国の調査（地震調査研究推進本部調査）

地震調査研究推進本部が報告している群馬県とその周辺の主な被害地震についてみると以下のとおりとなっている（平成26年7月）。

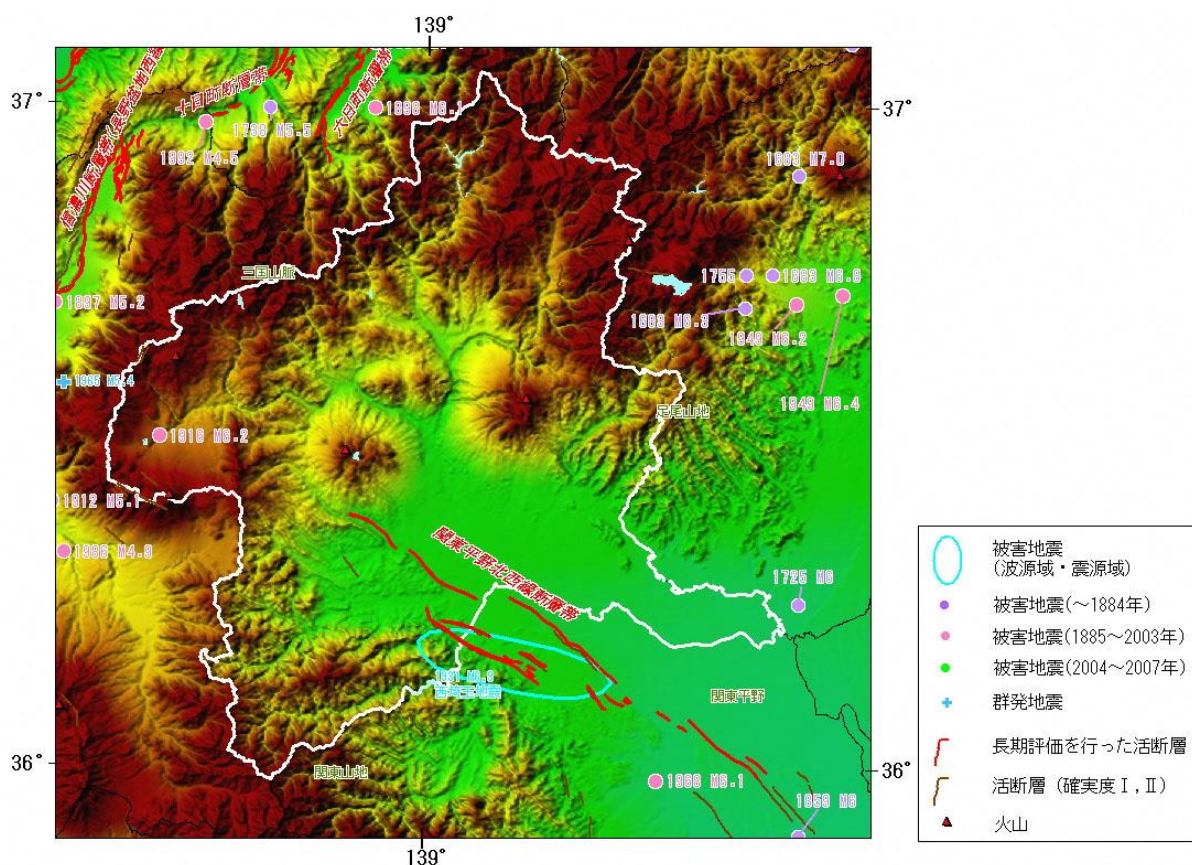
県内で発生した地震には、昭和6年の西埼玉地震（M6.9）がある。この地震は、県南部の埼玉県との県境付近に延びる関東平野北西縁断層帯で発生した可能性が指摘されているが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震（断層帯で周期的に発生する、その断層帯における最大規模の地震）ではないと考えられている。この地震により、県内では死者5名などの被害が生じた。また、遺跡調査などによると、818（弘仁9）年の関東諸国の地震（M7.5以上）による可能性のある地割れや噴砂が、群馬県や埼玉県の遺跡で見出されており、この地震も昭和6年の地震と同様に陸域の浅い場所で発生した地震であったと考えられている。

栃木県との県境（皇海山付近）から栃木県の日光・足尾地域にかけての地域では、定常的に地震活動が見られ、関東地方の陸域の浅い場所に見られる地震活動の中で最も活発である。この地域には火山がいくつかあるが、これらの火山と地震活動との関係については、はっきりしたことはまだ分かっていない。

周辺地域で発生する地震や相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震によっても被害を受けたことがある。例えば、大正12年の関東地震（M7.9）では、県内で住家全壊107棟などの被害が生じた。さらに、日本海側で発生した昭和39年の「新潟地震」（M7.5）による被害も知られている。また、「平成16年（2004年）新潟県中越地震」（M6.8）によって、負傷者6名などの被害が生じた。

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震では、県内で死者1名、負傷者42名などの被害が生じた（平成26年7月10日現在、警察庁調べ）。

群馬県には、県西部の関東平野北西部から埼玉県北東部にかけて関東平野北西縁断層帯が延びている。また、群馬県周辺に震源域のある海溝型地震はないが、前述のように、相模湾から房総半島南東沖で発生する地震で被害を受ける場合もある。



群馬県周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震(地震調査研究推進本部)

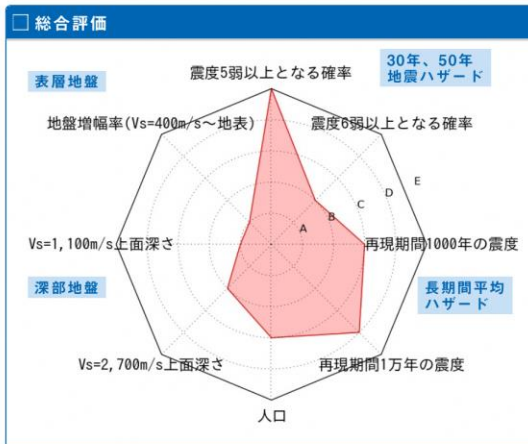
地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内) 【地震発生確率値の留意点】	
海溝型地震				
三陸沖から房総沖	東北地方太平洋沖型		Mw8.4~9.0	ほぼ0%
	三陸沖北部から房総沖の海溝寄り	津波地震	Mt8.6~9.0前後	30%程度 (特定海域で7%程度)
		正断層型	8.2前後 Mt8.3前後	4%~7% (特定海域で1%~2%)
	福島県沖		7.4前後 (複数の地震が続発する)	10%程度
	茨城県沖	繰り返し発生する プレート間地震	6.9~7.6	70%程度
	6.7~7.2		90%程度若しくはそれ以上	
相模トラフ	相模トラフ沿いのM8クラスの地震		8クラス (7.9~8.6)	ほぼ0%~5%
	プレートの沈み込みに伴うM7程度の地震		7程度 (6.7~7.3)	70%程度
南海トラフ	南海トラフで発生する地震		8~9クラス	70%程度
内陸の活断層で発生する地震				
長岡平野西縁断層帯		8.0程度	2%以下	
関谷断層		7.5程度	ほぼ0%	
関東平野北西縁断層帯	主部	8.0程度	ほぼ0%~0.008%	
	平井-櫛挽断層帯	7.1程度	不明	
立川断層帯		7.4程度	ほぼ0.5%~2%	
十日町断層帯	西部	7.4程度	3%以上	
	東部	7.0程度	0.4%~0.7%	
信濃川断層帯 (長野盆地西縁断層帯)		7.4~7.8程度	ほぼ0%	
糸魚川-静岡構造線断層帯		8程度 (M7 1/2~8 1/2)	14%	
高田平野断層帯	高田平野西縁断層帯	7.3程度	ほぼ0%	
	高田平野東縁断層帯	7.2程度	ほぼ0%~8%	
六日町断層帯	北部(ケース1)	7.1程度	0.4%~0.9%	
	北部(ケース2)		ほぼ0%	
	南部	7.3程度	ほぼ0%~0.01%	

(算定基準日：平成26年1月1日)

次の表は、文部科学省の外郭団体である独立行政法人防災科学技術研究所がこの調査結果をもとに作成した地震ハザードカルテである。

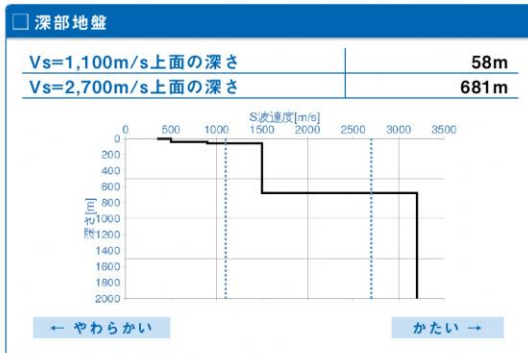
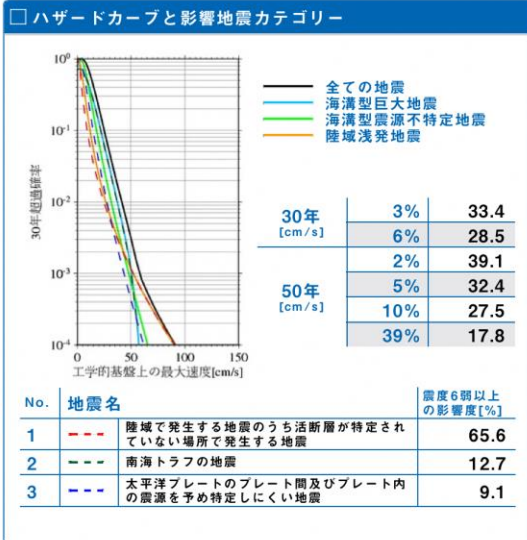
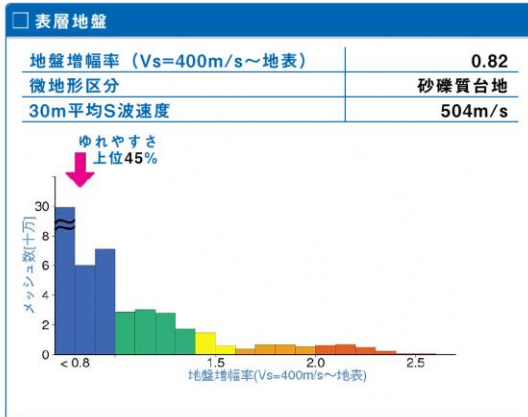
これによると、今後30年間で震度5弱の地震が発生する確率は36.9%と報告されている。こうしたことから、今後本町の地震災害対策は震度5弱又は5強を基本に構築していく必要がある。

	メッシュコード 5538071924	中心緯度、経度 36.6781N,138.9984E	住所 群馬県利根郡みなかみ町 付近	標高 360m	メッシュ内人口 50~100人
--	-----------------------	-------------------------------	----------------------	------------	--------------------



30年、50年地震ハザード

超過確率の値[%]		震度5弱	48.4
		震度5強	7.8
		震度6弱	0.3
		震度6強	0.0
今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	30年		
震度の値	30年	3%	5強
		6%	5強
今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	50年	2%	5強
		5%	5強
		10%	5強
		39%	5弱
地表の最大速度の値[cm/s]	30年	3%	27.4
		6%	23.4
今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる地表の最大速度の値です。	50年	2%	32.1
		5%	26.6
		10%	22.6
		39%	14.6



長期間平均ハザード

震度の値	500年相当	5強
	1000年相当	5強
	5000年相当	5強
長期間の再現期間に対応する震度の値です。	1万年相当	6弱
	5万年相当	6弱
	10万年相当	6弱



## 2 県の調査（平成24年6月）

### (1) 県調査の背景

群馬県では、阪神・淡路大震災以降の新潟県中越地震、新潟県中越沖地震、東日本大震災等を教訓として、平成24年6月に新たな地震被害想定を発表した。今回は、想定地震を変更してさらに詳細な地震被害想定調査を行った。

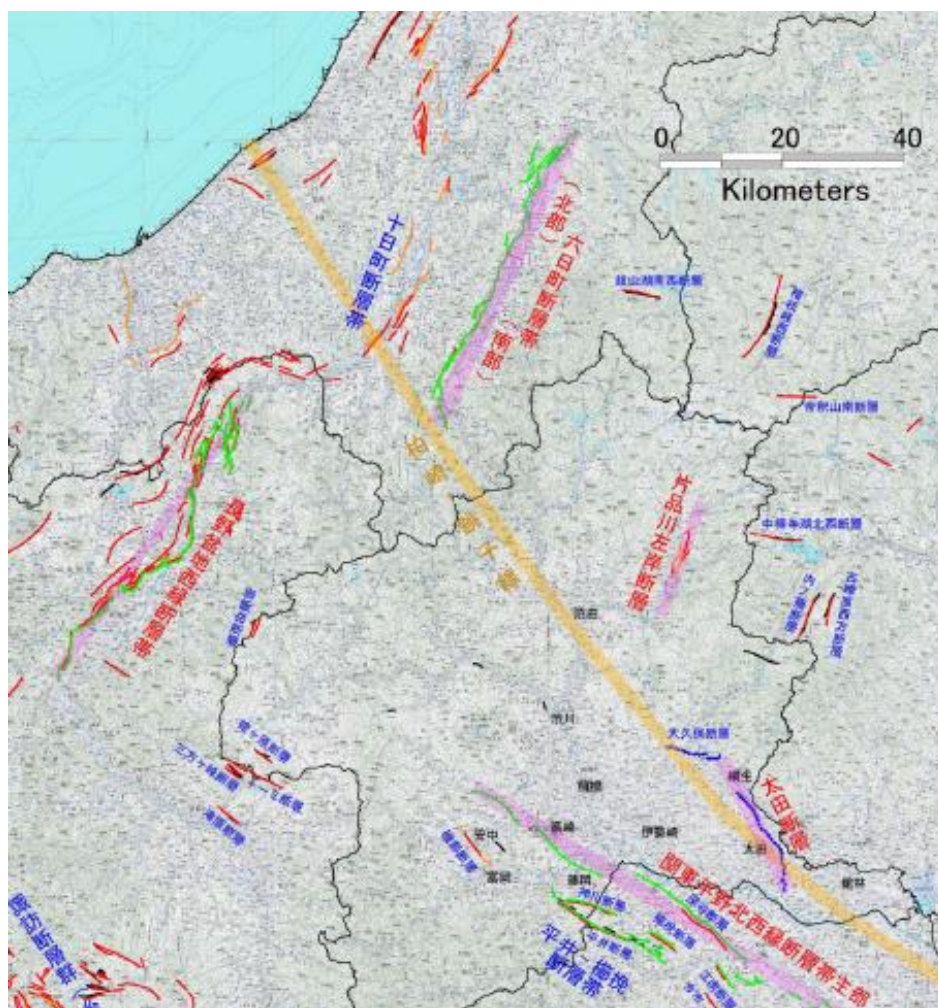
この調査は、県内に大きな地震が発生した場合を想定し、県内各地の揺れや各種の被害、影響を科学的に予測したものであり、この想定をもって、みなかみ町地域防災計画の震災対策における地震規模及び被害の想定とする。

### (2) 想定される断層

本町に影響が予想される断層は、

- ① 関東平野北西縁断層帯主部
- ② 片品川左岸断層
- ③ 六日町断層帯
- ④ 長野盆地西縁断層帯

の4つの断層帯が想定され、県において震度分布図が示されている。



みなかみ町周辺の活断層の分布図（県作成）

県想定起震断層の断層パラメーター一覧

断層名		上端 深さ	長さ	走向	傾斜	幅	ずれの 向き	地震規模 (M)
関東平野北西縁断層帯 主部		5 k m	82 k m	121°	60° 南西傾斜	20 k m	南西側隆 起逆断層	8.1
片品川左岸断層		2 k m	20 k m	16.8°	45° 東傾斜	18 k m	東側隆起 逆断層	7.0
六日町断層帯	(北部)	5 k m	22 k m	209.6°	50° 西傾斜	18 k m	西側隆起 逆断層	7.1
	(南部)	5 k m	32 k m	199.5°	50° 西傾斜	18 k m	西側隆起 逆断層	7.3
	(全体)	5 k m	52 k m	205.0°	50° 西傾斜	18 k m	西側隆起 逆断層	7.7
長野盆地西縁断層帯		4 k m	60 k m	216.4°	45° 西傾斜	18 k m	西側隆起 逆断層	7.8

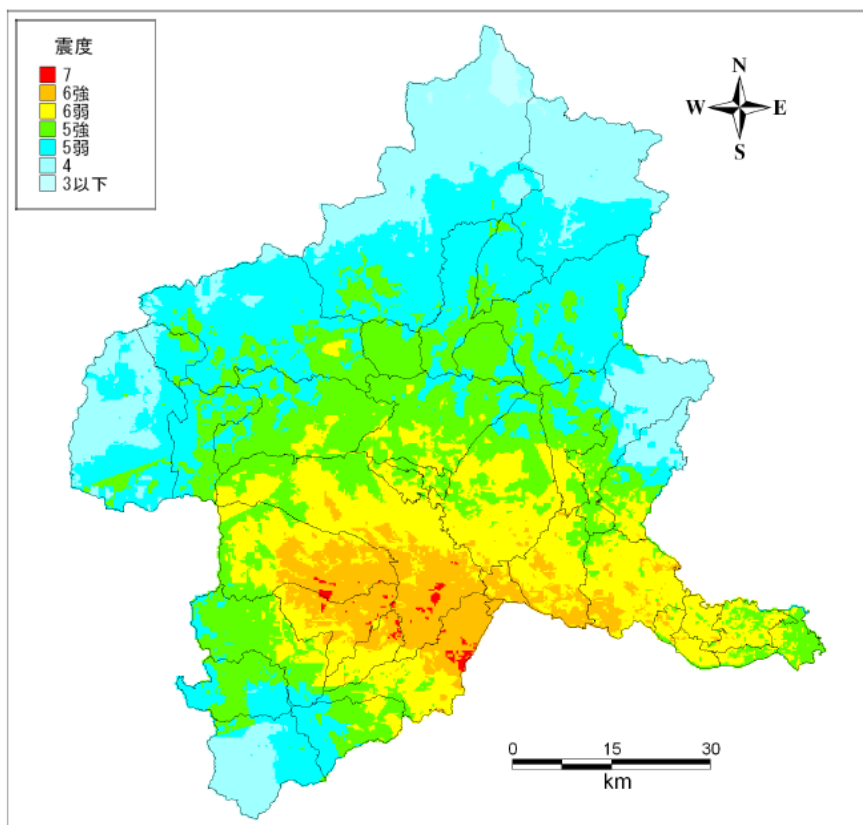
※ パラメータの出典

関東平野北西縁断層帯主部：地震調査研究推進本部地震調査委員会(2009a) 全国地震動予測地図

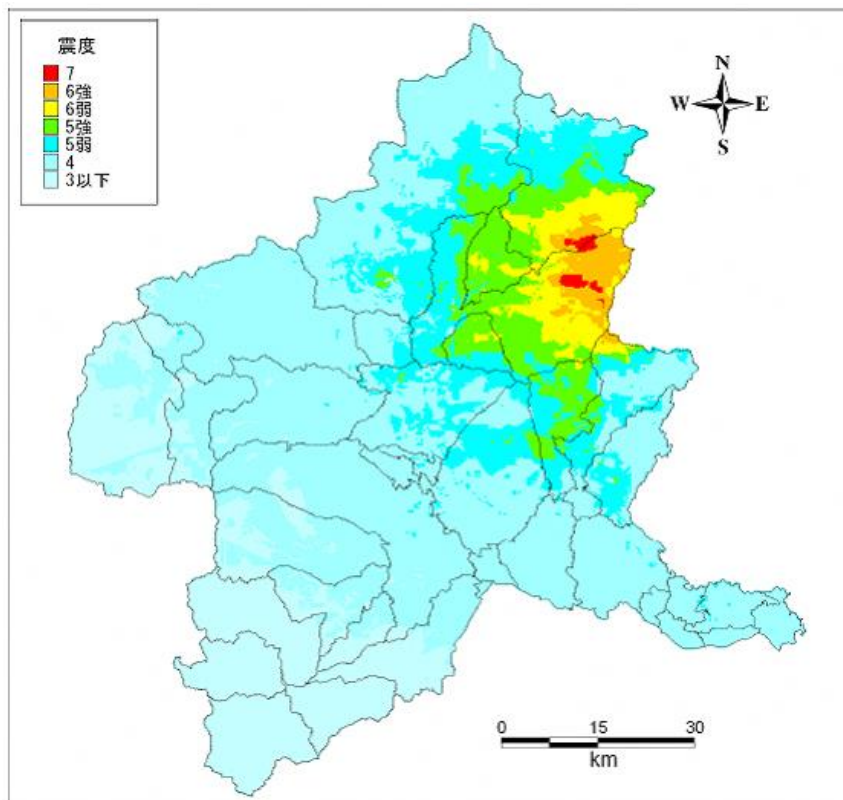
片品川左岸断層：地震調査研究推進本部地震調査委員会(2009b) 震源断層を特定した地震の強震動吉区手法(「レシピ」)

六日町断層帯：地震調査研究推進本部地震調査委員会(2010) 全国地震動予測地図 2010年版

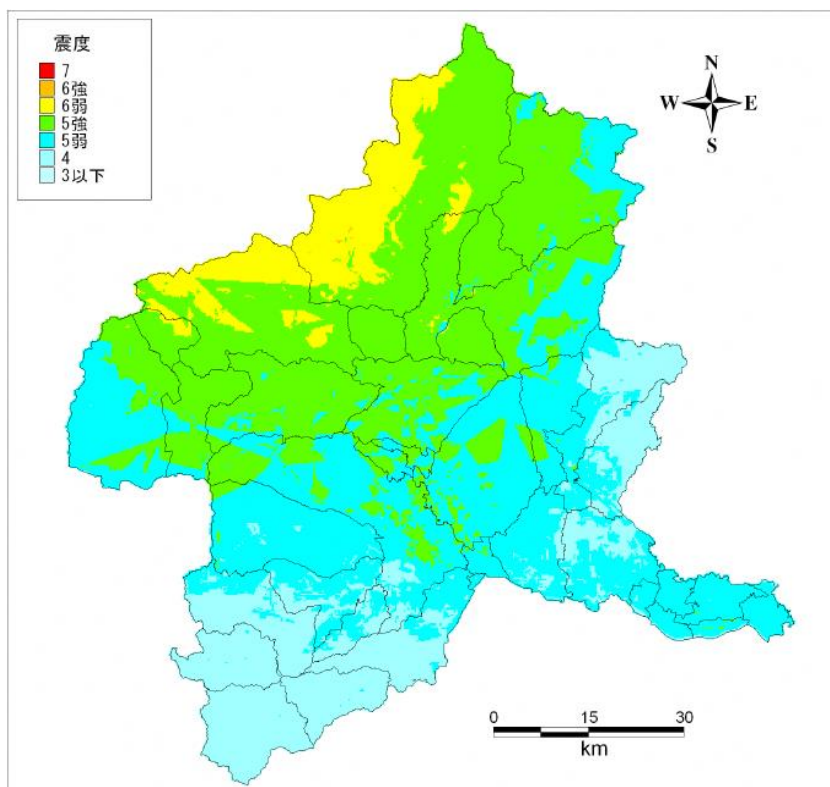
長野盆地西縁断層帯：地震調査研究推進本部地震調査委員会(2009a) 全国地震動予測地図



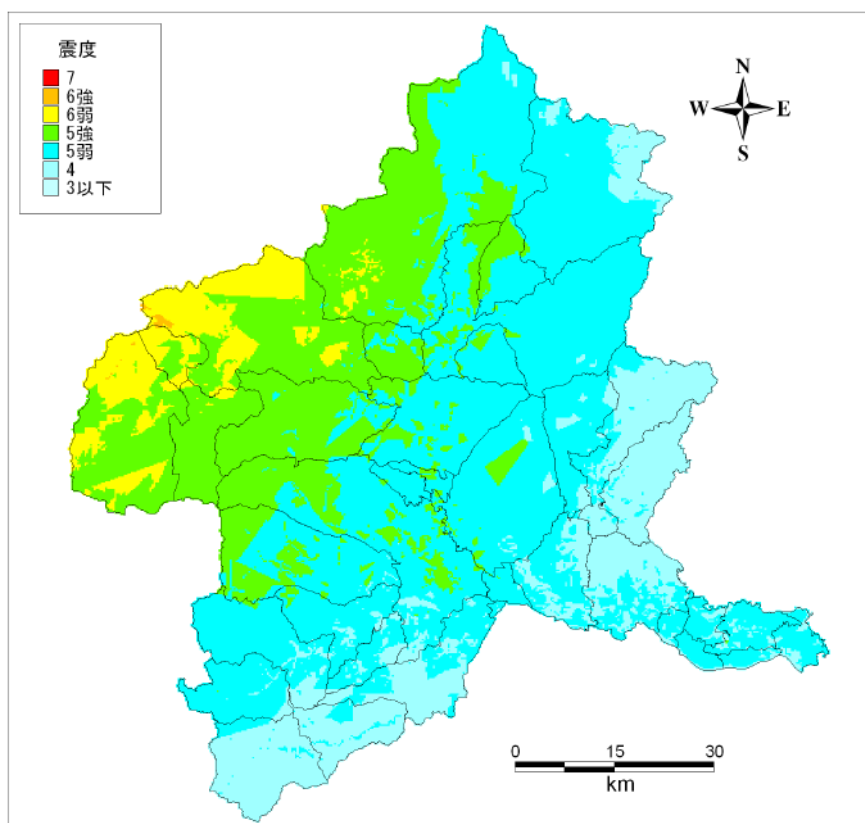
関東平野北西縁断層帯主部による地震 (M8.1) の場合の地表震度分布図



片品川左岸断層による地震 (M7.0) の場合の地表震度分布図



六日町断層帯（全体）による地震(M7.7)の場合の地表震度分布図

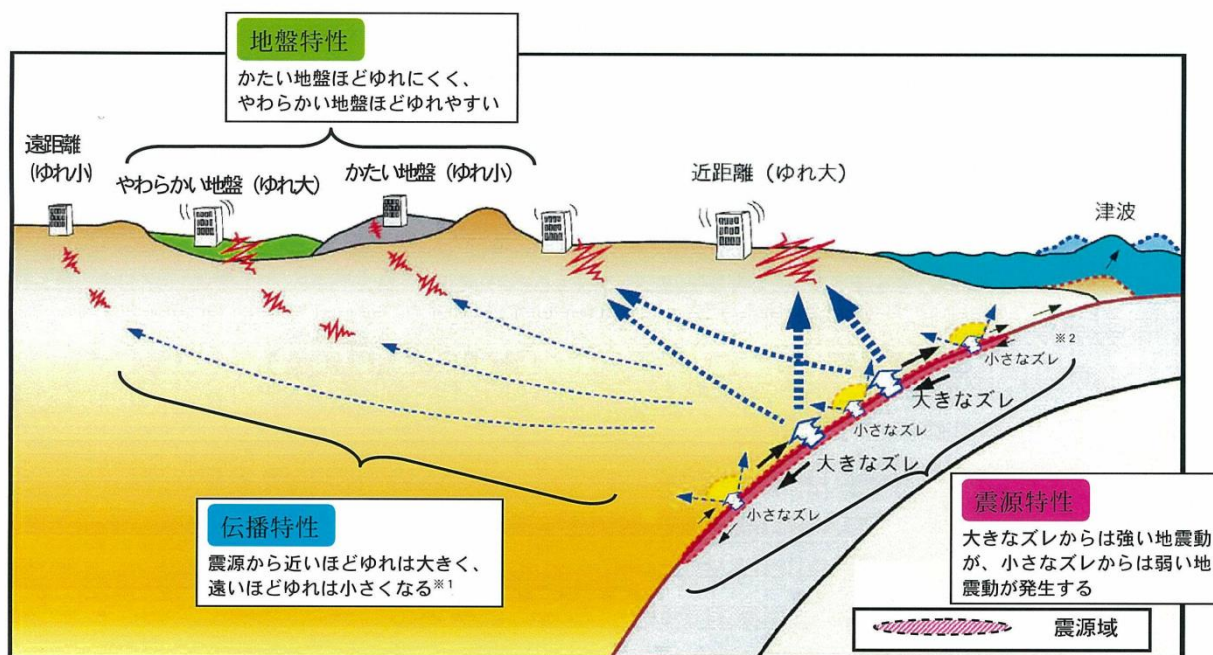


長野盆地西縁断層帯による地震(M7.8)の場合の地表震度分布図

### 3 県の調査によるゆれやすさマップ

#### (1) ゆれやすさマップ

地震による地表でのゆれの強さは、主に、震源断層に関する「震源特性」、震源からの地震波の伝播経路に関する「伝播特性」、表層地盤のかたさ・やわらかさに関する「地盤特性」の3つによって異なる。一般には、地震の規模（マグニチュード）が大きい（震源特性の1つ）ほど、また、震源から近い（伝播特性の1つ）ほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなる。この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。



※1 盆地で地震波が集中する場所などでは、震源から遠くても大きいゆれとなる場合がある。

※2 地震は断層（震源域）の急激なずれによって生じる。一つの地震でも、震源域では、大きなずれを生じる場所や小さなずれしか生じない場所がある。

#### 地震のゆれ（強震動）の伝わり方

#### (2) 本県におけるゆれやすさマップ（内閣府）

内閣府では、平成17年10月に全国のゆれやすさマップを作成した。

このマップは、1 km メッシュで表層地盤のゆれやすさを概括的に示しており、今後はより詳細なマップの作成が必要である。

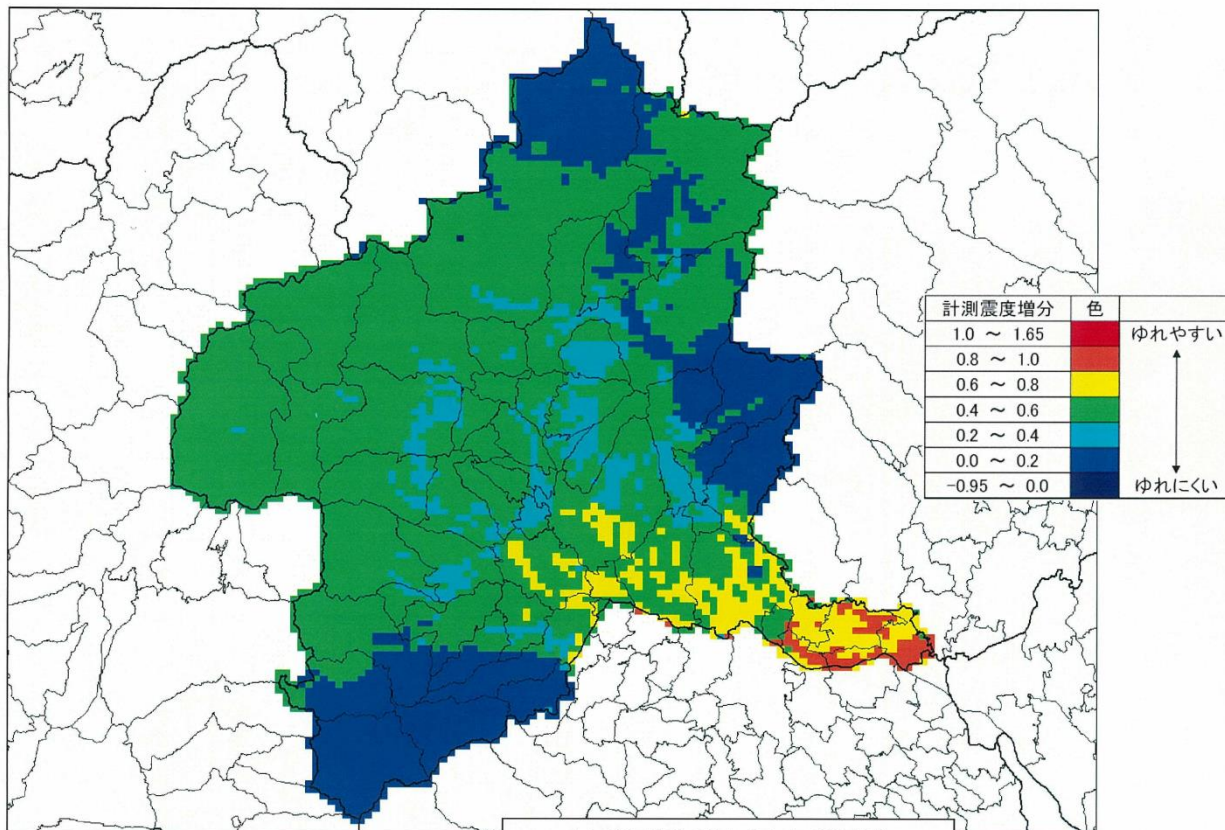
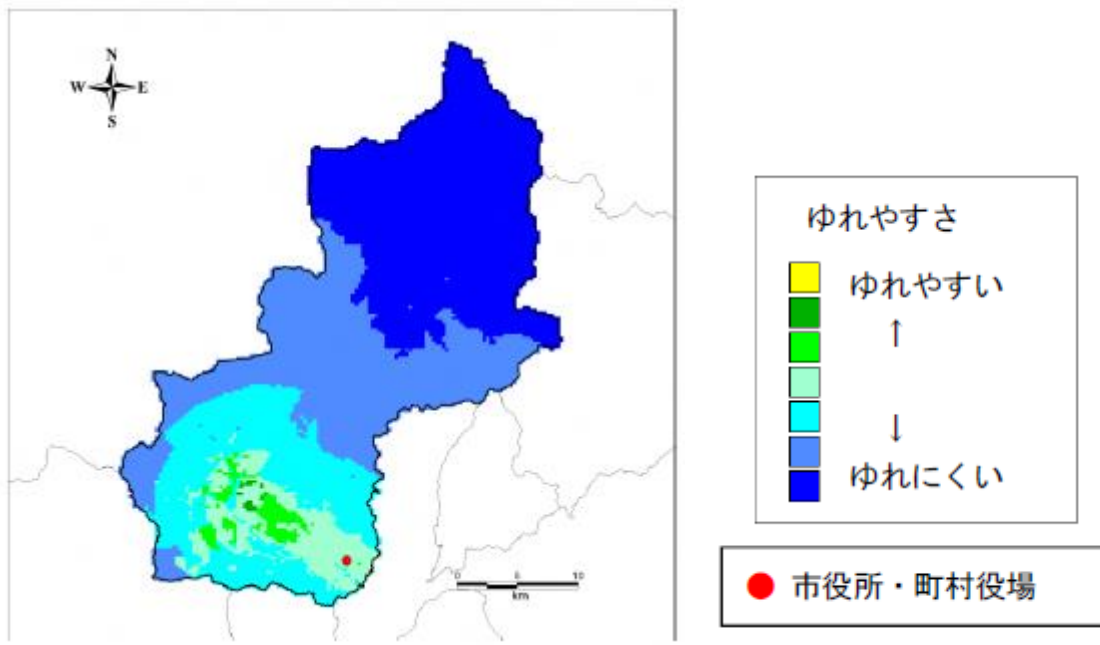


図 表層地盤のゆれやすさ（群馬県）

表層地盤のゆれやすさ（群馬県）

(3) 本県におけるゆれやすさマップ（県）

また、県の今回の被害想定では、各市町村役場の直下で M6.9 の地震を生ずる震源断層を想定し、災害の予防活動用にゆれやすさマップが作成されている。



県調査によるゆれやすさの分布図（みなかみ町予防対策用、町直下の地震の場合）

## 第6節 被害の想定

県調査では、県内の断層について、詳細な被害想定を行っている。みなかみ町にかかる被害想定を取りまとめると関東平野北西縁断層主部による被害が最も高く予測されている。各被害の予想については、以下のとおりである。

### 1 建物被害の予測

#### (1) 地震の揺れによる建物被害の予測

県の被害想定では、本町における被害は半壊 11.3 棟の想定となっている。

地震の揺れによる建物被害予測結果（関東平野北西縁断層帯主部）

全建物	棟数	16,098
	全壊棟数	0
	全壊率 (%)	0
	半壊棟数	11.3
	半壊率	0.07
木造建物	棟数	13,013
	全壊棟数	0
	全壊率 (%)	0
	半壊棟数	10.9
	半壊率	0.08
非木造建物	棟数	3,085
	全壊棟数	0
	全壊率 (%)	0
	半壊棟数	0.4
	半壊率	0.01

#### (2) 液状化による被害の予測

県の被害想定では、本町における被害は予測されていない。

#### (3) 土砂災害による被害の予測

県の被害想定では、本町における被害は全倒壊が 6.3 棟、半壊棟数は 14.6 棟と予測されている。

地震を起因とした土砂災害による建物被害予測結果（関東平野北西縁断層帯主部）

全建物	全影響人家戸数	1,815
	全壊棟数	6.3
	全壊率 (%)	0.34
	半壊棟数	14.6
	半壊率	0.80

#### (4) 火災被害の予測

県の被害想定では、関東平野北西縁断層帯主部および片品川左岸断層を震源とする地震による本町における被害は予測されていない。

## 2 人的被害の予測

県では、被害想定的前提として時間別の人口分布の予想を行っている。本町にかかるデータは次のとおりである。

### 時刻別行動場所別人口一覧

	人口	屋内人口	屋内人口	屋外人口
		木造	非木造	
5時	21,345	16,024	5,108	213
12時	20,301	8,591	10,394	1,316
18時	20,556	10,617	7,571	2,368

#### (1) 建物被害による死傷者の予測

県の被害想定では、冬の5時に負傷者0.9人と予測されている。

### 建物被害による人的被害予測結果（関東平野北西縁断層帯主部）

冬5時	人口	21,345
	死者数（人）	0.0
	死者率（%）	0.00
	負傷者数（人）	0.9
	うち重傷者	0.0
	負傷者率（%）	0.00
夏12時	人口	20,301
	死者数（人）	0.0
	死者率（%）	0.00
	負傷者数（人）	0.6
	うち重傷者	0.0
	負傷者率（%）	0.00
冬18時	人口	20,556
	死者数（人）	0.0
	死者率（%）	0.00
	負傷者数（人）	0.6
	うち重傷者	0.0
	負傷者率（%）	0.00



第1部 総則

(2) 屋内収容物の転倒・落下による人的被害

県の被害想定では、冬の5時に負傷者0.7人と予想されている。

屋内収容物の転倒・落下による人的被害予測結果（関東平野北西縁断層帯主部）

冬5時	死者数（人）	0
	負傷者数（人）	0.7
	うち重傷者	0
夏12時	死者数（人）	0
	負傷者数（人）	0.6
	うち重傷者	0
冬18時	死者数（人）	0
	負傷者数（人）	0.6
	うち重傷者	0

(3) ブロック塀倒壊による人的被害

県の被害想定では、片品川左岸断層を震源とする地震による予測が最も高くなっている。本町におけるブロック塀倒壊による人的被害は、冬の18時に負傷者が0.4人と予想されている。

ブロック塀倒壊による人的被害予測結果（片品川左岸断層）

冬5時	死者数（人）	0
	負傷者数（人）	0
	うち重傷者	0
夏12時	死者数（人）	0
	負傷者数（人）	0.2
	うち重傷者	0.1
冬18時	死者数（人）	0
	負傷者数（人）	0.4
	うち重傷者	0.2

(4) 自動販売機転倒による人的被害

県の被害想定では、本町における自動販売機転倒による人的被害は予測されていない。

(5) 屋外落下物による人的被害

県の被害想定では、本町における屋外落下物による人的被害は予測されていない。

第1部 総則

(6) 地震を起因とした土砂災害による人的被害

県の被害想定では、最大で冬の5時に死者数0.6人、負傷者数0.7人と予測されている。

地震を起因とした土砂災害による人的被害予測結果（関東平野北西縁断層帯主部）

冬5時	死者数（人）	0.6
	負傷者数（人）	0.7
	うち重傷者	0.4
夏12時	死者数（人）	0.2
	負傷者数（人）	0.3
	うち重傷者	0.1
冬18時	死者数（人）	0.3
	負傷者数（人）	0.4
	うち重傷者	0.2

(7) 火災による人的被害

県の被害想定では、本町における地震の火災による人的被害は予測されていない。

(8) 人的被害予測のまとめ

関東平野北西縁断層帯主部を震源とする人的被害の想定をとりまとめると、最大で冬の5時に死者0.6人、負傷者1.6人となっている。

人的被害予測結果のまとめ（関東平野北西縁断層帯主部）

		死者	負傷者	
冬5時	建物被害	0.0	0.9	
		屋内転倒	0.0	0.7
	屋外通行	0.0	0.0	
	土砂災害	0.6	0.7	
	火災	0.0	0.0	
	負傷者	計（人）	0.6	1.6
		率（%）	0.00	0.01
夏12時	建物被害	0.0	0.6	
		屋内転倒	0.0	0.6
	屋外通行	0.0	0.1	
	土砂災害	0.2	0.3	
	火災	0.0	0.0	
	負傷者	計（人）	0.2	1.0
		率（%）	0.00	0.00
冬18時	建物被害	0.0	0.6	
		屋内転倒	0.0	0.6
	屋外通行	0.0	0.2	
	土砂災害	0.3	0.4	
	火災	0.0	0.0	
	負傷者	計（人）	0.3	1.2
		率（%）	0.00	0.01

### 3 ライフライン被害の予測

(1) 上水道の被害予測

上下水道の県の被害想定では、本町における上水道の被害は地震発災直後で 17 世帯と予測されている。

上水道被害予測結果（関東平野北西縁断層帯主部）

配水管延長 (km)		402.5
被害数 (件)		17
被害率 (件/km)		0.042
給水世帯数		7,797
直後	断水世帯数	899.3
	率 (%)	11.5
1日後	断水世帯数	582.2
	率 (%)	7.5
2日後	断水世帯数	545.7
	率 (%)	7.0
4日後	断水世帯数	174.7
	率 (%)	2.2

(2) 下水道の被害予測

下水道の県の被害想定によれば、本町における下水道の被害は、被災延長で 860m、被災人口は 72.2 人と予測されている。

下水道被害予測結果（関東平野北西縁断層帯主部）

管渠延長 (km)	113.3
被災延長 (km)	0.86
被害率 (%)	0.76
処理人口	9,562.6
被災人口	72.2
被災率 (%)	0.76

(3) ガスの被害予測

県の被害想定では、本町におけるLPガスの被害予測は予測されていない。

(4) 電力の被害予測

県の被害想定では、本町における電柱被害・停電は予測されていない。

(5) 通信（電話）の被害予測

県の被害想定では、本町における電話電柱被害・不通回線について予測されていない。

#### 4 避難者数の予測

(1) 避難者数の予測

県の被害想定では、本町における避難者は主に断水による避難が主なものとなり、1日後の避難者は723.0人が予測されている。

##### 避難者数予測結果（関東平野北西縁断層帯主部）

建物被害による避難者数		8.4
断水による避難者数	1日後	723.0
	2日後	677.7
	4日後	217.0
	1か月後	0.0
全避難者数	直後	8.4
	1日後	731.5
	2日後	686.1
	4日後	225.4
	1か月後	8.4

第1部 総則

(2) 避難者数（要配慮者等）の予測

県の被害想定では、避難者のうち乳幼児や高齢者、障害者等の数を予測している。

避難者数（要配慮者等）予測結果（関東平野北西縁断層帯主部）

全避難者数（人）	直後	8.4
	1日後	731.5
	2日後	686.1
	4日後	225.4
	1か月後	8.4
うち乳幼児 （0～6歳）	直後	0.3
	1日後	28.9
	2日後	27.1
	4日後	8.9
	1か月後	0.3
うち高齢者（65歳～） 単身	直後	1.0
	1日後	89.9
	2日後	84.3
	4日後	27.7
	1か月後	1.0
うち高齢者（65歳～） 配偶者有	直後	1.6
	1日後	141.3
	2日後	132.5
	4日後	43.5
	1か月後	1.6
要介護度3以上	直後	0.1
	1日後	10.9
	2日後	10.3
	4日後	3.4
	1か月後	0.1
身体障害2級以上	直後	0.2
	1日後	19.5
	2日後	18.3
	4日後	6.0
	1か月後	0.2
知的障害重度A	直後	0.0
	1日後	1.8
	2日後	1.7
	4日後	0.5
	1か月後	0.0

## 第1部 総則

### (3) 帰宅困難者数の予測

県の被害想定では、帰宅困難者数は13,873人が予測されている。

#### 帰宅困難者数算定結果

通勤者・通学者（人）	町内から	11,309
	町外から	2,564
	合計	13,873
関東平野北西縁 断層帯主部	帰宅困難者	0
	徒歩帰宅者	13,873
太田断層	帰宅困難者	0
	徒歩帰宅者	13,873
片品川断層	帰宅困難者	0

## 5 その他被害の予測

### (1) 震災廃棄物の予測

県の被害想定では、震災廃棄物は1,000トンの発生が予測されている。

#### 震災廃棄物予測結果（関東平野北西縁断層帯主部） 単位：万トン

冬5時	木造	0.1
	非木造	0.0
	合計	0.1
夏12時	木造	0.1
	非木造	0.0
	合計	0.1
冬18時	木造	0.1
	非木造	0.0
	合計	0.1

### (2) 食料の過不足の予測

県の被害想定では、食料は3日後に不足することが予測されている。

#### 食料過不足量算定結果（関東平野北西縁断層帯主部）（△が不足）

備蓄食料（食）	町	1,800
	県	2,162
	合計	3,962
食糧過不足量 （食）	1日後	4,127
	2日後	1,690
	3日後	△ 781

※ 1日後の食料過不足量には、残余の家庭備蓄食料を町・県の備蓄食料に加算。

第1部 総則

(3) 飲料水の過不足の予測

県の被害想定では、飲料水は2日後に不足することが予測されている。

飲料水過不足量算定結果（関東平野北西縁断層帯主部）（△が不足）

備蓄飲料水（L）	町	100
	県	384
飲料水過不足量（L）	1日後	318
	2日後	△1,904
	3日後	△4,125

※ 1日後の飲料水過不足量には、残余の家庭備蓄飲料水（1人1日1.5リットル換算）を町・県の備蓄飲料水に加算。

(4) 医療需給過不足数の予測

県の被害想定では、△0という表示で、一部で不足が予想されている。

医療需給過不足数算定結果（片品川左岸断層）

I C U病床数		0
非 I C U病床数		0
平常時外来患者数（人）		197
1日後	重篤	△0
	重傷	△0
	中等傷	197
4日後	重篤	△0
	重傷	△0
	中等傷	197

(5) 避難者数と避難所収容可能人数の比較の予測

県の被害想定では、避難所の人数の不足は予想されていない。

避難者数と避難所収容可能人数の比較予測結果

避難所収容人員（人）		36,148	
関東平野 北西縁 断層帯 主部断層	1日後	避難所に避難する人数	475
		避難所収容人員 過不足数	35,673
	4日後	避難所に避難する人数	147
		避難所収容人員 過不足数	36,002
片品川 左岸断層	1日後	避難所に避難する人数	1
		避難所収容人員 過不足数	36,148
	4日後	避難所に避難する人数	1
		避難所収容人員 過不足数	36,148

※ 数値については、小数点以下で四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

## 第1部 総則

### (6) 簡易トイレの不足量の予測

県の被害想定では、24基の不足が予想されている。

#### 簡易トイレ過不足量算定結果（関東平野北西縁断層帯主部）（△が不足）

簡易トイレ備蓄数	町	0
	県	0
	合計	0
簡易トイレ過不足量	避難者数	475
	需要量	24
	過不足量	△24

### (7) ごみ発生量の予測

県の被害想定では、震災時のごみ発生量は平常時と比べて、発災～3か月後では家庭ごみ96%、粗大ごみが335%と予想されている。

#### ごみ発生量算定結果

（単位：トン／月）

平常時	家庭ごみ	535
	粗大ごみ	65
発災～3か月	家庭ごみ	514
	粗大ごみ	218
3か月後～半年後	家庭ごみ	508
	粗大ごみ	101
半年後～1年後	家庭ごみ	508
	粗大ごみ	77

## 第7節 防災ビジョン

### 1 計画策定の背景

平成16年10月23日に発生した新潟中越大地震は、死者67名、重軽傷者4,795人、住宅被害120,746棟（平成18年9月現在）という甚大な被害を受け、我々の住んでいる社会が自然災害に対して脆弱であることを改めて認識させた。さらに平成23年3月11日の東日本大震災は、東北から北関東までの広い範囲に大きな被害をもたらした。被災した市町村の中には、役場庁舎が被災し、多くの職員が被災したところもあり、市町村単独での応急対策が不可能となった地域もみられた。こうしたことから国においては、災害対策基本法を大きく見直し、国・県レベルでの広域的な対応も強化された。また、避難生活が長期化したことから、生活面での改善や要配慮者対策も大きな課題となった。一方で、国・県・市町村といった公的機関だけでなく、一般町民や地域の企業、ボランティアの活躍も注目され、自助、共助・公助の考え方があらためて確認されたところでもある。地域防災計画の策定にあたっては、過去の災害を教訓に、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえるとともに、町だけでなく、町民、事業所等が一体となった対策を進めることができる防災に関する基本方針（防災ビジョン）を定める必要がある。

防災行政は、町、関係機関及び町民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強い



都市構造を形成することにより、災害から町民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

本町は、日本有数の温泉保養地であり、毎年数多くの観光客が訪れているため、災害が発生した場合には、複合的かつ広域的災害となる危険性がある。複雑多様化する災害発生危険性に対処するため、町、消防機関及び他の防災関係機関の機能充実と町民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、都市施設の耐震化、不燃化の促進、避難地及び避難路の確保等都市基盤の整備を推進し、都市構造の防災化を図る。

また、今後、町民の高齢化や生活様式の変化等によって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性が考えられるため、地域の連帯による防災意識の高揚を図ることとする。

## 2 計画の理念

前述の背景を受け、本計画に基づく防災計画は、以下の計画理念のもとに推進する。

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 災害に的確に対応できる体制の確立
- (3) 災害に強い人と地域づくり

## 3 計画達成のための方策

- (1) 災害に強いまちづくり

様々なまちづくり手法を多角的・総合的に展開し、歴史と自然に培われたみなかみの豊かな町並みを活かしつつ、過去の大きな災害を教訓に「減災」の考え方を導入し、防火構造を備え、街路、空地等の防災空間が適切に配置された災害に強い都市構造の構築に努め、町民の安全な生活を支えるとともに、みなかみの歴史的資産を後世へと伝承する。

- (2) 災害に的確に対応できる体制の確立

災害による突発的な事態、あらゆる局面に即応できる柔軟かつ組織的な防災体制の確立を図るものとし、関係職員の迅速かつ的確な活動を促す初動体制の確立、情報収集体制の充実強化、不意に発生する災害にも対応可能な組織体制の構築、非常時の情報連絡伝達手段のバックアップ化等の施策を推進する。

また、町による対応が困難な事態に備え、県や自衛隊等への応援・派遣要請体制、他市町村との相互応援協定の充実に努める。

- (3) 災害に強い人と地域づくり

災害の被害を軽減する上で、町民や事業所の日ごろからの災害への備えや、災害発生時の的確な対応が重要な役割を果たす。また、行政の能力を超える甚大な災害の際には、町民、事業所、行政等の協力的かつ組織的な防災活動が不可欠となる。

あらゆる機会を活用し、町民・事業所等への防災意識の向上、防災対策の知識普及を図るとともに、地域住民、事業所等による自主防災組織の育成強化を図り、自らの安全は自らで守るという意識に裏打ちされた、屈強な自主防災体制づくりに努める。

## 第8節 町民及び事業者の責務

### 1 町民の責務

町民は、自助・共助の意識に立って、災害時は相互に協力し、住家若しくは使用する建物の安全を図るものとする。

また、災害時に対応できるよう日常から備蓄を進めるものとする。

## 2 事業者の責務

事業者は、所有若しくは使用している施設について、法令に即した安全性の確保を図るとともに、救助用資機材の準備等、必要な対策を講じるものとする。

また、町・防災関係各機関が実施する防災事業の実施に積極的に協力するとともに、災害時には、事業活動を通して、最大限の対応を図り、周辺住民との連携及び協力に努めるものとする。

## 第9節 計画の点検・評価

町及び防災関係機関は、この計画の実効性を担保するため、毎年点検・評価を行い、修正の必要性を認めた場合は速やかに防災会議に諮り修正を行う。

## 第10節 計画の習熟・訓練

本町の各課及び防災関係機関等は、日頃から防災・減災についての調査、研究、教育、研修及び訓練等により、みなかみ町地域防災計画の習熟並びにこの計画に関連する諸計画の実現に努め、防災力の強化に努める。

また、町民の防災意識を高め、災害時に安全確保のため適切な行動がとれること及び地域における相互体制を確立するため、この計画の町民への周知を徹底する。

## 【第2部 災害予防対策計画】



## 【第2部 災害予防対策計画】

地震や大規模火災等に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大規模な地震や火災などが発生しても、それに耐えられる町土をつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- 「自らの命は自らが守る」ための町民の防災活動を推進する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める。

### 第1章 災害に強いまちづくり

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。(災害対策基本法第8条第2項第2号、第3号、第4号)

このため、町、県、指定地方公共機関その他の防災関係機関は、次の計画の実現に向けて努力するものとする。

#### 第1節 水害対策

(「風水害・雪害対策編」第2部第1章第1節「水害対策」に準ずる)

#### 第2節 土砂災害対策

(「風水害・雪害対策編」第2部第1章第2節「土砂災害対策」に準ずる)

#### 第3節 雪害対策

(「風水害・雪害対策編」第2部第1章第3節「雪害対策」に準ずる)

#### 第4節 地震に強いまちづくり

【総務課、地域整備課、農政課、各施設管理者、県】

##### 1 地震に強いまちづくりの推進

町は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるものとする。

また、都市計画を定めるに当たっては、地震に強い都市構造の形成のため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進

するよう努めるものとする。

特に、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努めるものとする。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・電話等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

## 2 都市防災構造化推進事業の利用

町は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用するものとする。

- (1) 災害危険度判定等調査事業
- (2) 住民等のまちづくり活動支援事業

## 第5節 火災に強いまちづくり

【総務課、地域整備課、消防機関、その他の施設管理者】

### 1 火災に強いまちの形成

- (1) 町及び消防機関は、次により、火災に強い都市構造の形成を図るものとする。
  - ア 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
  - イ 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の実施
  - ウ 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
  - エ 建築物や公共施設の耐震・不燃化
  - オ 水面・緑地帯の計画的確保
  - カ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
  - キ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導
- (2) 公共施設の管理者、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

## 第6節 林野火災に強いまちづくり

【農政課、エコパーク推進課、県、関東森林管理局】

### 1 総合的事業計画の作成

- (1) 林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を管轄する市町村は、共同で県(消防保安課・林政課)と協議して、「林野火災特別地域」を決定するものとする。
- (2) 林野火災特別地域内の関係市町村は、県(消防保安課・林政課)と協議して、当該地域の特性に

配慮した林野火災対策に係る総合的な事業計画として「林野火災特別地域対策事業計画」を作成し、その推進を図るものとする。

## 2 監視パトロール等の強化

町及び県(林政課)、関東森林管理局は、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災多発時期における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。

## 第7節 建築物の安全化

【総務課、地域整備課、学校教育課、生涯学習課、消防機関、その他の施設管理者】

### 1 建築物の耐震性の確保

町は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

#### (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)

現行の建築基準法の適用を受けない既存建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、この節において「耐震改修促進法」という。)の規定により、耐震診断及び耐震改修に努めることとされている。

#### (2) みなかみ町耐震改修促進計画

耐震改修促進法では、大規模地震に備えて多数の者が利用する建築物や住宅の耐震診断及び耐震改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の策定を都道府県に義務付けており、みなかみ町でも県の計画に基づき「みなかみ町耐震改修促進計画」を策定し、平成29年3月に改定した。

群馬県が策定した群馬県耐震改修促進計画(平成30年4月変更)では、平成32年度までに、耐震化率を住宅で95%、多数の者が利用する建築物で95%を目標としている。

#### (3) 耐震改修に係る支援制度

上記(2)の目標達成に向けて、町と県が協同し、一定の条件の下で活用可能な耐震化の支援制度を設けているため、その周知を図ることとする。

## 2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

- (1) 町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設（以下、この節において「公共建築物等」という。）については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。  
具体的には、次の建築物が対象となる。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 町役場、支所、公民館等の建築物のうち不特定多数の者が利用するもの</li><li>② 学校(専修学校及び各種学校を含む。)、体育館</li><li>③ 病院、診療所</li><li>④ 集会場、展示場、公会堂</li><li>⑤ 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗</li><li>⑥ 運動施設(ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施設)</li><li>⑦ ホテル又は旅館</li><li>⑧ 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿</li><li>⑨ 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</li><li>⑩ 博物館、美術館又は図書館</li><li>⑪ 遊技場、公衆浴場</li><li>⑫ 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li><li>⑬ 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗</li><li>⑭ 工場</li><li>⑮ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</li><li>⑯ 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設</li><li>⑰ 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物</li></ul> |
|---|

なお、町は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

- (2) 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 町は、指定避難所等について適切に維持管理を行うとともに、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

## 3 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

町及び施設管理者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

## 4 文化財の防災対策

町は、町民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

- (1) 町民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- (2) 所有者等に対する防災意識の徹底
- (3) 予防体制の確立
  - ア 初期消火と自衛消防組織の確立
  - イ 防災関係機関との連携
  - ウ 地域住民との連携
- (4) 消防用設備等の整備、保存施設等の充実
  - ア 消防用設備等の設置促進化



イ 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

## 5 火災に対する建築物の安全化

### (1) 消防用設備等の整備、維持管理

ア 公共施設の管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づくスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

イ 公共施設の管理者、事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。

### (2) 建築物の防火管理体制

公共施設の管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

### (3) 建築物の安全対策の推進

ア 公共施設の管理者、事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、ガスの安全な使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

イ 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。

### (4) 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月6日に消防法が改正され（平成18年1月1日公布）、全ての家庭に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられた。これを受けて、町は、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の推進を図る。

## 第8節 ライフライン施設の機能の確保

【総務課、地域整備課、生活水道課、ライフライン事業者、廃棄物処理事業者、公共機関】

### 1 ライフライン施設等の機能確保

(1) ライフラインの被災は、安否確認、町民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町、ライフライン事業者、廃棄物処理事業者は、次によりライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保を図るものとする。

ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。

イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。

ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

(2) 町及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

## 2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との相互応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに町が実施する防災訓練に積極的に参加する。
- (6) 医療機関等の人命に係わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるとともに、早期復旧が可能な体制を整備する。

## 3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

## 4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

## 第9節 液状化対策

【公共施設の管理者、多数の者が利用する施設の管理者、地域整備課、県】

### 1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者は、施設の設置を行う場合、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施するものとする。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

### 2 液状化対策の知識の普及

町は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及を始め、町民への液状化対策の知識の普及を図るものとする。

## 第10節 危険物等施設の安全性の確保

【地域整備課、消防機関、危険物等の取扱事業者、危険物等の取扱い規制担当官公署】

### 1 技術基準の遵守

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者(以下この節において「事業者」という。)は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。

### 2 立入検査の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

### 3 自主保安体制の整備

事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

### 4 講習会・研修会の実施

危険物等の取扱規制担当官公署は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安全管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

### 5 防災に資する都市計画の推進

町は、建築物用途の混在を防止するため、防災に資する都市計画の推進に努めるものとする。

### 6 再発防止の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

## 第11節 県外の原子力施設事故災害予防対策

【生活水道課、エコパーク推進課、県】

### 1 基本方針

#### (1) 目的

群馬県内には、原子力施設(原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第6条の2第1項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。)が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」

第2部 災害予防対策計画  
第1章 災害に強いまちづくり

設定の目安となる範囲※にも本県の地域は含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

本県においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水畜産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、町及び県が関係機関等と連携して実施すべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な事項を定め、町民の不安を解消することを目的とする。

※ 平成27年12月1日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設から概ね30km」とされている。

(2) 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重するものとし、必要に応じて、随時本対策を見直すものとする。

(3) みなかみ町地域防災計画における本対策の位置づけ

この対策において定めのない事項については「風水害・雪害対策編」によるものとする。

## 2 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、県外に立地する原子力施設の事故に対し、万全を期すため、県を通じて情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。

## 3 環境放射線モニタリングの実施

町は、県が実施する平常時の県内における環境放射線モニタリングに協力するため、可搬型測定機器等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるなど、要員の育成に努める。

## 第12節 避難場所・避難所・避難路の整備

(「風水害・雪害対策編」第2部第1章第4節「避難場所・避難所・避難路の整備」に準ずる)

## 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

地震や事故災害などにより、大規模な被害が発生した場合は、町、指定地方公共機関その他の防災関係機関は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。

災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)の実施である。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示(緊急)のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。

町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフラインの応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

※避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。

### 第1節 緊急地震速報と地震情報

【総務課、県、その他の防災関係機関】

#### 1 緊急地震速報

##### (1) 緊急地震速報の発表等

緊急地震速報は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、気象庁が発表する速報である。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市町村名
群馬県	群馬県北部	沼田市、吾妻郡〔中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町〕、利根郡〔片品村、川場村、昭和村、みなかみ町〕
	群馬県南部	橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡〔榛東村、吉岡町〕、多野郡〔上野村、神流町〕、甘楽郡〔下仁田町、南牧村、甘楽町〕、佐波郡〔玉村町〕、邑楽郡〔板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町〕

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

## (2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は気象庁から日本放送協会（NHK）に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による町の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

## 2 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠隔地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

### 3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

(1) 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

(2) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日午後（金曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日）に発表している。

### 4 南海トラフ地震関係

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まってきている。

気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行う。

なお、この内容は、当面の措置として開始されるものであり、南海トラフ沿いにおいて異常な現象が観測された場合の防災対応の具体的な内容や実施のための仕組みについては今後検討されることとされており、その検討結果によって情報体系等が変更となる可能性がある。

「南海トラフ地震に関連する情報」について

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象※が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</li> <li>○南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</li> </ul>
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した結果を発表する場合</li> </ul>

※南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

## 第2節 情報の収集・連絡体制の整備

【総務課、子育て健康課、学校教育課、県、その他の防災関係機関】

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

### 1 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

町その他防災関係機関は、地震などによる被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

### 2 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 町その他防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備するものとする。
- (2) 町は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

### 3 多様な情報の収集体制の整備

町その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット等による情報収集体制を整備するものとする。

### 4 緊急地震速報の伝達体制等の整備

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

また、受信した緊急地震速報を市町村防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。  
なお、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

### 5 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

## 第3節 通信手段の確保

【総務課、県、電気通信事業者、その他の防災関係機関】

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。



このため、町、電気通信事業者その他防災関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模地震などを考慮した対策を講じておくものとする。

## 1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

町、電気通信事業者その他防災関係機関は、大規模地震発生時等における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び耐震性の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するものとする。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

## 2 災害時優先電話の指定

町その他防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

## 3 通信手段の確保

町その他防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。

### (1) 群馬県防災情報通信ネットワークの活用

町は、群馬県防災情報通信ネットワークの端末局の運用体制を強化する。

### (2) 通信施設の整備

緊急時の応急活動に係る情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

ア 町防災行政無線の整備充実

イ 消防無線の整備充実

ウ デジタル移動無線システムの導入

エ 衛星携帯電話

### (3) 整備項目

ア 移動系無線機、車載型無線機の増強

イ 防災相互通信用無線の整備増強

ウ 有線通信設備（災害時優先取扱い電話等）の整備

エ 機器の転落防止、予備電源等の整備

## 4 通信の多ルート化

町及び県(危機管理室)は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと市町村防災無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

なお、県においては、防災行政無線について、地上系基幹路の大容量化及び衛星系(地域衛星通信ネットワーク)の整備を進めているところであり、衛星系には画像伝送システムを導入し、被災現場から被害の映像を伝送できることとなっている。

## 5 通信訓練への参加

町その他防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関と

の連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努めるものとする。

## 第4節 職員の応急活動体制の整備

【総務課】

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

### 1 職員の非常参集体制の整備

- (1) 町は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
  - ア 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
  - イ 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
  - ウ 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

### 2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

- (1) 町は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

### 3 職員の応急活動体制の整備

町は、地域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る応急活動体制の充実、整備を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制、勤務時間外における参集体制の整備を図る。

#### (1) 町の組織体制の整備

##### ア みなかみ町災害警戒本部

総務課長は、町内において震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合、大規模な火災・事故・爆発等により災害が発生若しくは発生するおそれがある場合、又は警戒を必要と認めた場合において、災害情報の収集、災害予防及び災害応急対策を実施するため、警戒本部を設置する。

##### イ みなかみ町災害対策本部

町長は、町内において震度6弱以上の地震が発生した場合、又は大規模な火災・事故・爆発等により災害が発生し拡大するおそれがある場合、防災の推進を図るため、災害対策本部を

第2部 災害予防対策計画  
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

設置する。

なお、県が現地災害対策本部を設置した場合は、県現地災害対策本部と連携して、災害応急対策を実施する。

(2) 町の動員体制の整備

ア 職員の配備基準

町長は必要に応じ、災害対策本部の各号配備を指令する。

配備内容、人員については、第3部第2章第1節第2項「職員配備計画」に定めるところによる。

イ 勤務時間外における動員体制

(ア) 主要防災職員への早期情報伝達

防災担当職員等に専用通信端末を携帯させるなど、情報伝達の迅速化を図る。

(イ) 緊急登庁指定職員の指名

激甚災害等により、職員の車両等による登庁が不能あるいは著しく困難な場合に備え、徒歩30分以内（居住地と本庁の距離が概ね2キロメートル以内）で登庁できる職員を指定する。

緊急登庁職員に指定された職員が勤務時間外において災害発生により登庁した場合には、災害対策本部（本部が設置されていない場合は総務課）に出頭し、本部長（本部長が登庁していない場合は総務課長）の指揮を受け、所属する部課の業務に関係なく応急初動措置を行うものとする。

## 第5節 防災関係機関の連携体制の整備

【総務課、県、県警察、消防機関、その他の防災関係機関】

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

### 1 町における受援・応援体制の整備

(1) 町は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な地震等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。

また、町は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行うものとする。

(2) 町は、避難勧告等を発令する際に、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(3) 町は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において協力を得られる体制の整

備に努める。

## 2 消防機関における応援体制の整備

(1) 消防機関は、消防組織法第39条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定の締結に努めるものとする。

なお、本県では、昭和50年に県内の全消防本部(11本部)が相互応援協定を締結している。

(2) 消防機関は、消防組織法第44条の規定に基づく広域応援要請に関し、あらかじめ人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

## 3 自衛隊災害派遣についての連絡体制の整備

町、県その他防災関係機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため平常時から、連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。

## 4 一般事業者等との連携体制の整備

町その他防災関係機関は、災害時における食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとする。

## 5 救援活動拠点の整備

町及び県は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

## 第6節 防災中枢機能等の確保

(「風水害・雪害対策編」第2部第2章第9節「防災中枢機能等の確保」に準ずる)

## 第7節 救助・救急及び医療活動体制の整備

(「風水害・雪害対策編」第2部第2章第10節「救助・救急、医療及び消火活動体制の整備」に準ずる)

## 第8節 消火活動体制の整備

【総務課、消防機関、県】

### 1 消防力の整備

消防機関及び町は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の

充実に努めるものとする。

また、大規模な火災などに備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努めるものとする。

## 2 出火の防止

### (1) 建築同意制度の活用

利根沼田広域消防本部は、建築面からの出火の防止を図るため、消防法第7条に規定する建築物の新築、増築、改築等に係る消防長又は消防署長の同意制度を効果的に活用するものとする。

### (2) 町民に対する啓発

利根沼田広域消防本部及び町は、地震時などにおける火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を教授するものとする。

### (3) 防火管理等の教育

利根沼田広域消防本部は、防火管理者の講習において、地震や事故災害時などの防災対策について教育するものとする。

### (4) 予防査察における指導

利根沼田広域消防本部は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震や事故災害時などの防火安全対策を指導するものとする。

## 3 町民及び企業の消火活動体制の整備

火災発生時は、初期消火が特に重要となる。また、初期消火は、町民や企業が地域ぐるみで取り組むことがもっとも効果大きい。

このため、利根沼田広域消防本部及び町は、次の対策を講ずるものとする。

### (1) 地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

### (2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

## 4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、利根沼田広域消防本部は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行うものとする。

また、当該計画には、救急活動、救助活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県(危機管理室)を通じての県警察、自衛隊の応援を要請することを予定しておくものとする。

## 第9節 緊急輸送活動体制の整備

(「風水害・雪害対策編」第2部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる)

## 第10節 避難の受入れ体制の整備

【総務課、町民福祉課、子育て健康課、地域整備課、学校教育課、生涯学習課、  
県警察、消防機関、避難施設管理者】

### 1 避難誘導計画

- (1) 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から町民への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 町は、消防機関、県警察等と協議して避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。
- (3) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。
- (5) 町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、第2部第4章第1節により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。
- (6) 町は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (7) 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (8) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

### 2 指定緊急避難場所

- (1) 指定緊急避難場所の指定
  - ア 町は、地震による災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。
  - イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
  - ウ 町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- (2) 指定緊急避難場所の指定基準  
指定緊急避難場所については、町は、地震に伴う火災等に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれの

ある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとし、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震に伴う火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

### 3 指定避難所

#### (1) 指定避難所の指定

ア 町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に考慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

#### (2) 指定避難所の指定基準

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

#### (3) 学校を避難所として指定する場合の配慮

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、町は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

#### (4) 避難所における生活環境の確保

ア 町は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるものとする。

イ 町は、指定避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話などの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備や、プライバシー確保のためのパーティションのほか、快適な避難生活のための物資の確保に努めるものとする。

加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備等を進めるものとする。

ウ 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

エ 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

#### (5) 物資の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具（LPガス

やかセットコンロ等の熱源を含む。) 、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(6) 案内標識の設置

ア 町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難場所及び避難所の案内標識の設置に努めるものとする。

イ 町は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地域の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。

(7) 運営管理に必要な知識の普及

町は、町民への避難所の運営管理のために必要な知識の普及に努めるものとする。

(8) 福祉避難所

町は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

## 4 応急仮設住宅等

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

町は、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

(2) 用地供給体制の整備

町は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(3) 学校の教育活動への配慮

町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

町は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

## 第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

(「風水害・雪害対策編」第2部第2章第13節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備」に準ずる)

## 第12節 広報・広聴体制の整備

【総務課、総合戦略課、ライフライン事業者、報道・放送機関、その他の防災関係機関】

### 1 広報体制の整備

(1) 町、県、ライフライン事業者等は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。



(例)

発生した地震の震源・規模 被害状況 二次災害の危険性 余震の可能性 応急対策の実施状況 町民、関係団体等に対する協力要請 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の内容 避難場所及び避難所の名称・所在地・対象地区	避難時の注意事項 受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 町民の安否
--	---

ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

(例)

テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、有線放送、同報系無線(戸別受信機)、広報車、航空機、町ホームページ、みなかみ町緊急時一斉メール、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等
--

エ 広報媒体の整備を図る。

(例)

広報車、同報系無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)等
--

オ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

- (2) 報道機関及び放送機関は、災害情報を常に町民に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

## 2 広聴体制の整備

町、ライフライン事業者、その他防災関係機関は、町民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

## 第13節 二次災害の予防

【総務課、地域整備課、県】

### 1 被災宅地危険度判定について

- (1) 町は、宅地が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、町民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定体制の整備に努めるものとする。

## 第2部 災害予防対策計画

### 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(2) 町は、被災宅地危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

## 2 被災建築物応急危険度判定について

(1) 町は、地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒等による二次災害を防止するため、できる限り早く、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定するため、被災建築物応急危険度判定体制の整備に努めるものとする。

(2) 町は、被災建築物応急危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

## 第14節 複合災害対策

(「風水害・雪害対策編」第2部第2章第16節「複合災害対策」に準ずる)

## 第15節 防災訓練の実施

(「風水害・雪害対策編」第2部第2章第17節「防災訓練の実施」に準ずる)

## 第3章 町民等の防災活動の促進

災害から町民の生命、身体及び財産を守ることは、町に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。町民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

特に発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、町民には、災害発災時に「初期消火を行う」「近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する」「町が行う防災活動に協力する」など防災に寄与することが求められる。

したがって、町その他の防災関係機関は、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、町民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

### 第1節 災害被害を軽減する住民運動の展開

（「風水害・雪害対策編」第2部第3章第1節「災害被害を軽減する住民運動の展開」に準ずる）

### 第2節 防災思想の普及

【総務課、学校教育課、県、県警察、消防機関、その他の防災関係機関】

#### 1 防災知識の普及

町、県警察及び消防機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

##### (1) 家庭内の危険防止

###### ア 家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

###### イ 物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

###### ウ ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

###### エ 火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

###### オ 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋(柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

##### (2) 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

###### ア 地震など災害が起きたときの各自の役割

(誰が何を持ち出すか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)

###### イ 消火器具の備え付け及び使用方法

第2部 災害予防対策計画  
第3章 町民等の防災活動の促進

- ウ 家族間の連絡方法
  - エ 避難場所、避難所及び避難路の確認
  - オ 安全な避難経路の確認
  - カ 非常持ち出し品のチェック
  - キ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄
  - ク 家具転倒防止措置や室内の整理整頓
  - ケ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者の避難方法
  - コ 地震情報の入手方法
  - サ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
  - シ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (3) 非常持ち出し品の準備
- ア 非常用食料・飲料水(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料)
  - イ 貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)
  - ウ 救急医薬品等(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾、携帯トイレ、トイレットペーパー等)
  - エ 携帯ラジオ
  - オ 照明器具(懐中電灯(電池は多めに)、ろうそく(マッチ、ライター))
  - カ 衣類(下着、上着、タオル等)
- (4) 屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置
- ア 身の安全の確保
    - 机や椅子に身を隠す。
    - 玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。
    - あわてて外に飛び出さない。
  - イ 火災を防ぐ
    - 火の始末をする。
    - 火が出たら初期消火に努める。
  - ウ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。
  - エ 避難方法
    - 徒歩で避難する。
    - 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
    - 山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し避難する。
  - オ 応急救護
    - 対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
  - カ 救出活動
    - 建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。
  - キ 自動車運転者にとるべき行動
    - 道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
    - ラジオで災害情報を聞く。
    - 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
    - 避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。
- (5) 正しい情報の入手
- ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
  - 町役場、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- (6) 電話に関する留意事項
- ア 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動

に支障を来すので控える。

イ 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

## 2 学校教育による防災知識の普及

町は、学校教育を通じて地震などに対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど、児童・生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

## 3 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、町民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

## 4 防災訓練の実施指導

町、県警察及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、町民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

## 5 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

## 6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

## 7 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するよう努めるものとする。

## 8 緊急地震速報の普及、啓発

町その他防災関係機関は、町民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

※住民が緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発災してから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して火を消そうとしない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街などの屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

### 第3節 町民の防災活動の環境整備

【総務課、町民福祉課、県、沼田警察署、利根沼田広域消防本部、事業者】

#### 1 消防団、自主防災組織の育成強化

##### (1) 消防団の育成強化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

##### (2) 自主防災組織の育成強化

町は、自主防災組織の活性化を目指し、次によりその育成強化を図るものとする。

ア 防災知識の普及啓発、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努める。

イ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

ウ 町は、防災士等有資格者や有識者等を積極的に活用し、自主防災組織等による地域の防災活動の活発化を図るものとする。

##### (3) 自主防犯組織の育成強化

町は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

## 2 災害時救援ボランティア活動の環境整備

町及び県は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアの連携体制を確立するものとする。

### (1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

町及び県は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。

### (2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

町及び県(県民生活課)は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネーター等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

### (3) 各領域における専門ボランティアとの連携

町の関係各課及び県は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

## 3 事業所（企業）防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町や県が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

### (1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。

ア 従業員の防災教育

イ 情報収集伝達体制の確立

ウ 火災その他災害予防対策

エ 避難体制の確立

オ 防災訓練の実施

カ 応急救護体制の確立

キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）

ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

### (2) 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えるという特徴があり、地

域防災力向上の鍵をにぎるものである。

- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、町や県が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ町や県と協定を締結するなど、平時から町や県との連携に努める。  
また、町及び県は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (4) 災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。
- (5) 町及び県は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。
- (6) 町及び県は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (7) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (8) 町及び県（監査指導課）は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
- (9) 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

#### 4 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画の作成）

- (1) 町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- (3) 地区防災計画の作成に当たっては、必要に応じ、防災士等有資格者等の活用、並びに町による地域への協力等を行うものとする。また、町は、地区防災計画の作成を通じて、地域防災力の向上を図られるよう支援する。



## 第4章 要配慮者対策

### 第1節 要配慮者対策

(「風水害・雪害対策編」第2部第4章第1節「要配慮者対策」に準ずる)

## 第5章 その他の災害予防対策

### 第1節 孤立化集落対策

（「風水害・雪害対策編」第2部第5章第1節「孤立化集落対策」に準ずる）

### 第2節 帰宅困難者対策

（「風水害・雪害対策編」第2部第5章第2節「帰宅困難者対策」に準ずる）

### 第3節 災害廃棄物対策

（「風水害・雪害対策編」第2部第5章第3節「災害廃棄物対策」に準ずる）

### 第4節 り災証明書の発行体制の整備

（「風水害・雪害対策編」第2部第5章第4節「り災証明書の発行体制の整備」に準ずる）

## 【第3部 地震災害応急対策計画】



## 【第3部 地震災害応急対策計画】

災害応急対策の実施に当たっては、町民に最も身近な行政主体として、第1次的には町が当たり、県が町を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たることとなっている。

また、町及び県の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

地震発生後、防災関係機関は最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害(土砂災害、風水害、建築物倒壊など)の防止を行う。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているため、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

### 第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、規模、余震の状況等)、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

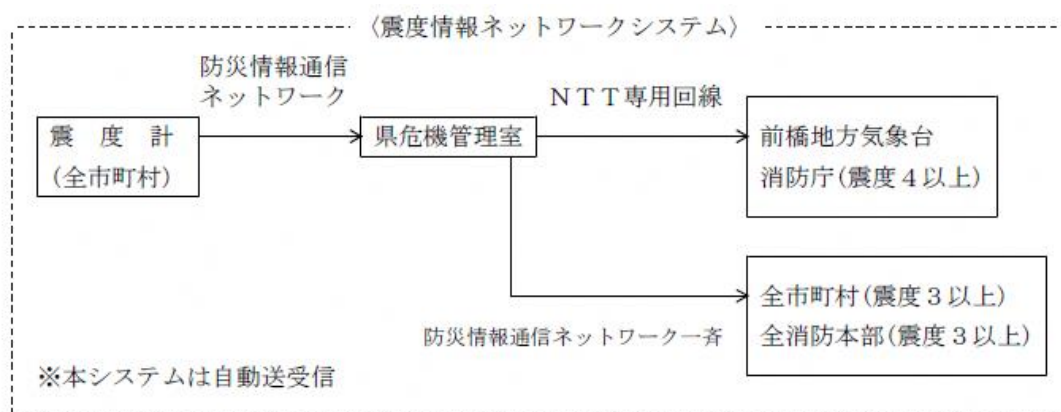
#### 第1節 地震情報の収集・連絡

〔総務課、前橋地方気象台、県、その他の防災関係機関〕

##### 1 震度情報の収集及び連絡

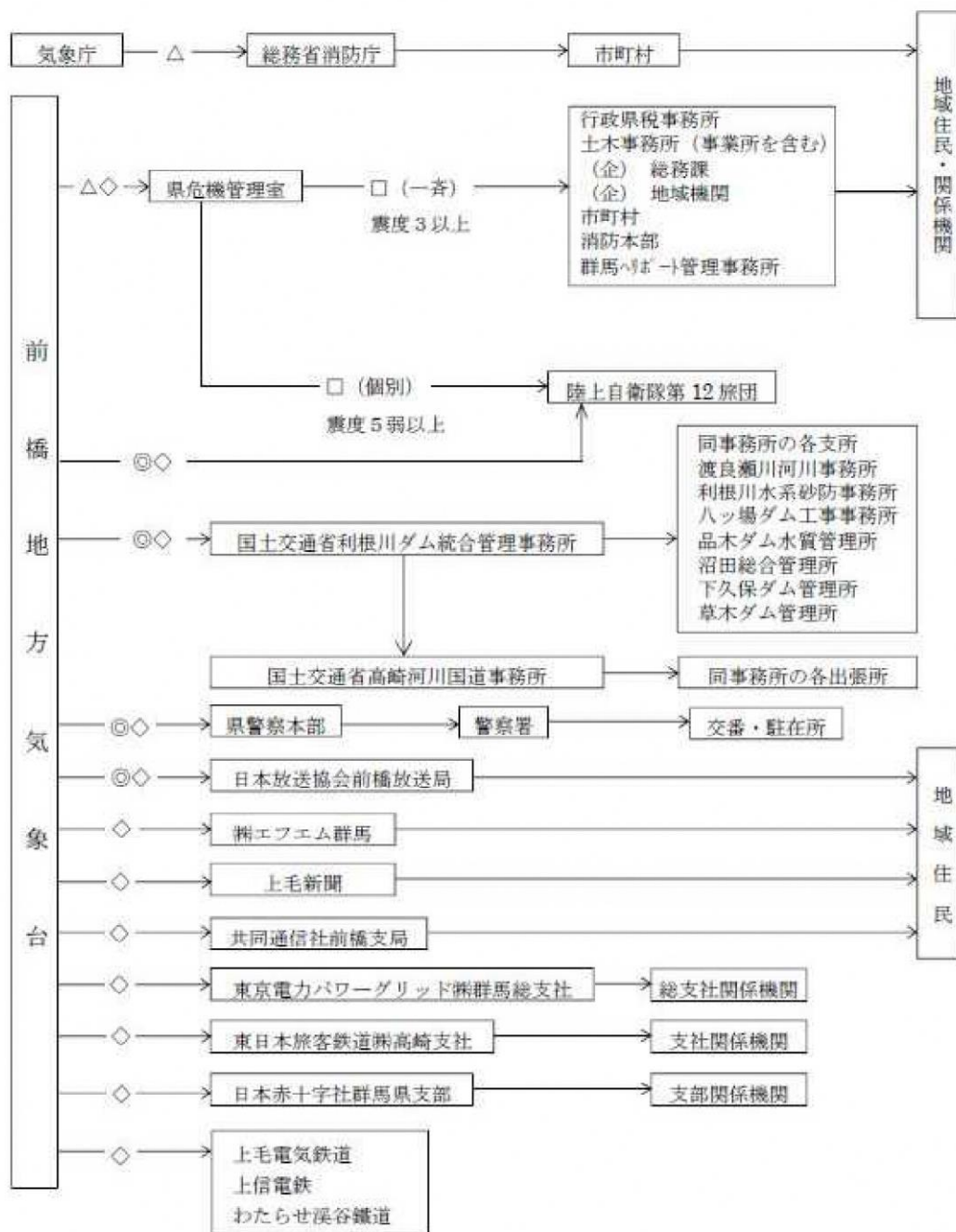
###### (1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握とその伝達

県(危機管理室)は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内35市町村(70地点)すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに町に伝達することとなっている。



(2) 防災情報提供システム等による地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報(規模、震源、震度等)を気象庁の「防災情報提供システム(専用線)」により各機関へ伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次図により決められた周知機関等に伝達するものとする。さらに、補助伝達手段としての「防災情報提供システム(インターネット)」により町その他の機関に伝達する。



(凡例)

- ◎ 防災情報提供システム(専用線)
- △ 専用回線
- 群馬県総合防災情報システム(防災情報通信ネットワーク)
- ◇ 防災情報提供システム(インターネット): 補助伝達手段

第3部 地震災害応急対策計画

第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

(3) 通常通信途絶時の代替通信手段

N T T回線の途絶により、震度情報及び地震情報が関係機関に伝達できない場合、県(危機管理室)及び前橋地方気象台は、次表の手段により震度情報及び地震情報を伝達することとなっている。

【県の代替通信手段】

伝達先	伝達方法	県防災情報通信ネットワーク	消防無線	地域衛星通信ネットワーク
前橋地方気象台		○		
消 防 庁			○	○
全 市 町 村		○		
消 防 本 部		○		
陸上自衛隊第12旅団		○		

【前橋地方気象台の代替通信手段】

伝達先	伝達方法	県防災情報通信ネットワーク	専用電話
県(危機管理室)		○	
N H K 前橋放送局		○	○
県 警 察 本 部		○	

第2節 災害情報の収集・連絡

【総務課、県、県警察、消防機関、その他の防災関係機関】

町その他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報(以下この節において「災害情報」という。)を迅速に収集しなければならない。被害情報の収集に当たっては、町民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。

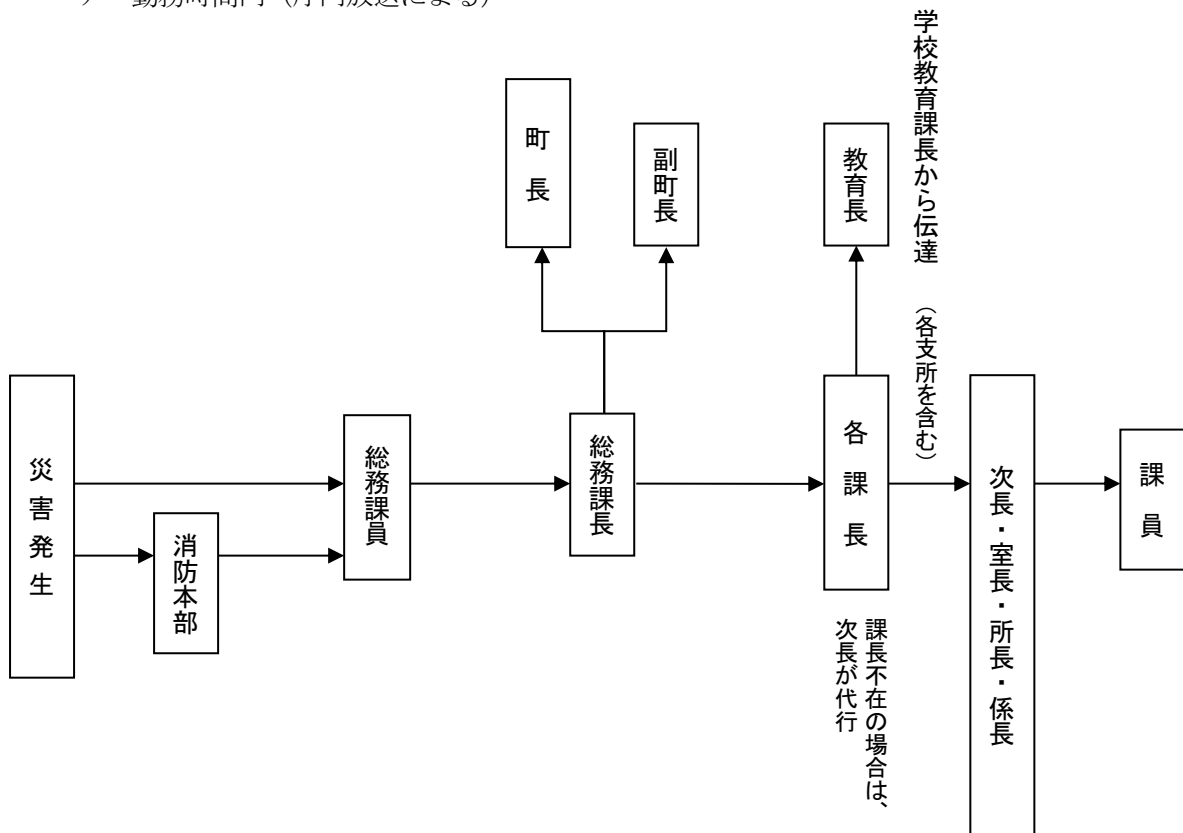
ただし、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な被害情報を報告することで足りるものとする。

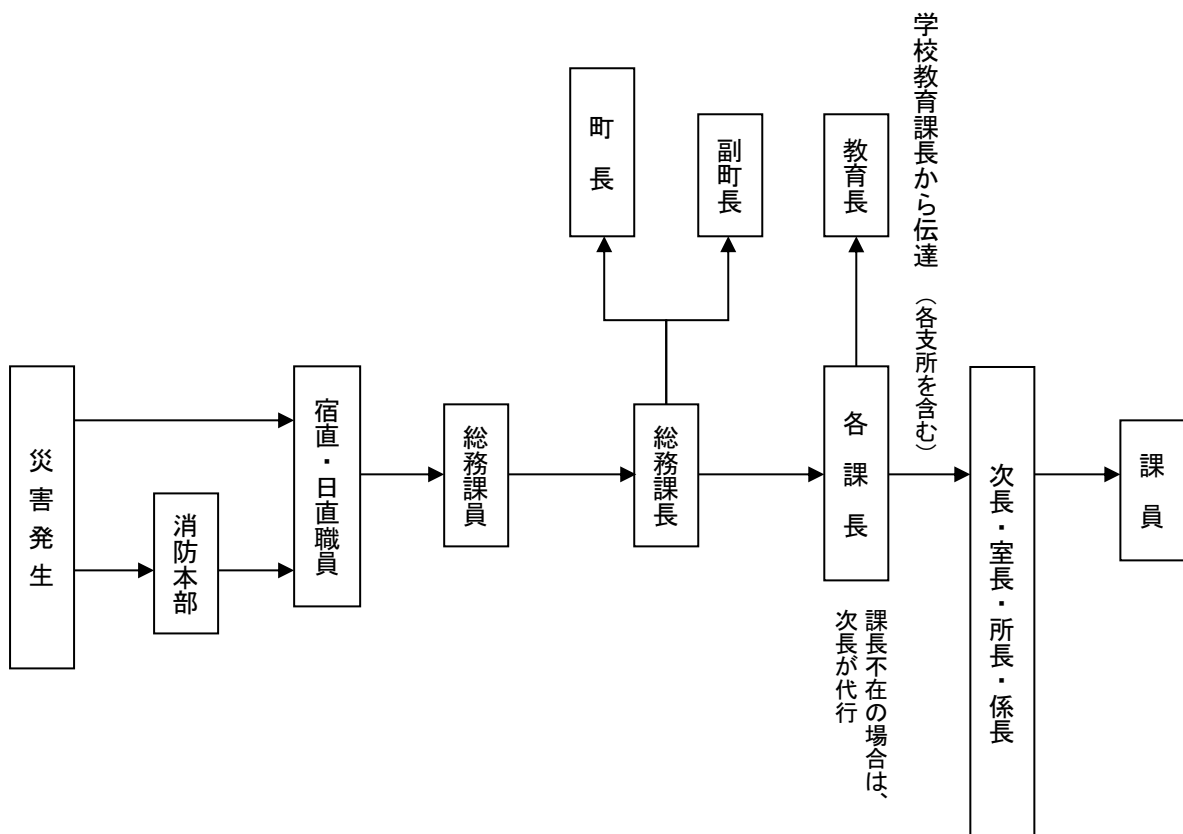
## 1 情報連絡系統

### (1) 庁内組織の連絡系統

#### ア 勤務時間内（庁内放送による）



#### イ 勤務時間外（休日・祝祭日含）



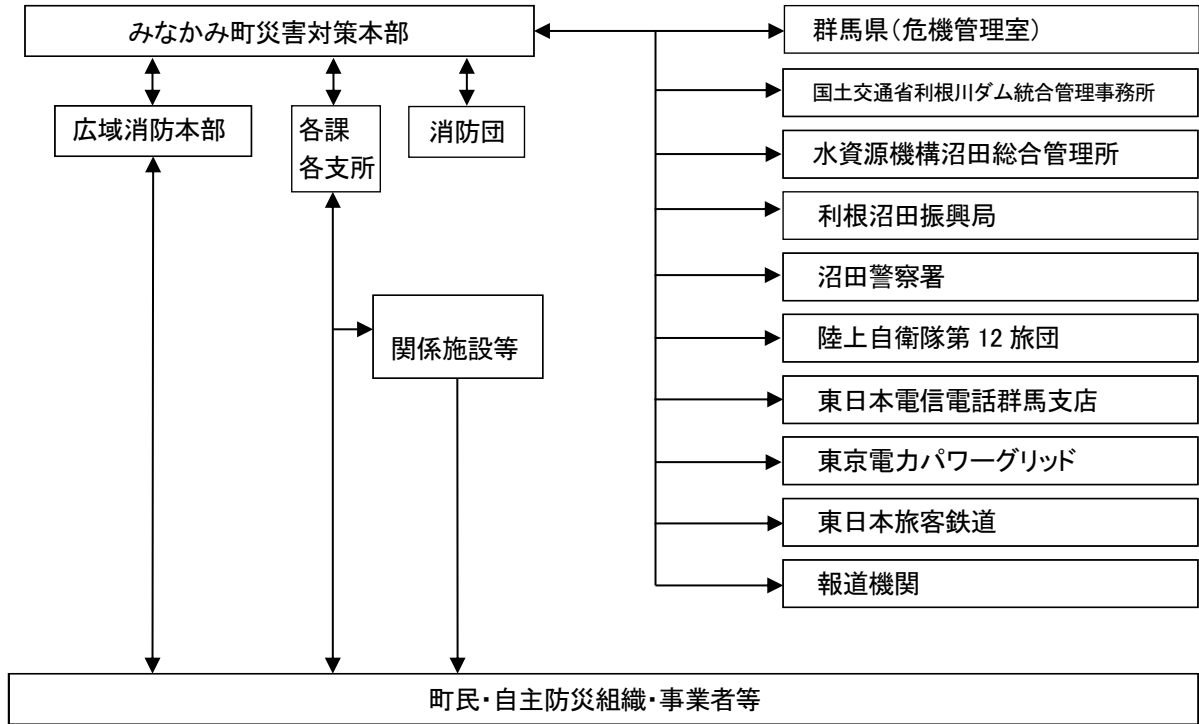


第3部 地震災害応急対策計画

第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

(2) 町外組織等への情報連絡系統

災害対策本部が設置された場合において、関係機関及び町民・自主防災組織への情報連絡系統は以下のとおりとする。



## 2 災害情報の収集

災害時の情報内容と収集手段については以下のとおりとする。

なお、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

応急対応区分	必要とする情報	情報発信者	収集（受信）手段
気象情報	■気象情報	■気象庁	■インターネット等
		■県危機管理室	■県防災行政無線
人命救助	■がけ崩れ・なだれ情報	■町民	■駆け込み、電話
		■消防本部	■119番通報、消防無線
		■沼田警察署	■110番通報、電話
		■町による災害状況巡視	■防災行政無線、デジタルカメラ
		■支所等	■電話、FAX、防災行政無線
	■火災情報	■町民	■駆け込み、電話
		■消防本部	■119番通報、消防無線
		■沼田警察署	■110番通報、電話
		■町による災害状況巡視	■防災行政無線、デジタルカメラ
		■支所等	■電話、FAX、防災行政無線
	■道路・河川情報 ・被害状況 ・交通規制等	■沼田警察署	■電話、FAX
		■地域整備課	■電話、FAX、防災行政無線
		■道路管理者（国土交通省） （東日本高速道路株） （群馬県） （町道路管理者）	■電話、FAX
		■河川管理者（国土交通省） （群馬県） （町河川管理者）	■電話、FAX
	火災鎮圧・延焼阻止	■火災・延焼情報	■町民
■消防本部			■119番通報、消防無線
■沼田警察署			■110番通報、電話
■町による災害状況巡視			■防災行政無線、デジタルカメラ
■支所等			■電話、FAX、防災行政無線
■道路情報 ・被害状況 ・交通規制等		■沼田警察署	■電話、FAX
		■地域整備課	■電話、FAX、防災行政無線
		■道路管理者（国土交通省） （東日本高速道路株） （群馬県） （町道路管理者）	■電話、FAX
■水道被害情報		■生活水道課	■電話、FAX、防災行政無線

第3部 地震災害応急対策計画  
第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

応急対応区分	必要とする情報	情報発信者	収集（受信）手段
救急・救助	■けが人情報	■町民	■駆け込み、電話
		■消防本部	■119番通報、消防無線
		■沼田警察署	■110番通報、電話
		■町による災害状況巡視	■防災行政無線、デジタルカメラ
		■支所等	■電話、FAX、防災行政無線
	■医療機関情報	■医療機関	■電話
■道路情報 ・被害状況 ・交通規制等	■沼田警察署	■電話、FAX	
	■地域整備課	■電話、FAX、防災行政無線	
	■道路管理者（国土交通省） （東日本高速道路株） （群馬県） （町道路管理者）	■電話、FAX	
自衛隊災害派遣要請	■全体被害状況 ・死者・けが人(概数) ・建物被害 ・道路被害 ・火災・延焼 ・ライフライン被害 ・避難状況	■消防本部	■119番通報、消防無線
		■沼田警察署	■110番通報、電話
		■町による災害状況巡視	■防災行政無線、デジタルカメラ
		■支所、公民館等	■電話、FAX、防災行政無線
		■各課	■電話、FAX、防災行政無線
		■ライフライン事業者	■電話、FAX
広域応援要請	■全体被害状況 ・死者・けが人(概数) ・建物被害 ・道路被害 ・火災・延焼 ・ライフライン被害 ・避難状況	■消防本部	■119番通報、消防無線
		■沼田警察署	■110番通報、電話
		■町による災害状況巡視	■防災行政無線、デジタルカメラ
		■支所、公民館等	■電話、FAX、防災行政無線
		■各課	■電話、FAX、防災行政無線
		■ライフライン事業者	■電話、FAX
各課応急対応	■被害状況	■各課	■電話、FAX、防災行政無線

### 3 災害情報の連絡

町における災害情報の連絡は、次による。

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに利根沼田行政県税事務所を経由して県危機管理室に報告する。

イ この際、利根沼田行政県税事務所連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理室に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

### 第3部 地震災害応急対策計画

#### 第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

なお、行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を派遣し、町からの連絡に遺漏がないよう配慮することとなっている。

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

エ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

##### (7) 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（災害概況即報）により報告する。

##### (4) 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）（被害状況即報）により報告する。

報告の頻度は次による。

① 第1報は、被害状況を確認し次第報告。

② 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。

③ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。

##### (6) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」第1号様式（災害確定報告）により報告する。

##### (5) 記入要領

被害認定基準は、別表による。

○死者、行方不明、重傷、軽傷	-----	人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水	-----	棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他	-----	名称
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水	-----	面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設	-----	名称
○その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通	-----	名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス	-----	戸数・回線数
○その他のうちブロック塀等	-----	箇所数
○火災のうち建物	-----	棟数
○火災のうち危険物その他	-----	名称

##### (2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

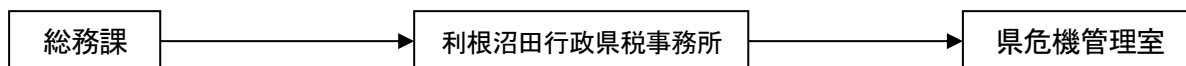
町は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

##### (3) 町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報について、防災関係機関への共有を図るものとする。

## 4 災害情報の報告系統

### (1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告系統

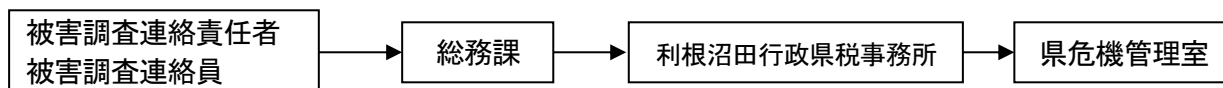
報告の方法は、県防災行政無線、電話・ファクシミリ等で行う。



(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない報告系統

ア 住家人的等一般被害調査報告

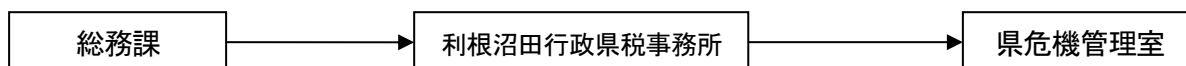
総務課（災害対策本部を設置した場合は本部）からの指令又は災害発生の実事により担当行政区の被害状況を調査し報告する（住家、非住家及び人的被害状況調査集計表）。



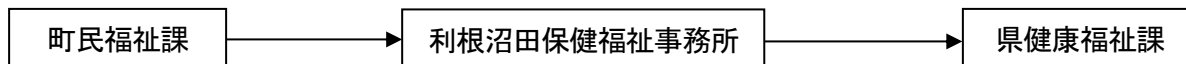
イ その他報告

被害状況等報告は、下記の系統により所定の様式を用いて県防災行政無線、電話・ファクシミリ等で行う。同時に報告書の写しを総務課へ提出するものとする。

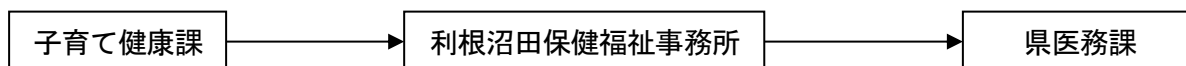
(7) 町有財産被害状況報告



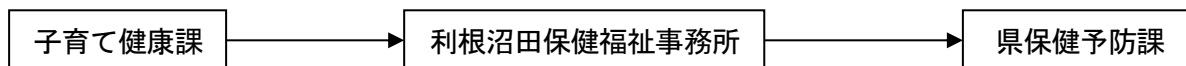
(4) 社会福祉施設被害報告



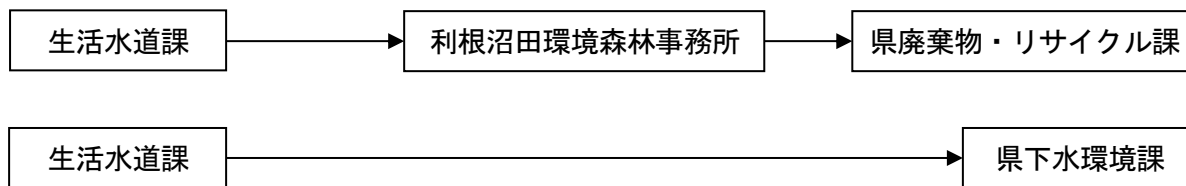
(7) 医療関係被害状況報告



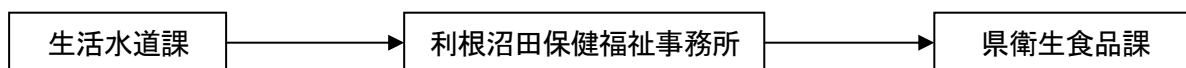
(8) 防疫関係被害状況報告



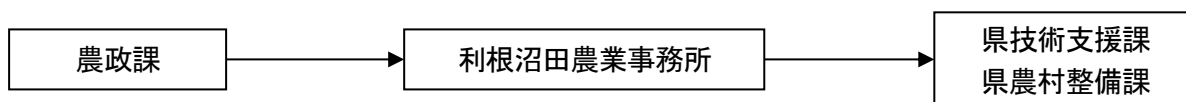
(イ) 清掃施設被害及び清掃関係事業等状況報告



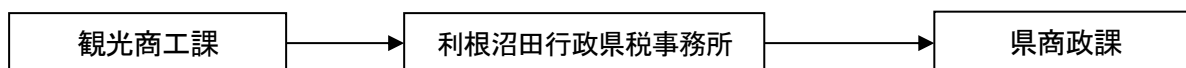
(ロ) 水道施設被害状況報告



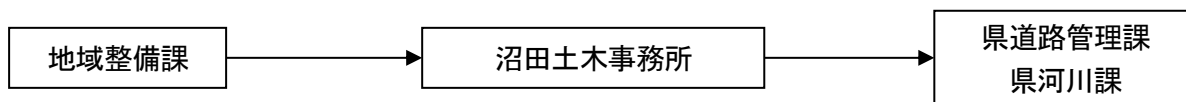
(ハ) 農地・農業用施設被害状況報告



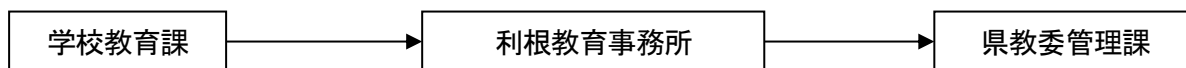
(ニ) 商業関係被害状況報告



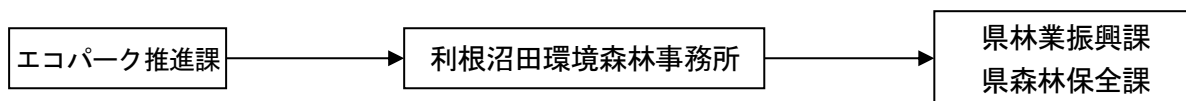
(ホ) 公共土木施設関係被害報告



(ヘ) 公立学校教育施設被害状況報告

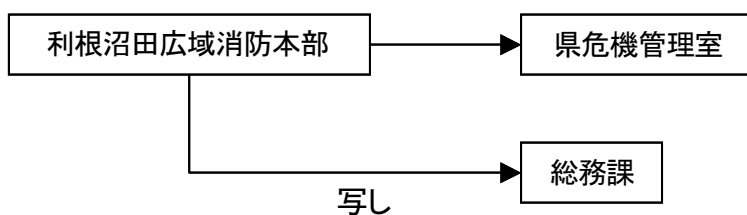


(セ) 林業関係被害状況報告



ウ 消防機関における災害情報の報告系統

報告の方法は、県防災行政無線、電話・ファクシミリ等で行う。



## 5 消防機関における災害情報の連絡

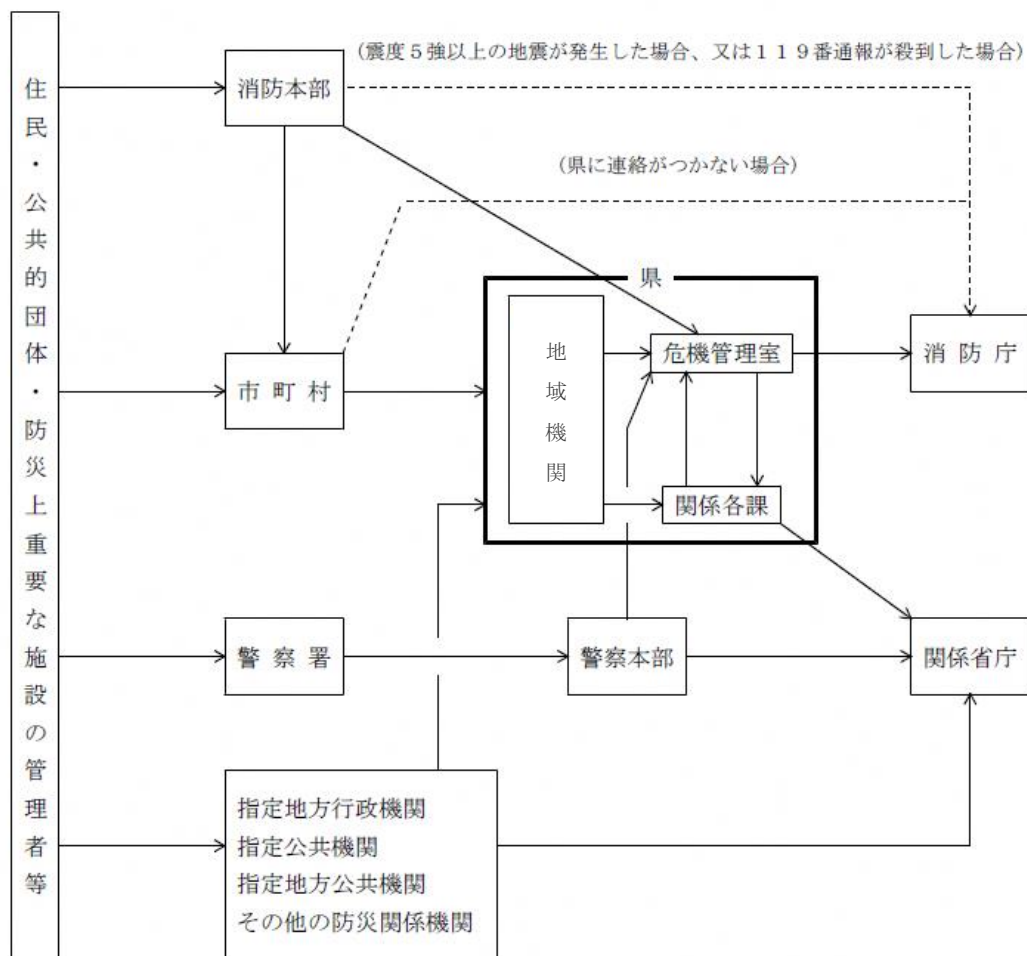
利根沼田広域消防本部は、把握した災害情報を町及び県危機管理室に報告するものとする。

なお、消防機関への通報が殺到し又は管内で震度5弱以上の地震が発生し、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の直接即報基準に該当する場合は、その状況を直ちに県危機管理室に報告するとともに、消防庁に対して直接報告するものとする。報告様式は別記様「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（災害概況即報）又は第4号様式（その2）（被害状況即報）による。

消防庁「応急対策室」（平日9:30～18:15）	電話03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」（上記時間以外）	電話03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

## 6 その他の防災関係機関における災害情報の連絡

その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた計画に従い、収集した災害情報を関係市町村、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。



第3部 地震災害応急対策計画  
 第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)		報告日時	年 月 日 時 分			
		都道府県				
消防庁受信者氏名		市町村 (消防本部名)				
災害名 (第 報)		報告者名				

災害の概況	発生場所						発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
								一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



第4号様式（その1）別紙  
 都道府県名（ ）

市町村名	避難指示（緊急）		避難勧告		避難準備・高齢者等避難開始		発令日時	
	対象世帯数（※）	対象人数（※）	対象世帯数（※）	対象人数（※）	対象世帯数（※）	対象人数（※）	発令日時	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。



第3部 地震災害応急対策計画  
 第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

様式4

災害確定報告

報告機関				区 分			被 害		
災 害 名 ・ 確 定 日	月 日 時 確定			田	流出・埋没	h a			
					冠 水	h a			
報 告 者 名				畑	流出・埋没	h a			
					冠 水	h a			
区 分		被 害		そ	文 教 施 設	箇所			
人 的 被 害	死 者	人			病 院	箇所			
	行方不明者	人		道 路	箇所				
	負 傷 者	重 傷	人		橋 り よ う	箇所			
		軽 傷	人		河 川	箇所			
住 家 被 害	全 壊	棟		の	砂 防	箇所			
		世帯			清 掃 施 設	箇所			
		人			崖 く ず れ	箇所			
	半 壊	棟			他	鉄 道 不 通	箇所		
		世帯				被 害 船 舶	隻		
		人				水 道	戸		
	一 部 破 損	棟				電 話	回線		
		世帯				電 気	戸		
		人				ガ ス	戸		
	床 上 浸 水	棟				り	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
		世帯					災 世 帯 数	世帯	
		人					災 者 数	人	
床 下 浸 水	棟		火 災 発 生	建 物			件		
	世帯			危 険 物			件		
	人			そ の 他			件		
非 住 家	公 共 建 物	棟							
	そ の 他	棟							

第3部 地震災害応急対策計画

第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

区 分		被 害		県 災 害 対 策 本 部			
公立文教施設	千円				名称		
農林水産業施設	千円				設置	月	日 時
公共土木施設	千円			廃止	月	日 時	
その他の公共施設	千円			災 害 置 對 市 町 本 村 部 名			
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
その の 他	農 産 被 害 千円				災 適 用 救 市 助 法 村 名	計 団体	
	林 産 被 害 千円						
	畜 産 被 害 千円						
	水 産 被 害 千円						
	商 工 被 害 千円						
				計 団体			
	そ の 他 千円			消防職員出動延人数		人	
被 害 総 額	千円			消防団員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他(避難の勧告・指示の状況)						

第3部 地震災害応急対策計画  
第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

様式5  
災害確定報告続紙

市町村名		月 日 時確定
被害の区分	被害発生地区	数(名称)

別表 被害認定基準(災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告)

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
- (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
- (4) 非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。
- (4) 「文教施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。

- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
- (8) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
- (9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設。
- (10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
- (11) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- (12) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。
- (13) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
- (14) 「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
- (15) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
- (16) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
- (17) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。  
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
- (18) 「り災者」とは、り災世帯の構成員。

#### 5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
- (5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

### 第3節 通信手段の確保

(「風水害・雪害対策編」第3部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる)

## 第2章 活動体制の確立

### 第1節 災害時の配備体制と動員

【総務課、全職員】

#### 1 災害時における配備体制

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害への応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、配備体制を定めるものとする。

#### 2 職員配備計画

職員の配備計画については、以下のとおりとする。

種 別		設置基準	動員及び配備体制
災害警戒本部	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内において震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合</li> <li>総務課長が警戒を必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課及び課長以上の職員</li> <li>① 情報収集及び災害応急対応</li> <li>② 災害対策本部移行への対応</li> </ul>
災害対策本部	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内において震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>その他の状況により町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課、各課係長以上の職員及びあらかじめ各課等の長が指定した職員</li> <li>① 被災情報の収集</li> <li>② 避難誘導</li> <li>③ 県等関係機関との連絡</li> <li>④ 町民への広報</li> <li>⑤ 応急対策</li> <li>⑥ 2号配備体制移行への対応</li> </ul>
	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が拡大するおそれがあり、1号配備で対処できない場合</li> <li>その他の状況により町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課、各課主幹以上の職員及びあらかじめ各課等の長が指定した職員</li> <li>① 被災情報の収集</li> <li>② 避難誘導</li> <li>③ 県等関係機関との連絡</li> <li>④ 町民への広報</li> <li>⑤ 応急対策</li> <li>⑥ 応援要請</li> <li>⑦ 3号配備体制移行への対応</li> </ul>
	3号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>全町域に激甚な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり、2号配備で対処できない場合</li> <li>その他の状況により町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員</li> <li>組織の総力を挙げて応急対策を実施</li> </ul>

災害警戒本部：P92にて記述

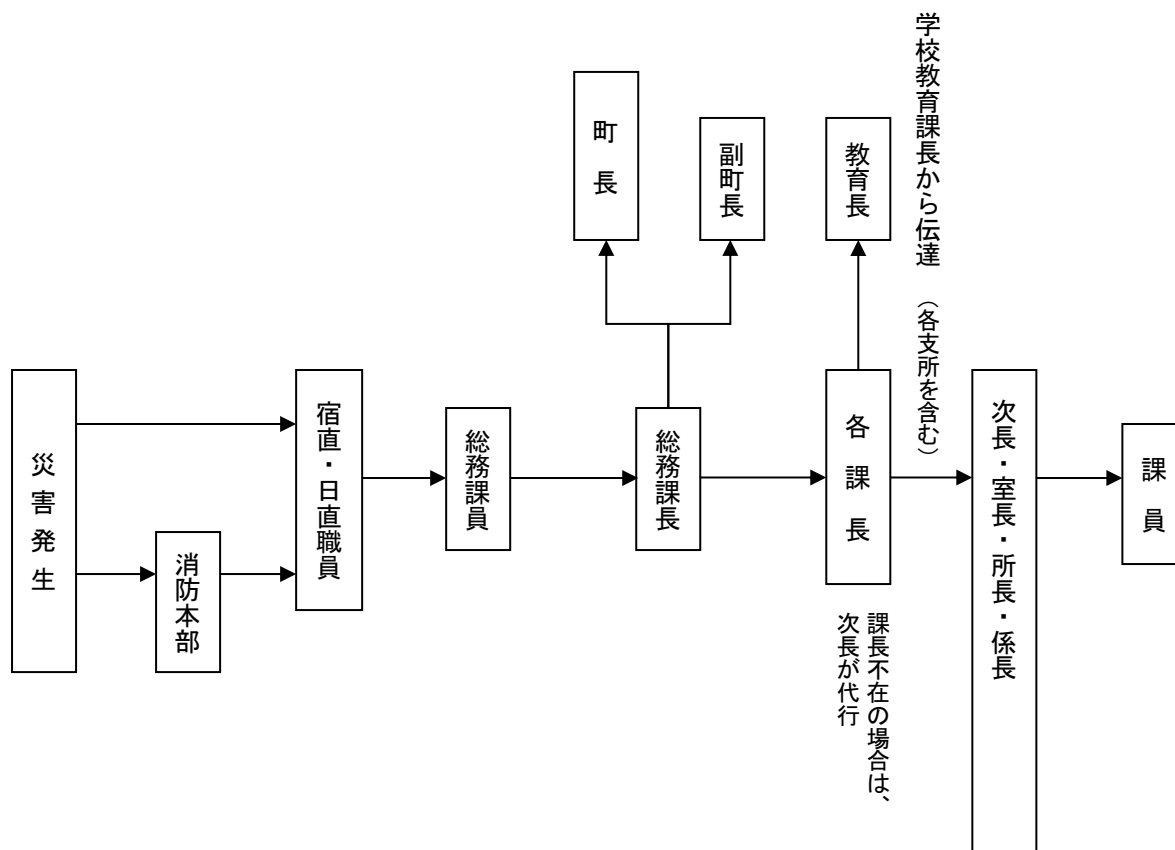
災害対策本部：P94にて記述



### 3 勤務時間外に災害が発生した場合の対応

勤務時間外の対応については、緊急連絡網等により職員に周知し、参集が必要な場合には、速やかに参集を行うものとする。

また、各所属長は、職員の安否情報等を「職員の配備及び安否等確認票(様式1)」に記入する。



### 4 配備状況の報告

各所属長は、30分ごとに職員の参集状況について総務課に報告することとする。総務課は、各所属の参集状況を「配備状況報告書(様式2)」に記入する。

また、各所属長は、動員が完了した際には「職員の配備及び安否等確認票(様式1)」を総務課に提出することとする。

### 5 参集時の留意事項

参集にあたり、職員は以下の事項を遵守して自主的に行動を開始することとする。

(1) 出動時の服装及び携行品

出動時に際しては防災活動に支障のない安全な服装とする。また、速やかな出動のため、職員は平素から手袋、手ぬぐい、水筒、携帯用食料、懐中電灯、携帯ラジオ、名札、腕章、寝袋等の必要品を入れたリュックサックを準備しておくこととする。

(2) 出動途中における緊急措置

職員は出動途中、火災若しくは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄の消防機関、警察機関に通報するとともに、人命救助等適切な行動を取ることとする。

(3) 出動手段

### 第3部 地震災害応急対策計画

#### 第2章 活動体制の確立

職員は出動にあたって、原則自動車によらず、徒歩、自転車、オートバイ等の手段により出動することとする。

#### (4) 被害状況等の報告

職員は出動途中において、被害状況や災害状況等の情報収集を行い、出動場所の指揮者を經由し、災害対策本部に報告することとする。

## 6 職員の健康管理

総務課長は、必要に応じて職員用相談窓口を設置するとともに専門家による心のケア対策を行うなど、職員の健康管理に必要な措置をとるものとする。また、各班長は、班員の健康及び勤務状態等を常に配慮し、適切な措置をとるものとする。

第3部 地震災害応急対策計画  
第2章 活動体制の確立

様式1

職員の配備及び安否等確認票

( / 枚中) 月 日 時			課 分 班 名		担当者					
No.	職名	氏名	安否状況等		参集・安否等の状況					
			安否 確認○ 未確認×		住家 状況 異状 有なし	勤務地へ の参集	勤務地以外への参集		参集不能者の安否	
			本人	家族		参集日時	参集日時	参集場 所	確認日時	確認場 所
					:	:		:		
					:	:		:		
					:	:		:		
					:	:		:		
					:	:		:		
					:	:		:		
					:	:		:		
					:	:		:		
					:	:		:		
					:	:		:		
					:	:		:		
					:	:		:		
					:	:		:		
					:	:		:		

- ※ 各課・各支所で所属職員全員（休業、休職中の職員を含む）の安否確認を行う。
- ※ 「安否」欄には、確認できたものは○を、未確認のものは×印を記載する。
- ※ 安否確認の状況については、随時、総務課に報告すること。

様式2

配備状況報告書

( / 枚中)

	課 支所	課 支所	課 支所	課 支所	課 支所
配備予定人員	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人

	課 支所	課 支所	課 支所	課 支所	計
配備予定人員	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人

※ 総務課は、各課・各支所からの情報に基づき、参集人数を記入する。

※ 配備予定人員欄には、動員配備基準に定める職員の数を記載する。

## 第2節 災害警戒本部の設置

【総務課】

### 1 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部が設置されない場合

災害が発生するおそれがある場合で、災害警戒本部が設置されないときは、各課等において関係機関と連携をとりながら当該災害の態様、規模等に応じた組織体制により、災害応急対策を行うものとする。

(2) 災害警戒本部の設置

総務課長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し関係課長等と協議の上必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

ア 町内において震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合。

イ 総務課長が警戒を必要と認めた場合。

(3) 災害警戒本部は、総務課内に置くものとする。

### 2 災害警戒本部の組織・活動内容

災害警戒本部の本部長は総務課長とし、本部長が事故等によりその職務を遂行できない場合は、下記順位より指揮権限が委任される。また、各課等の分掌事務は、本章第3節第5項の「災害対策本部内の事務分掌」に準ずるものとする。

第1位 地域整備課長

第2位 農政課長

### 3 県への報告及び防災関係機関との連携

本部長（総務課長）は、災害警戒本部を設置した際には、速やかに県に報告し、防災関係機関と連携しながら、町民への周知及び災害発生の際の監視を行うものとする。

また、本部長は、別記様式「災害（警戒・対策）本部設置記録」を作成することとする。

### 4 災害警戒本部の廃止

本部長は、災害発生の際の危険がなくなると認めたときは、災害警戒本部の廃止を決定し、関係機関に報告し、町民にも周知を行う。

様式

災害（警戒・対策）本部設置記録

災害（警戒・対策）本部設置日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分			
災害（警戒・対策）本部廃止日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分			
災害（警戒・対策）本部設置報告時刻	報告先		報告時刻	午前・午後 時 分
災害（警戒・対策）本部廃止報告時刻	報告先		報告時刻	午前・午後 時 分
【被害の発生状況】				
【災害（警戒・対策）本部の活動状況】				

### 第3節 災害対策本部の設置

【総務課、全職員】

#### 1 災害対策本部の設置

(1) 設置の決定（設置基準）

町長は、町内において震度6弱以上の地震が発生した場合、防災の推進を図るため、災害対策本部の設置を決定する。

(2) 設置場所

ア 災害対策本部は、町本庁舎内に設置する。

イ 町本庁舎が被災等により使用不能になった場合又は倒壊等の危険がある場合は、下記施設を代替施設に指定する。

【代替施設】

みなかみ町月夜野農村環境改善センター（みなかみ町月夜野 938 番地 1）  
電話番号 62-3352

ウ 災害対策本部事務局は町本庁舎内に設置する。

(3) 災害対策本部会議（本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）、本部員（課長・支所長・消防団長））

ア 各課等が所管する業務についての被害状況、対策及び措置を報告する。

イ 本部会議は、災害対応の方針及び広域応援要請等を決定する。

ウ 総務課は、本部会議の決定事項を各課等及び防災関係機関等に伝達する。

(4) 本部連絡員（次長・室長・所長・係長・消防方面団長）

ア 災害対策本部の各本部員は、内部に本部連絡員を定めておく。

イ 本部連絡員は、本部会議決定事項の伝達、各課等相互間の連絡調整、各種の情報収集等の事務を担当する。

(5) 報告及び防災関係機関との連携

本部長は、災害対策本部を設置した際には、速やかに県に報告し、防災関係機関と連携しながら、町民への周知及び災害への対応を行うものとする。

また、本部長は、別記様式「災害（警戒・対策）本部設置記録」を作成することとする。

(6) 設置及び廃止の通知

ア 本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に対し、その旨を通知するものとする。

(ア) みなかみ町防災会議委員

(イ) 関係防災機関（消防機関・警察機関等）

(ウ) 報道機関

(エ) 町民

イ 本部員は、所属職員に対し周知徹底しなければならない。

(7) 関係機関に対する広域応援要請

ア 災害による被害が大規模又は広範囲に及び町では対応できない場合において、総務課は、本部長の指示により、県知事を通して自衛隊の災害派遣要請を行う。

イ 各課は、所管の広域応援要請を行う。

(8) 災害対策本部の活動の優先順位

### 第3部 地震災害応急対策計画

#### 第2章 活動体制の確立

災害対策本部の設置は、職員の動員とともに行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。活動の優先順位は、概ね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ア 通信手段の確保
- イ 被害情報の収集、連絡
- ウ 負傷者の救出・救護体制の確立
- エ 医療活動体制の確立
- オ 交通確保・緊急輸送活動の確立
- カ 避難受入活動
- キ 食料・飲料水、生活必需品の供給
- ク ライフラインの応急復旧
- ケ 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- コ 社会秩序の維持
- サ 公共施設・設備の応急復旧
- シ 災害広報活動（随時）
- ス ボランティアの受入れ（随時）
- セ 二次災害の防止（随時）

#### (9) 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

## 2 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

また、県知事及び関係機関に報告し、町民にも周知を行う。

## 3 本部員連絡調整会議の設置運営

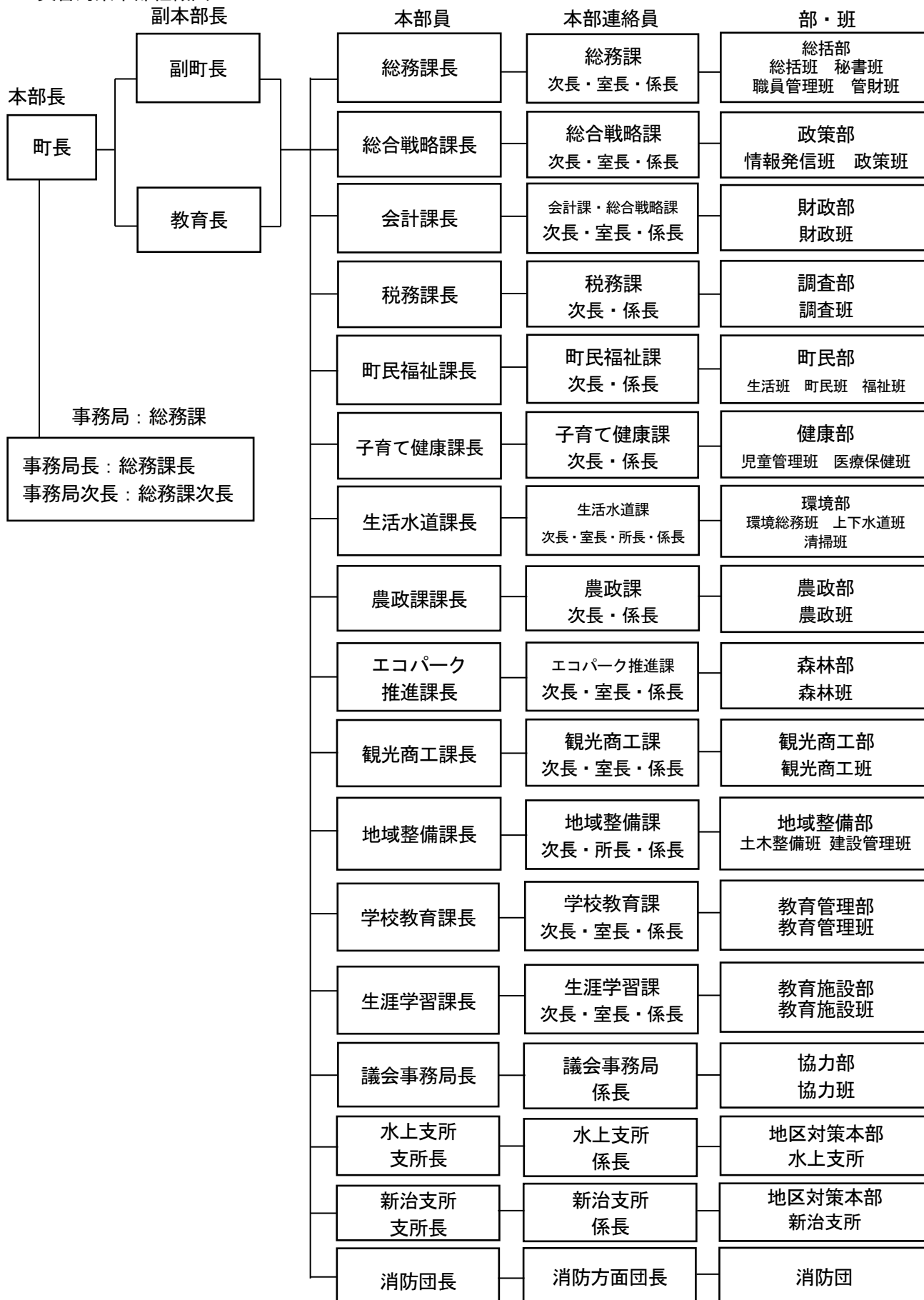
- (1) 総務課は、災害対策に関し、各課等間の連絡・調整を図るために、本部員連絡調整会議を設置する。
- (2) 本部員連絡調整会議の議長は総務課長とする。

## 4 災害対策本部の組織・運営

- (1) 災害対策本部の組織編成  
災害対策本部の組織編成は、以下の組織図のとおりとする。



災害対策本部組織図



(2) 本部の事務手続き

本部会議における協議事項

- ア 災害予防、災害応急対策に関すること。
- イ 動員・配備体制に関すること。
- ウ 災害対策本部の閉鎖に関すること。
- エ 各課等の調整事項に関すること。
- オ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- カ 町民への避難勧告・指示及び誘導並びに警戒区域の設定に関すること。
- キ 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ク 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- ケ 関係機関、他の市町村等への対策又は応援要請に関すること。
- コ 災害救助法の適用要請に関すること。
- サ 激甚災害の指定の要請に関すること。
- シ 災害復旧に関すること。
- ス 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- セ その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(3) 本部会議における発信事項及び受信事項の処理

ア 発信手続き

総務課長は、本部長の指示事項及び本部会議における決定事項のうち、必要なものについては発信文を発議させ、各本部員及び本部連絡員に伝達する。

各本部員及び本部連絡員は発信事項を所属職員に伝達、周知しなければならない。

イ 受信手続き

災害対策本部の受信事項は、総務課が処理する。

総務課長は、各課等又は指定地方行政機関等からの報告等その他受信事項を、本部会議に付議しなければならない。

(4) 本部長（町長）の職務代理

本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、下記順位により指揮権限が委任される。

第1位 副町長

第2位 教育長

第3位 総務課長

(5) 本部員の職務代理

本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

## 5 災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、概ね次のとおりとする。

### 部・班別事務分掌

部	部長	班	班長	班員	分掌事務
総務部	総務課長	総括班	総務課次長	総務課 総務係  危機管理室 消防・防災係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部会議に関すること。</li> <li>2 本部長の指示又は指令等に関すること。</li> <li>3 被害状況の総合的把握及び応急対策指示に関すること。</li> <li>4 県災害対策本部及び関係防災機関への被害状況の報告及び連絡調整に関すること。</li> <li>5 職員動員に関すること。</li> <li>6 各課、各班の総合調整に関すること。</li> <li>7 行政機関、公共機関等の協力要請に関すること。</li> <li>8 応援受援のとりまとめ、調整に関すること。</li> <li>9 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> <li>10 災害救助法の適用申請に関すること。</li> <li>11 広域的避難に関すること。</li> <li>12 帰宅困難者対策に関すること。</li> <li>13 町防災会議に関すること。</li> <li>14 気象警報等災害情報の収集・伝達に関すること。</li> <li>15 警報、避難指示等の伝達に関すること。</li> <li>16 行政区(自主防災組織)への対応に関すること。</li> <li>17 各消防本部、消防団との連絡調整及び指揮連絡に関すること。</li> <li>18 消防団の労務、健康管理、公務災害補償に関すること。</li> <li>19 消防団員及び家族の被災状況の把握に関すること。</li> <li>20 ヘリポートの管理運営に関すること。</li> <li>21 緊急通行車両の確認申請に関すること。</li> <li>22 町庁舎の点検、整備及び復旧に関すること。</li> </ol>
		秘書班	総務課次長	総務課 秘書係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること</li> <li>2 庁内放送に関すること</li> </ol>

第3部 地震災害応急対策計画

第2章 活動体制の確立

部	部長	班	班長	班員	分掌事務
		職員管理班	人事係長	総務課 人事係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の派遣及び災害派遣職員の受入れ及び配置に関すること。</li> <li>2 職員の労務、健康管理及び公務災害補償に関すること。</li> <li>3 職員及び家族の被災状況の調査に関すること。</li> <li>4 各職員の参集状況の把握に関すること。</li> <li>5 災害対策従事職員等食料の調達・給付に関すること。</li> </ol>
		管財班	政策室長	総務課 政策係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町有財産の被災状況調査報告及び応急対策に関すること。</li> <li>2 災害時における応急対策車両及び資機材の管理及び払い出しに関すること。</li> <li>3 災害時における応急食料の確保、配分及び配送に関すること。</li> <li>4 物流拠点の開設、管理及び運営に関すること。</li> </ol>
政策部	総合戦略課長	情報発信班	総合戦略課次長	総合戦略課 企画調整係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する広報広聴活動に関すること。</li> <li>2 被害、対策状況等の写真撮影及び記録・保存、整理に関すること</li> <li>3 国、県、報道機関への情報提供及び報道依頼に関すること。</li> <li>4 報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>5 交通政策の連絡調整に関すること。</li> <li>6 災害時における民間輸送車両の確保に係る連絡調整に関すること。</li> </ol>
		政策班	戦略推進室長	総合戦略課 戦略推進係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コールセンター設置・運営に関すること。</li> <li>2 臨時被災者相談所の設営に関すること。</li> <li>3 相談事項処理のための各班への要請及び町民相談等の状況のとりまとめ及び報告に関すること。</li> <li>4 災害復旧対策の総合調整に関すること。</li> </ol>

第3部 地震災害応急対策計画  
第2章 活動体制の確立

部	部長	班	班長	班員	分掌事務
財政部	会計課長	財政班	財政係長	総合戦略課 財政・契約係  会計課 会計係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に係る予算の調整、編成及び執行管理に関すること。</li> <li>2 災害に係る費用の概算及び精算事務の指導、総括に関すること。</li> <li>3 義援金等の管理・運用に関すること。</li> <li>4 災害対策に必要な資金の調達及び出納に関すること。</li> <li>5 災害救助金の出納に関すること。</li> <li>6 その他災害時における経理に関すること。</li> </ol>
調査部	税務課長	調査班	税務課次長	税務課  資産税係・ 住民税係 ・滞納整理 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅等建築物及び人的被害状況調査、集計、報告に関すること。</li> <li>2 町税減免等の災害時の税制措置に関すること。</li> <li>3 避難所の開設・管理・運営並びに避難者の収容に関すること。</li> <li>4 避難所における炊き出しに関すること。</li> <li>5 避難者状況のとりまとめ及び報告に関すること。</li> <li>6 被害認定調査及びり災証明書の発行に関すること。</li> </ol>
町民部	町民福祉課長	生活班	町民福祉課次長	町民福祉課  障害・福祉 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における被服、寝具等生活必需品の確保、調達、配分、配送に関すること。</li> <li>2 救助物資の保管及び受払に関すること。</li> <li>3 生活困窮者等に対する調査報告及び援護に関すること。</li> <li>4 義援金品の受入に関すること。</li> <li>5 障害者等福祉施設利用者の避難確認及び救護に関すること。</li> <li>6 障害者等福祉施設の被災状況調査及び応急対策に関すること。</li> </ol>
		町民班	窓口・医療係長	町民福祉課  窓口・医療 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難者の避難状況の総括的把握及び報告に関すること。(※広域避難者を含む。)</li> <li>2 死者、負傷者、行方不明者の集約及び報告に関すること。</li> <li>3 死体の埋火葬手続きに関すること。(身元不明者を含む。)</li> <li>4 災害時における国民健康保険の医療窓口事務に関すること。</li> </ol>

第3部 地震災害応急対策計画  
第2章 活動体制の確立

部	部長	班	班長	班員	分掌事務
		福祉班	高齢介護係長	町民福祉課 高齢介護係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害ボランティアセンター等との連絡調整に関すること。</li> <li>2 高齢者、要介護者等の避難確認及び救護に関すること。</li> <li>3 高齢者、要介護者等の被災状況及び避難生活の把握・報告に関すること。</li> <li>4 要介護者等福祉施設の被災状況調査及び応急対策に関すること。</li> </ol>
健康部	子育て健康課長	児童管理班	子育て健康課次長	子育て健康課 子育て支援係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急時における園等への伝達に関すること。</li> <li>2 園児、児童等の避難確認及び救護に関すること。</li> <li>3 園児、児童等及び保護者の被災調査及び支援に関すること。</li> <li>4 園等職員の被災状況調査及び報告に関すること。</li> <li>5 園児・児童等利用施設の被災状況調査及び応急対策、復旧に関すること。</li> <li>6 被災園児等の教材、学用品等の調達及び支給に関すること。</li> <li>7 避難所（園等施設）の開設・管理・運営に関すること。</li> <li>8 臨時保育所等の検討、開設に関すること。</li> </ol>
		医療保健班	健康推進係長	子育て健康課 健康推進係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町内等医療機関の被害状況の調査報告及び連絡調整に関すること。</li> <li>2 医療要員、医療用資機材及び医薬品の確保並びに県、近隣市町村、関係機関等への協力要請に関すること。</li> <li>3 被災者の医療、助産及び防疫・救護に関すること。</li> <li>4 医療救護所の設置、管理、運営及び被災傷病者の把握に関すること。</li> <li>5 救護活動の把握、救護活動継続の必要の有無の判定及びこれらの報告に関すること。</li> <li>6 避難所等における感染予防に関すること。</li> <li>7 防疫に係る連絡調整に関すること。</li> <li>8 乳児の応急食料品の調達及び配給に関すること。</li> </ol>

第3部 地震災害応急対策計画  
第2章 活動体制の確立

部	部長	班	班長	班員	分掌事務
環境部	生活水道課長	環境総務班	生活環境課次長	生活水道課 環境政策室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境部内各班の総合調整に関する事。</li> <li>2 遺体の検案及び処理の協力に関する事。</li> <li>3 遺体の収容の協力に関する事。</li> <li>4 動物救護等に関する事。</li> <li>5 原子力施設事故等が発生した場合の調査及び公害防止対策に関する事。</li> </ol>
		上下水道班	上下水道係長	生活水道課 上下水道係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事。</li> <li>2 上水・下水関係業者への協力要請及び資機材等の確保に関する事。</li> <li>3 応急給水及び応急復旧に関する事。</li> <li>4 消火栓の使用及び臨時給水に関する事。</li> <li>5 近隣市町村からの給水応援対応に関する事。</li> <li>6 仮設トイレの調達・設置・管理に関する事。</li> </ol>
		清掃班	奥利根アメニティパーク所長	生活水道課 奥利根アメニティパーク業務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 清掃施設等の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事。</li> <li>2 災害廃棄物等の収集、運搬及び処分に関する事。 (※一時保管場所の選定を含む。)</li> <li>3 災害廃棄物等に関する関係機関及び業者等への応援要請、連絡調整に関する事。</li> </ol>
農政部	農政課長	農政班	農政課次長	農政課 獣害対策センター・農政係・農村整備係・農地利用係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業関係の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事。</li> <li>2 農業用水路及び水門、ため池等の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事。</li> <li>3 災害時における農作物用農薬及び肥料、飼料等の供給、指導に関する事。</li> <li>4 災害時における家畜等の防疫診断等に関する事。</li> <li>5 被災地域の死亡獣畜の処理に関する事。</li> <li>6 農林水産物及び農林水産施設被害に関する助成及び金融措置等に関する事。</li> <li>7 応急食料品の調達及び配給に関する事。</li> </ol>

第3部 地震災害応急対策計画  
第2章 活動体制の確立

部	部長	班	班長	班員	分掌事務
森林部	エコパーク推進課長	森林班	エコパーク推進課次長	エコパーク推進課  花と緑づくり推進室・エコパーク推進係・森林環境係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林関係に係る被害状況の調査報告及び応急対策に関すること。</li> <li>2 森林事業、治山事業に係る被害状況調査及び関係機関との連絡調整並びに応急対策、復旧に関すること。</li> <li>3 被害状況に係るエコパーク関係機関との調整に関すること。</li> <li>4 自然公園に係る関係機関との調整に関すること。</li> <li>5 原子力施設事故等が発生した場合の森林に係る調査及び対策に関すること。</li> <li>6 他の部（班）の応援に関すること。</li> </ol>
観光商工部	観光商工課長	観光商工班	観光商工課次長	観光商工課  DC推進室・観光交流係・商工振興係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光者救護、被災外国人支援等に関すること。</li> <li>2 町の観光協会・商工会への避難所・救援物資の提供に関する協力要請及び調整、対応に関すること。</li> <li>3 観光客の避難状況の調査及び報告に関すること。</li> <li>4 観光商工業者の被災状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>5 国、県、近隣市町村観光商工関係機関への協力要請及び対応に関すること。</li> <li>6 被災観光商工業者への経営資金等の融資、相談及びあつ旋に関すること。</li> <li>7 地域振興事業関連施設の応急対策、復興に関すること。</li> <li>8 他の部（班）の応援に関すること。</li> </ol>



第3部 地震災害応急対策計画

第2章 活動体制の確立

部	部長	班	班長	班員	分掌事務
地域整備部	地域整備課長	土木整備班	地域整備課次長	地域整備課	1 道路、橋りょう、河川及び水路等の被害状況調査及び応急対策に関すること。
				除雪センター・土木係	2 道路の通行止め及び迂回の設定等に関すること。 3 道路、河川等における障害物の除去に関すること。 4 急傾斜地及びがけ崩れ等の状況調査及び応急対策に関すること。 5 道路に係る雪崩等の状況調査及び応急対応に関すること。 6 災害対策に必要な労務の調達、確保及び供給に関すること。 7 緊急物資輸送道路の確保など、国・県関係機関との連絡調整及び対応に関すること。 8 土木建設業者への協力要請及び資機材の確保等に関すること。
		建設管理班	都市計画係長	地域整備課 用地管理係・都市計画係	1 建物及び宅地の危険度判定に関すること。 2 被災住宅、ブロック塀等の応急対策、支援に関すること。 3 応急仮設住宅建設用地の選定及び確保に関すること。 4 応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。 5 応急仮設住宅建設に係る国・県関係機関との連絡調整及び対応に関すること。 6 町営住宅の被害状況の調査報告、危険防止及び応急対策に関すること。 7 公園・緑地の被害状況調査及び応急対策に関すること。 8 堆積土砂排除の調査及び手続に関すること。

第3部 地震災害応急対策計画  
第2章 活動体制の確立

部	部長	班	班長	班員	分掌事務
教育管理部	学校教育課長	教育管理班	学校教育課次長	学校教育課 教育環境対策室・学校教育係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急時における学校への伝達に関する事。</li> <li>2 生徒の避難確認及び救護に関する事。</li> <li>3 生徒及び保護者の被災調査・報告及び支援に関する事。</li> <li>4 教職員の被災調査及び報告に関する事。</li> <li>5 学校施設の被災状況調査報告及びに応急対策、復旧に関する事。</li> <li>6 被災生徒の教材、学校用品等の調達及び支給に関する事。</li> <li>7 応急時における学校教育及び学校給食に関する事。</li> <li>8 臨時学校施設の検討、開設に関する事。</li> <li>9 避難所（学校施設）の開設・管理・運営並びに避難者の受入に関する事。</li> <li>10 避難所（学校施設）避難者の避難状況のとりまとめ及び報告に関する事。</li> <li>11 災害時物資集積場所（学校施設）の開設・運営に関する事。</li> </ol>
教育施設部	生涯学習課長	教育施設班	生涯学習課次長	生涯学習課 高校総体対策準備室・生涯学習係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所（社会体育施設等）の開設・管理・運営並びに避難者の受入に関する事。</li> <li>2 避難所（社会体育施設等）避難者状況のとりまとめ及び報告に関する事。</li> <li>3 炊きだしに関する事。</li> <li>4 社会教育施設、文化財等の被害状況調査及び応急対策、復旧に関する事。</li> <li>5 災害時物資集積場所（社会教育施設等）の開設・運営に関する事。</li> </ol>
協力部	議会事務局長	協力班	庶務・議事係長	議会事務局 庶務・議事係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の町議会等の対応に関する事。</li> <li>2 議員視察団、陳情、見舞者等の対応及び接遇に関する事。</li> <li>3 他の部（班）の応援に関する事。</li> </ol>

第3部 地震災害応急対策計画

第2章 活動体制の確立

部	部長	班	班長	班員	分掌事務
地区対策本部	水上支所長、 新治支所長	水上支所、 新治支所	住民係長	水上支所 住民係  新治支所 住民係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部との連絡調整に関する事。</li> <li>2 本部長の指令及び本部会議決定事項の伝達に関する事。</li> <li>3 地区内災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>4 職員の動員及び参集状況の把握及び報告に関する事。</li> <li>5 地区内避難誘導及び避難状況の総括的掌握及び報告に関する事。</li> <li>6 支所庁舎の点検、整備及び復旧に関する事。</li> </ol>
消防団	消防団長	消防団	消防方面団長	消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の情報収集に関する事。</li> <li>2 人命救助及び避難誘導・行方不明者の捜索に関する事。</li> <li>3 火災その他災害の鎮圧・警戒活動に関する事。</li> <li>4 災害時における障害物の除去に関する事。</li> </ol>

※ 担当班が明確でない事務が生じたときは、関係班で調整の上、担当班を定め、又は共同で処理するものとする。

#### **第4節 広域応援の要請等**

（「風水害・雪害対策編」第3部第3章第4節「広域応援の要請等」に準ずる）

#### **第5節 自衛隊への災害派遣要請**

（「風水害・雪害対策編」第3部第3章第5節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる）

## 第3章 二次災害の防止活動

余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講ずる必要がある。

### 第1節 二次災害の防止

【総括班、土木整備班、建築管理班、農政班、森林班、生活班、福祉班、消防団、県、国】

#### 1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

- (1) 町及び県は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。
- (2) 前橋地方気象台は、風水害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとなっている。

#### 2 水害・土砂災害対策

- (1) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者及び土砂災害防止事業実施機関は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。
- (2) 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や町民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。
- (3) 県（砂防課）は、地滑りによる重大な土砂災害が切迫した危機が認められる状況において、町が適切に避難勧告等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する調査を行い、その情報を町に提供することとなっている。
- (4) 前橋地方気象台及び県（砂防課）は、必要に応じて、警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとなっている。

#### 3 雪害対策

- (1) 道路管理者は、積雪による交通事故の発生を防止するため、道路の除雪を実施するものとする。  
特に大雪の際には、早めの除雪作業が重要となるため、各道路管理者や除雪業者との連携を密にし、作業に当たるものとする。また、通行規制を行うことで、車両の立ち往生などを防ぎ、除雪作業を迅速かつ効率的に進めることができるため、各道路管理者と連携して通行規制の検討を行うものとする。
- (2) 町、県及び国の道路管理者間の連携を密にし、大雪時における道路状況などの情報共有を図るものとする。また町は、これらの情報を気象情報などと合わせ、防災行政無線や緊急時一斉メールなどを通じ発信するものとする。
- (3) 町は、積雪による家屋倒壊の防止や生活道路の早期除雪のため、町民に対し、屋根の雪下ろしや生活道路の除雪を督促するとともに必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委

員、自主防災組織、消防団と連携して除雪の支援を行うものとする。

なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起するものとする。

- (4) 町及び雪崩防止事業実施機関は、雪崩災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して雪崩危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や町民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するものとする。
- (5) 雪崩防止事業実施機関は、雪崩災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を実施し、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

#### 4 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

- (1) 町は、余震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。
- (2) 町は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、町民の安全の確保を図るものとする。

#### 5 危険物、有害物質等による二次災害対策

- (1) 消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。
- (2) 毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏洩による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。  
また、漏洩のおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。
- (3) 町、消防機関又は警察機関は、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必要に応じて、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

## 第4章 救助・救急、医療及び消火活動

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うこと、さらに、災害の拡大を防止するため、消火活動を迅速・的確に行うことは、町民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

### 第1節 救助・救急

(「風水害・雪害対策編」第3部第6章第1節「救助・救急」に準ずる)

### 第2節 医療活動

(「風水害・雪害対策編」第3部第6章第2節「医療活動」に準ずる)

### 第3節 広域医療搬送

(「風水害・雪害対策編」第3部第6章第3節「広域医療搬送」に準ずる)

### 第4節 消火活動

【総括班、消防団、消防機関、町民、自主防災組織、企業、県】

#### 1 被災地内の消防機関及び町民等による消火活動

##### (1) 町民及び自主防災組織による消火活動

大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、町民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

##### (2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

##### (3) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防衛地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

ウ 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう、直ちに知事(消防保安課)に要求するものとする。

エ 消防機関の具体的な消火活動については、各機関で定める消防計画による。

## 2 被災地域外の消防機関による応援

- (1) 被災地域外の消防機関は、被災地内の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。
- (2) 知事(消防保安課)は、被災地内の消防機関から消防組織法第44条の規定に基づく広域応援の要求があったときは、消防庁長官に対し、他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を直ちに要請することとなっている。

消防庁「応急対策室」(平日9:30～18:15)	電話03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」(上記時間以外)	電話03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

- (3) 応援のため出動した消防機関は、応援を受けた消防機関の指揮の下で活動するものとする。



## 第5章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

### 第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

（「風水害・雪害対策編」第3部第7章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる）

### 第2節 交通の確保

（「風水害・雪害対策編」第3部第7章第2節「交通の確保」に準ずる）

### 第3節 緊急輸送

（「風水害・雪害対策編」第3部第7章第3節「緊急輸送」に準ずる）

## 第6章 避難の受入活動

地震発生後、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難所に収容することにより、当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第1歩を用意する必要がある。

### 第1節 避難誘導

（「風水害・雪害対策編」第3部第1章第2節「避難誘導」に準ずる）

### 第2節 避難場所及び避難所の開設・運営

（「風水害・雪害対策編」第3部第8章第1節「避難場所及び避難所の開設・運営」に準ずる）

### 第3節 広域一時滞在

（「風水害・雪害対策編」第3部第8章第2節「広域一時滞在」に準ずる）

### 第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ

（「風水害・雪害対策編」第3部第8章第3節「県境を越えた広域避難者の受入れ」に準ずる）

## 第7章 住宅対策

### 第1節 被災宅地の危険度判定

(「風水害・雪害対策編」第3部第9章第1節「被災宅地の危険度判定」に準ずる)

### 第2節 被災建築物の危険度判定

【総括班、建設管理班】

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、町民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定士を活用して建築物の被害状況を調査し、被災建築物の危険度判定を実施する。

#### 1 実施体制

町は、被災建築物応急危険度判定士有資格者ととも、危険度判定を実施する。町単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難な場合は、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

#### 2 危険度の判定

町は、判定結果（危険、要注意、調査済）を現地に表示し、二次災害のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

### 第3節 被災住宅応急修理

(「風水害・雪害対策編」第3部第9章第2節「被災住宅応急修理」に準ずる)

### 第4節 応急仮設住宅等の提供

(「風水害・雪害対策編」第3部第9章第3節「応急仮設住宅の提供」に準ずる)

## 第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

町、県等は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。

### 第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

（「風水害・雪害対策編」第3部第10章第1節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」に準ずる）

## 第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

### 第1節 保健衛生活動

（「風水害・雪害対策編」第3部第11章第1節「保健衛生活動」に準ずる）

### 第2節 防疫活動

（「風水害・雪害対策編」第3部第11章第2節「防疫活動」に準ずる）

### 第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

（「風水害・雪害対策編」第3部第11章第3節「行方不明者の捜索及び遺体の処置」に準ずる）

## 第10章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の町民等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、町民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

### 第1節 広報・広聴活動

【総括班、情報発信班、政策班、消防機関、ライフライン事業者】

#### 1 広報活動

##### (1) 広報活動

町、ライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の町民等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

##### (2) 広報の内容

町民等に提供すべき情報の内容は、災害の態様、規模、経過時間により異なるが、概ね次の事項を中心に、災害対策本部の判断により適宜実施する。

##### 緊急情報

- |   |
|---|
| 1 発生した地震の情報（地震の震源・規模、余震の可能性、二次災害の可能性）             |
| 2 被害の状況   |
| 3 応急対策の実施状況                                       |
| 4 二次災害に関する情報（火災、土砂災害、倒壊建物、浸水等の危険性）                |
| 5 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の内容                  |
| 6 避難場所及び避難所の名称・所在地・対象地区                           |
| 7 避難時の注意事項  |
| 8 町民の安否情報   |
| 9 医療機関情報（救護所、医療機関）                                |
| 10 道路・交通規制の状況                                     |
| 11 公共交通機関の運行状況                                    |
| 12 町民、企業、関係団体等への協力要請事項（電話、公共交通機関等利用の制約、ガス使用の安全確保） |

##### 生活情報

- |   |
|---|
| 1 ライフラインの復旧の見通し（電気、ガス、水道、電話、下水道等の被害状況と二次被害の可能性） |
| 2 食料、飲料水、生活必需品の配給日時・場所                          |
| 3 公衆浴場、店舗等の営業状況                                 |
| 4 道路情報（交通規制の状況、交通機関の運行状況・復旧の見通し）                |
| 5 受診可能な医療機関、救護所の所在地                             |
| 6 治安情報  |
| 7 住宅情報（仮設住宅その他の住居あつせん）                          |
| 8 各種相談窓口の開設状況                                   |

- |    |                |
|----|----------------|
| 9  | り災証明書の発行情報     |
| 10 | 税・手数料等の減免措置の状況 |
| 11 | 災害援護金等の融資情報等   |

(3) 広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して町民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。特に被災者生活支援に関する情報については紙媒体での情報提供に努めるものとする。

テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、有線放送、同報系無線(戸別受信機)、Lアラート、広報車、航空機、町ホームページ、みなかみ町緊急時一斉メール、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア等
--

(4) 情報提供機関の連携

町、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

(5) 要配慮者への配慮

町、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮するものとする。

(6) 情報の入手が困難な者への配慮

町は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

## 2 各種広報媒体による広報活動の内容

メディアの種類を問わず、選択可能な広報媒体を活用した広報活動を行う。また、これと並行して広報紙の発行体制を速やかに整え、早期の発行を目指すこととする。

各課等において全町的な広報が必要となる場合は、災害対策本部に連絡することとする。

(1) 情報の収集

原則として、各課等からの情報を元に広報活動を行うが、災害発生直後は独自で情報収集を行い、関係部等と連携し、所要の広報活動を行うこととする。

(2) プレスルームの運営

情報発信班は、災害発生後速やかに、町本庁舎内に「プレスルーム」を開設し、報道機関に対し下記事項に留意して発表(資料提供、記者発表)及び会見を統括的に行う。

ア 災害発生直後においては、本庁舎に集約される被害情報等の初期情報を主として、庁舎会議室から発表する。

イ 災害対策本部会議において各課等から報告される政策情報や復旧情報等で記者発表等が必要な情報については、各課等との調整後、発表することとする。

ウ 「プレスルーム」には情報掲示板を置き、最新情報を掲示する。

エ 記者発表やデータ提供等の資料については、内容別に時系列でファイリングし、常時一般の閲覧に供せるようにすることとする。

(3) 記者発表

記者発表は、下記事項に留意して行うこととする。

ア 発表できる情報がある場合は、速やかに災害対策本部に連絡することとする。

- イ 発表は、総務課長が行うこととする。
- ウ 発表後は、追加取材に備え、責任者が待機することとする。
- エ 提供資料はタイトルを付け、5W1Hの基本要素を簡潔に箇条書きし、問い合わせ先を記載することとする。
- オ 発表や資料の提供後、内容に誤りがあることが判明した場合、又は状況の変化が生じた場合においては、直ちに災害対策本部に連絡することとする。

(4) 報道機関に対する代表取材の要請

応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障をきたし、又は支障をきたすおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請し、連携して正しい災害情報を町民に発信するものとする。

(5) 広報紙

- ア 文字ベースである広報紙は、行政施策等の詳細な情報を伝達する手段として優位性があるので、体裁にこだわらず、可能な形態により、でき得る限り早期に発行をすることとする。
- イ 災害発生直後においては、災害情報問い合わせ先の電話番号等を記載した簡易な「お知らせ」を作成し、課内での連携により掲示を行う。
- ウ 広報紙の配布は、課内での連携により、初期においては避難所、支所・公民館及び街頭等において重点的に行い、発行部数が確保され次第、町民の立ち寄る郵便局、銀行等の公共的な場所に配置するとともに、速やかに全戸配布に移行する態勢を整えることとする。
- エ 災害の規模が大きく、町外避難者が発生し、これが長期化する場合には、広報紙を個別に郵送する町外郵送サービスを検討する。

(6) 町ホームページによる広報

インターネット等による広報は、使用機器、ネットワークが使用可能な状態であれば、災害発生直後から町ホームページ等において情報提供を行う。

■みなかみ町ホームページURL

<http://www.town.minakami.gunma.jp>

(7) 広報車による広報

情報発信班は、消防本部、警察署と連携して広報車による広報活動を行う。

(8) 災害の記録

災害の状況、災害対応については、各課等においてカメラ、ビデオ、デジタルカメラ等で記録する。

### 3 広聴活動

(1) 窓口の設置

町は、必要に応じ、発災直後速やかに町民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口（コールセンター）の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

(2) 安否情報の提供

町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある



### 第3部 地震災害応急対策計画

#### 第10章 被災者等への的確な情報伝達活動

ある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第11章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講ずる必要がある。

### 第1節 社会秩序の維持

（「風水害・雪害対策編」第3部第13章第1節「社会秩序の維持」に準ずる）

### 第2節 物価の安定及び消費者の保護

（「風水害・雪害対策編」第3部第13章第2節「物価の安定及び消費者の保護」に準ずる）

## 第12章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

### 第1節 施設、設備の応急復旧

（「風水害・雪害対策編」第3部第14章第1節「施設、設備の応急復旧」に準ずる）

### 第2節 公共土木施設の応急復旧

（「風水害・雪害対策編」第3部第14章第2節「公共土木施設の応急復旧」に準ずる）

### 第3節 電力施設の応急復旧

（「風水害・雪害対策編」第3部第14章第3節「電力施設の応急復旧」に準ずる）

### 第4節 ガス施設の応急復旧

（「風水害・雪害対策編」第3部第14章第4節「ガス施設の応急復旧」に準ずる）

### 第5節 上下水道施設の応急復旧

（「風水害・雪害対策編」第3部第14章第5節「上下水道施設の応急復旧」に準ずる）

### 第6節 電気通信施設の応急復旧

（「風水害・雪害対策編」第3部第14章第6節「電気通信施設の応急復旧」に準ずる）

### 第7節 鉄道機関の応急復旧

（「風水害・雪害対策編」第3部第14章第7節「鉄道機関の応急復旧」に準ずる）

## 第13章 文教対策

### 第1節 児童・生徒等の安全確保

（「風水害・雪害対策編」第3部第15章第1節「児童・生徒等の安全確保」に準ずる）

### 第2節 応急教育等

（「風水害・雪害対策編」第3部第15章第2節「応急教育等」に準ずる）

### 第3節 文化財施設の災害応急対策

（「風水害・雪害対策編」第3部第15章第3節「文化財施設の災害応急対策」に準ずる）

## 第14章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。このため、町及び県は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

### 第1節 ボランティアの受入れ

(「風水害・雪害対策編」第3部第16章第1節「ボランティアの受入れ」に準ずる)

### 第2節 義援物資・義援金の受入れ

(「風水害・雪害対策編」第3部第16章第2節「義援物資・義援金の受入れ」に準ずる)

## 第15章 要配慮者対策

### 第1節 要配慮者の災害応急対策

（「風水害・雪害対策編」第3部第17章第1節「要配慮者の災害応急対策」に準ずる）

### 第2節 要配慮者利用施設の災害応急対策

（「風水害・雪害対策編」第3部第17章第2節「要配慮者利用施設の災害応急対策」に準ずる）

### 第3節 観光客への対応計画

（「風水害・雪害対策編」第3部第17章第3節「観光客への対応計画」に準ずる）

## 第16章 その他の災害応急対策

### 第1節 動物愛護

(「風水害・雪害対策編」第3部第18章第2節「動物愛護」に準ずる)

## 第17章 災害救助法の適用

### 第1節 災害救助法の適用

(「風水害・雪害対策編」第3部第19章第1節「災害救助法の適用」に準ずる)



## 【第 4 部 事故災害等応急対策計画】



## 【第4部 事故災害等応急対策計画】

### 第1章 対策の目的及び対象

#### 第1節 対策の目的

【総務課、県、関係機関】

事故災害等応急対策計画は、町内の大規模な事故や火災等に係る応急対策を実施することにより、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

#### 第2節 対象となる事象

【総務課、県、関係機関】

本町の地勢、気象等の自然的条件、人口、土地利用、交通等の社会的条件に加え、過去において全国で発生した各種災害の状況を勘案し、本町において発生し得る事故災害を次のとおり想定した。

なお、複数の種類の事故災害が同時に発生した場合は、本計画の内容を踏まえ、事故の態様等に応じた適切な対応をとるものとする。

事故災害の種類	想定する事故災害
航空災害対策	旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。
鉄道災害対策	旅客列車の衝突、車両火災、トンネル等鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。
道路災害対策	町内を通過する一般道及び高速自動車道において大規模な交通事故及び車両火災、危険物等輸送車両等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合。
危険物等災害対策	危険物、高圧ガス、毒物・劇物、放射線使用施設、危険物輸送車両等の取扱施設及び輸送中における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。
県外の原子力施設事故対策	県外の原子力施設において大規模な事故が発生し、放射性物質又は放射線による被害が想定される場合。
大規模な火事災害対策	大規模な火事により、多数の建物被害や人的被害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
林野火災対策	林野火災により、森林、原野又は牧野に多大な焼損が発生し、又は発生するおそれがある場合。

## 第2章 応急活動体制

### 第1節 災害時の配備体制と動員

【総務課、全職員】

#### 1 災害時における配備体制

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害への応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、配備体制を定めるものとする。

#### 2 職員配備計画

職員の配備計画については、以下のとおりとする。

種 別		設置基準	動員及び配備体制
災害 警戒 本部	警戒 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な火災、事故、爆発等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</li> <li>その他の状況により総務課長が警戒を必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課及び課長以上の職員</li> <li>① 情報収集及び災害応急対応</li> <li>② 災害対策本部移行への対応</li> </ul>
災害 対策 本部	1号 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な火災、事故、爆発等により、災害が発生し、拡大するおそれがある場合</li> <li>その他の状況により町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課係長以上の職員及びあらかじめ各課等の長が指定した職員</li> <li>① 被災情報の収集</li> <li>② 避難誘導</li> <li>③ 県等関係機関との連絡</li> <li>④ 町民への広報</li> <li>⑤ 応急対策</li> <li>⑥ 2号配備体制移行への対応</li> </ul>
	2号 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な火災、爆発等により、災害が発生し、拡大するおそれがあり、1号配備で対処できない場合</li> <li>その他の状況により町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課主幹以上の職員及びあらかじめ各課等の長が指定した職員</li> <li>① 被災情報の収集</li> <li>② 避難誘導</li> <li>③ 県等関係機関との連絡</li> <li>④ 町民への広報</li> <li>⑤ 応急対策</li> <li>⑥ 応援要請</li> <li>⑦ 3号配備体制移行への対応</li> </ul>
	3号 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な火災、爆発等により、災害が発生し、拡大するおそれがあり、2号配備で対処できない場合</li> <li>その他の状況により町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員</li> <li>組織の総力を挙げて応急対策を実施</li> </ul>

災害警戒本部： P133にて記述

災害対策本部： P135にて記述



## 第4部 事故災害等応急対策計画

### 第2章 応急活動体制

職員は出動にあたって、原則自動車によらず、徒歩、自転車、オートバイ等の手段により出動することとする。

#### (4) 被害状況等の報告

職員は出動途中において、被害状況や災害状況等の情報収集を行い、出動場所の指揮者を經由し、災害対策本部に報告することとする。

様式1

職員の配備及び安否等確認票

( / 枚中) 月 日 時 分現在

						課・支所名				担当者		
No.	職名	氏名	安否状況等			参集・安否等の状況						
			安否 確認 ○ 未確認 ×		住家 状況 異状 有 なし —	勤務地へ の参集		勤務地以外への参集		参集不能者の安否		
			本 人	家 族		参集日時	参集日時	参集場 所	確認日時	確認場 所		
						:	:			:		
						:	:			:		
						:	:			:		
						:	:			:		
						:	:			:		
						:	:			:		
						:	:			:		
						:	:			:		
						:	:			:		
						:	:			:		
						:	:			:		
						:	:			:		
						:	:			:		
						:	:			:		
						:	:			:		
						:	:			:		

※ 各課・各支所で所属職員全員（休業、休職中の職員を含む）の安否確認を行う。  
 ※ 「安否」欄には、確認できたものは○を、未確認のものは×印を記載する。  
 ※ 安否確認の状況については、随時、総務課に報告すること。

様式2

配備状況報告書

( / 枚中)

	課 支所	課 支所	課 支所	課 支所	課 支所
配備予定人員	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人

	課 支所	課 支所	課 支所	課 支所	計
配備予定人員	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人
日 時 分 現在	人	人	人	人	人

※ 総務課は、各課・各支所からの情報に基づき、参集人数を記入する。

※ 配備予定人員欄には、動員配備基準に定める職員の数を記載する。



## 第2節 災害警戒本部の設置

【総務課】

### 1 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部が設置されない場合

災害が発生するおそれがある場合で、災害警戒本部が設置されないときは、各課等において関係機関と連携をとりながら当該災害の態様、規模等に応じた組織体制により、災害応急対策を行うものとする。

(2) 災害警戒本部の設置

総務課長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し関係課長等と協議の上必要と認めるときは、災害警戒本部を設置するものとする。

ア 町内において大規模な火災、事故、爆発等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。

イ その他の場合において総務課長が警戒を必要と認めた場合。

(3) 災害警戒本部は、総務課内におくものとする。

### 2 災害警戒本部の組織・活動内容

災害警戒本部の本部長は総務課長とし、本部長が事故等によりその職務を遂行できない場合は、下記順位より指揮権限が委任される。また、各課等の分掌事務は、第3部第2章第3節第5項の「災害対策本部内の事務分掌」に準ずるものとする。

第1位 地域整備課長

第2位 農政課長

### 3 県への報告及び防災関係機関との連携

本部長（総務課長）は、災害警戒本部を設置した際には、速やかに県に報告し、防災関係機関と連携しながら、町民への周知及び災害発生の際の監視を行うものとする。

また、本部長は、別記様式「災害（警戒・対策）本部設置記録」を作成することとする。

### 4 災害警戒本部の廃止

本部長は、災害発生の際の危険がなくなると認めるときは、災害警戒本部の廃止を決定し、関係機関に報告し、町民にも周知を行う。

様式

災害（警戒・対策）本部設置記録

災害（警戒・対策）本部設置日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分			
災害（警戒・対策）本部廃止日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分			
災害（警戒・対策）本部設置報告時刻	報告先		報告時刻	午前・午後 時 分
災害（警戒・対策）本部廃止報告時刻	報告先		報告時刻	午前・午後 時 分
【被害の発生状況】				
【災害（警戒・対策）本部の活動状況】				

### 第3節 災害対策本部の設置

【総務課、全職員】

#### 1 災害対策本部の設置

(1) 設置の決定（設置基準）

町内において、大規模な火災、事故、爆発等により、災害が発生し、拡大するおそれがある場合、又はその他の場合において町長が必要と認めた場合、防災の推進を図るため、災害対策本部の設置を決定する。

(2) 設置場所

ア 災害対策本部は、町本庁舎内に設置する。

イ 町本庁舎が被災等により使用不能になった場合、若しくは倒壊等の危険がある場合は、下記施設を代替施設に指定する。

【代替施設】

みなかみ町月夜野農村環境改善センター（みなかみ町月夜野 938 番地 1）  
電話番号 62-3352

ウ 災害対策本部事務局は町本庁舎内に設置する。

(3) 災害対策本部会議（本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）、本部員（課長・支所長・消防団長））

ア 各課等が所管する業務についての被害状況、対策及び措置を報告する。

イ 本部会議は、災害対応の方針及び広域応援要請等を決定する。

ウ 総務課は、本部会議の決定事項を各課等及び防災関係機関等に伝達する。

(4) 本部連絡員（次長・室長・所長・係長・消防方面団長）

ア 災害対策本部の各本部員は、内部に本部連絡員を定めておく。

イ 本部連絡員は、本部会議決定事項の伝達、各課等相互間の連絡調整、各種の情報収集等の事務を担当する。

(5) 報告及び防災関係機関との連携

本部長は、災害対策本部を設置した際には、速やかに県に報告し、防災関係機関と連携しながら、町民への周知及び災害への対応を行うものとする。

また、本部長は、別記様式「災害（警戒・対策）本部設置記録」を作成することとする。

(6) 設置及び廃止の通知

ア 本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に対し、その旨を通知するものとする。

(ア) みなかみ町防災会議委員

(イ) 関係防災機関（消防機関・警察機関等）

(ウ) 報道機関

(エ) 町民

イ 本部員は、所属職員に対し周知徹底しなければならない。

(7) 関係機関に対する広域応援要請

ア 災害による被害が大規模又は広範囲に及び町では対応できない場合において、総務課は、本部長又は総務課長の指示により、県知事を通して自衛隊の災害派遣要請を行う。

イ 各課は、所管の広域応援要請を行う。

## 第4部 事故災害等応急対策計画

### 第2章 応急活動体制

#### (8) 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともに行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。活動の優先順位は、概ね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ア 通信手段の確保
- イ 被害情報の収集、連絡
- ウ 負傷者の救出・救護体制の確立
- エ 医療活動体制の確立
- オ 交通確保・緊急輸送活動の確立
- カ 避難受入活動
- キ 食料・飲料水、生活必需品の供給
- ク ライフラインの応急復旧
- ケ 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- コ 社会秩序の維持
- サ 公共施設・設備の応急復旧
- シ 災害広報活動（随時）
- ス ボランティアの受入れ（随時）
- セ 二次災害の防止（随時）

#### (9) 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

## 2 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

また、県知事及び関係機関に報告し、町民にも周知を行う。

## 3 本部員連絡調整会議の設置運営

- (1) 総務課は、災害対策に関し、各課等間の連絡・調整を図るために、本部員連絡調整会議を設置する。
- (2) 本部員連絡調整会議の議長は総務課長とする。

## 4 災害対策本部の組織・運営

- (1) 災害対策本部の組織編成  
災害対策本部の組織編成は、第3部第2章第3節第4項「災害対策本部の組織・運営」の図とする。
- (2) 本部の事務手続き  
本部会議における協議事項
  - ア 災害予防、災害応急対策に関すること。
  - イ 動員・配備体制に関すること。
  - ウ 災害対策本部の閉鎖に関すること。
  - エ 各課等の調整事項に関すること。

## 第4部 事故災害等応急対策計画

### 第2章 応急活動体制

- オ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
  - カ 町民への避難勧告・指示及び誘導並びに警戒区域の設定に関すること。
  - キ 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
  - ク 自衛隊災害派遣要請に関すること。
  - ケ 関係機関、他の市町村等への対策又は応援要請に関すること。
  - コ 災害救助法の適用要請に関すること。
  - サ 激甚災害の指定の要請に関すること。
  - シ 災害復旧に関すること。
  - ス 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
  - セ その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- (3) 本部会議における発信事項及び受信事項の処理
- ア 発信手続き  
総務課長は、本部長の指示事項及び本部会議における決定事項のうち、必要なものについては発信文を発議させ、各本部員及び本部連絡員に伝達する。  
各本部員及び本部連絡員は発信事項を所属職員に伝達、周知しなければならない。
  - イ 受信手続き  
災害対策本部の受信事項は、総務課が処理する。  
総務課長は、各課等又は指定地方行政機関等からの報告等その他受信事項を、本部会議に付議しなければならない。
- (4) 本部長（町長）の職務代理
- 本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、下記順位により指揮権限が委任される。
- 第1位 副町長
  - 第2位 教育長
  - 第3位 総務課長
- (5) 本部員の職務代理
- 本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

## 5 災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、第3部第2章第3節第5項の「災害対策本部内の事務分掌」に準ずるものとする。

## 第3章 事故災害応急対策

### 第1節 航空災害対策

【総括班、医療保健班、消防団、県、県警察、消防機関、医療機関、日本赤十字社】

旅客機が墜落した場合、搭乗者が多数死傷するおそれがある。また、旅客機以外の航空機であっても住宅密集地等に墜落した場合は、町民が多数死傷するおそれがある。

このため、迅速な救助活動が展開されるよう、関係機関は、機種、搭乗者数、墜落地点、負傷者数、消火活動の要否等の災害情報を速やかに収集・連絡する必要がある。また、飛行中の航空機が消息を絶った場合も、墜落を想定し、機種、搭乗者数、墜落予想区域等の情報を収集・連絡する必要がある。

#### 1 町における災害情報の収集・連絡

町は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに利根沼田行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理室)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡するものとする。

#### 2 利根沼田広域消防本部における災害情報の収集・連絡

消防本部は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理室に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故の状況が、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防庁長官通知)の直接即報基準に該当する場合は、県危機管理室に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

#### 3 搜索・救助・救急及び消火活動

##### (1) 搜索活動

消防機関、県警察は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して墜落機又は行方不明機の搜索を実施するものとする。

##### (2) 救助・救急活動

ア 消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMAT指定病院又は群馬DMAT指定組織に対し、群馬DMATの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事(医務課)に報告するものとする。

イ 自衛隊は、知事(危機管理室)からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

エ 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

オ 医療機関への負傷者の搬送に当たっては、群馬県広域災害・救急医療情報システム等を活用し、負傷者の負傷状態に適した医療施設及び医療技術を有する医療機関へ搬送するものとする。また、搬送に要する時間を短縮するためにヘリコプターを有効に活用するものとする。

(3) 消火活動

ア 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

## 4 医療活動

(1) 救護所の設置及び救護班の派遣

ア 地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送が手間どる場合、町は、事故現場に近い場所に救護所を設置するものとする。

イ 町は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

ウ 救護班を編成した機関は、その旨を県(医務課)に連絡するものとする。

(2) 医療機関による医療活動

負傷者を受け入れた医療機関は、次の事項に留意して治療に当たるものとする。

ア 負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。

イ 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。

ウ 負傷者の転送に当たっては、必要に応じ、町又は県(消防保安課)等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

(3) トリアージの実施

負傷者が多数に上るため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要がある場合は、トリアージを行うものとする。

## 第2節 鉄道災害対策

【鉄道事業者、総括班、医療保健班、県、県警察、消防機関、医療機関、日本赤十字社】

### 1 町における災害情報の収集・連絡

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに利根沼田行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理室)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

### 2 利根沼田広域消防本部における災害情報の収集・連絡

消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理室に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故の状況が、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防庁長官通知)の直接即報基準に該当する場合は、県危機管理室に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

### 3 鉄道事業者における災害情報の収集・連絡

鉄道事業者は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、町、県（交通政策課）、国土交通省、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

### 4 救助・救急及び消火活動

#### (1) 救助・救急活動

ア 消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事（医務課）に報告するものとする。

イ 自衛隊は、知事（危機管理室）からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

ウ 町民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

エ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

オ 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

#### (2) 消火活動

ア 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

### 5 医療活動

#### (1) 救護所の設置及び救護班の派遣

ア 町は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置するものとする。

イ 町は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県（医務課）に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

ウ 救護班を編成した機関は、その旨を県（医務課）に連絡するものとする。

#### (2) 医療機関による医療活動

負傷者を受け入れた医療機関は、次の事項に留意して治療に当たるものとする。

ア 負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。

イ 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。

ウ 負傷者の転送に当たっては、必要に応じ、町又は県（消防保安課）等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

#### (3) トリアージの実施



負傷者が多数に上るため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要がある場合は、トリアージを行うものとする。

### 第3節 道路災害対策

【道路管理者、総括班、土木整備班、医療保健班、消防団、県、県警察、消防機関、医療機関、日本赤十字社】

#### 1 町における災害情報の収集・連絡

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに利根沼田行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理室)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

#### 2 利根沼田広域消防本部における災害情報の収集・連絡

消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理室に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故の状況が、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防庁長官通知)の直接即報基準に該当する場合は、県危機管理室に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

#### 3 道路管理者における災害情報の収集・連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、町、県(道路管理課)、関東地方整備局、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

#### 4 救助・救急及び消火活動

##### (1) 救助・救急活動

ア 道路管理者は、消防機関、警察機関等からの要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

イ 消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事(医務課)に報告するものとする。

ウ 自衛隊は、知事(危機管理室)からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

エ 町民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

オ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するもの

とする。

カ 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 消火活動

ア 道路管理者は、消防機関等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

イ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

ウ 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

## 5 医療活動

(1) 救護所の設置及び救護班の派遣

ア 町は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置するものとする。

イ 町は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

ウ 救護班を編成した機関は、その旨を県(医務課)に連絡するものとする。

(2) 医療機関による医療活動

負傷者を受け入れた医療機関は、次の事項に留意して治療に当たるものとする。

ア 負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。

イ 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。

ウ 負傷者の転送に当たっては、必要に応じ、町又は県(消防保安課)等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

(3) トリアージの実施

負傷者が多数に上るため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要がある場合は、トリアージを行うものとする。

## 第4節 危険物等災害対策

【総括班、環境総務班、医療保健班、消防団、県、県警察、消防機関、医療機関、日本赤十字社、その他の関係機関】

### 1 町における災害情報の収集・連絡

町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに利根沼田行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

## 2 利根沼田広域消防本部における災害情報の収集・連絡

消防本部は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故の状況が、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）の直接即報基準に該当する場合は、県危機管理室に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

## 3 事業者における災害情報の収集・連絡

事業者は、危険物等による大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、町、県（消防保安課）、当該危険物等の取扱規制担当官公署、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

## 4 救助・救急及び消火活動

### (1) 救助・救急活動

ア 事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するものとする。

イ 消防機関及び警察機関は、事業者と協力して救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事（医務課）に報告するものとする。

ウ 自衛隊は、知事（危機管理室）からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

エ 町民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

オ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

カ 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

キ 救助・救急活動実施機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、救助・救急活動に従事する職員の安全を確保するものとする。

### (2) 消火活動

ア 事業者は、危険物等災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する消防機関に協力するものとする。

イ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

ウ 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

エ 消防機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、消火活動に従事する職員の安全を確保するものとする。

## 5 医療活動

### (1) 救護所の設置及び救護班の派遣

ア 町は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置するものとする。

イ 町は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

ウ 救護班を編成した機関は、その旨を県(医務課)に連絡するものとする。

### (2) 医療機関による医療活動

負傷者を受け入れた医療機関は、次の事項に留意して治療に当たるものとする。

ア 負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。

イ 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。

ウ 負傷者の転送に当たっては、必要に応じ、町又は県(消防保安課)等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

### (3) トリアージの実施

負傷者が多数に上るため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要がある場合は、トリアージを行うものとする。

## 6 危険物等の大量流出に対する応急対策

事業者、町、県(環境保全課)、消防機関、河川管理者等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用するものとする。

## 7 専門知識の活用

町は、避難誘導、救助・救急活動、医療活動、消火活動を実施する時は、これらの応急対策活動を安全に、かつ、効果的に実施するため、当該危険物等の性状等について、必要に応じ、事業者や当該危険物等の取扱規制担当官公署等から情報提供を受けるものとする。また、必要に応じ、当該危険物の取扱規制担当官公署等に対し、専門家の派遣を要請するものとする。

## 8 防護用資機材の確保

応急対策活動実施機関は、必要な防護用資機材が不足する場合は、相互に融通し合うとともに、必要に応じ被災地域外の関係機関から調達するものとする。

## 9 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

- (1) 原子力防災管理者<sup>※</sup>は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として官邸(内閣官房)、安全規制担当省庁(原子力規制委員会又は国土交通省をいう。以下この節において同じ。)文部科学省、経済産業省、内閣府、町、県(危

機管理室)、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

※ 「原子力防災管理者」

原子力災害対策特別措置法第9条に基づき原子力事業者がその原子力事業所の原子力防災組織を統括させるために選任した者

(2) 原子力事業者等の対応

ア 原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者(以下この項において「原子力事業者等」という。)は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置をかつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

イ 原子力事業者等は、原子力災害対策特別措置法第16条の規定に基づき国の原子力災害対策本部が設置されたときは、同本部長の指揮の下、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

(3) 消防機関及び警察機関の対応

ア 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県(危機管理室)に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

イ 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

(4) 一般公衆の安全の確保

町及び県(危機管理室)は、事故現場周辺の町民を避難させるなど一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずることについて、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき国の原子力災害対策本部又は原子力災害現地対策本部から指示を受けたときは、速やかに当該措置を講ずる。

## 第5節 県外の原子力施設事故対策

【総括班、情報発信班、政策班、環境総務班、医療保健班、上下水道班、農政班、森林班、県、その他の関係機関】

### 1 基本方針

(1) 目的

群馬県内には、原子力施設(原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第6条の2第1項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。)が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲\*にも県内の地域は含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

## 第4部 事故災害等応急対策計画

### 第3章 事故災害応急対策

本町においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率の定点測定を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、必要な事項を定め、町民の不安を解消することを目的とする。

※ 平成27年12月1日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設から概ね30km」とされている。

#### (2) 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重するものとし、必要に応じて、随時本対策を見直すものとする。

#### (3) 町地域防災計画における本対策の位置づけ

この対策において定めのない事項については「風水害・雪害対策編」によるものとする。

## 2 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、関係省庁（原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省、内閣府、総務省消防庁等）や県などからの情報収集に努めるものとする。

## 3 モニタリング体制の強化

町は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、関係機関と連携して以下の対応を実施する。実施結果等については、町民などへ積極的に広報するものとする。

#### (1) 空間放射線量率モニタリングの強化

町は、平常時に行っているモニタリング結果の取りまとめを行うとともに、観測データの推移に留意し、必要に応じて、その状況を県や関係機関に報告する。

#### (2) 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

町は水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、結果を県や関係機関に報告する。

#### (3) 農林水畜産物等の放射性物質検査

町は、必要に応じて、県や関係機関と連携し、農林水畜産物等に係る放射性物質検査を実施する。

## 4 町民等への情報伝達・相談活動

#### (1) 町民等への情報伝達

ア 町は、県や関係機関と連携し、異常事象等に関する情報を広く町民に向けて提供し、町内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

イ 町は、防災行政無線等により町民に情報提供するとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供に努める。また、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。

ウ 町は、町民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で

参考となる情報等を併せて提供する。

- エ 町は、町民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。  
情報提供すべき内容としては、以下のような事項が想定される。

- 町内の空間放射線量率に関する情報
- 水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物等の放射性物質に関する検査結果
- 相談窓口の設置状況

(2) 相談窓口等の設置

- ア 町は、県や関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに町民等からの問い合わせに対応できるように相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。
- イ 町は、町民からの相談等で、十分な情報がない場合は、県や関係機関等と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

## 5 水道水、飲食物の摂取制限等

(1) 水道水の摂取制限等

町は、原子力災害対策指針の指標や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言、指示に基づき、水道水中の放射性物質が飲食物摂取制限に関する指標を超えた場合、又は乳児に与える場合の食品衛生法に基づく規制値を超えた場合は、摂取制限及び広報を実施する。

(2) 飲食物の摂取制限等

町は、原子力災害対策指針の指標や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言、指示に基づき、飲食物中の放射性物質が食品衛生法に基づく規制値を超えた場合は、当該飲食物の回収及び販売禁止等必要な措置を講ずる。

(3) 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

町は、原子力災害対策指針の指標や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言、指示及び放射性物質検査の結果に基づき、農林水畜産物の生産者、出荷機関等に対し、農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(4) 食料及び飲料水の供給

町は、「風水害・雪害対策編」第3部第10章の「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(5) 上下水処理等副次産物の利活用について

町は、国及び県の指導・助言、指示及び放射性物質検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を講ずる。

## 6 風評被害等の未然防止

町は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

## 7 各種制限措置の解除

町その他関係機関は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏ま

え、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

## 8 モニタリングの継続実施と結果の公表

町は、必要に応じて、県、原子力事業者その他関係機関と協力して空間放射線量率モニタリングや水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続して行い、その結果を速やかに公表する。

## 9 風評被害等の影響軽減

町は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

## 10 健康への影響と対策の検討

町は、県や関係機関等と連携し、モニタリング調査の結果等により、町民への健康の影響が懸念される場合は、影響の程度や対策について検討する。



## 第4章 火災応急対策

### 第1節 大規模な火事災害対策

【総括班、医療保健班、消防団、県、県警察、消防機関、町民、自主防災組織、企業、医療機関、日本赤十字社】

#### 1 町における災害情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに利根沼田行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

#### 2 利根沼田広域消防本部における災害情報の収集・連絡

消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理室に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該災害の状況が、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の直接即報基準に該当する場合は、その状況を直ちに県危機管理室に報告するとともに、消防庁に対して直接報告するものとする。

#### 3 消火活動

##### (1) 消防機関及び町民等による消火活動

##### ア 町民及び自主防災組織による消火活動

町民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

##### イ 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

##### ウ 消防機関による消火活動

(ア) 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

(イ) 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

(ウ) 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第24条の3の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう、直ちに知事(消防保安課)に要求するものとする。

(エ) 消防機関の具体的な消火活動については、各機関で定める消防計画による。

## 4 医療活動

### (1) 救護所の設置及び救護班の派遣

ア 町は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置するものとする。

イ 町は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

ウ 救護班を編成した機関は、その旨を県(医務課)に連絡するものとする。

### (2) 医療機関による医療活動

負傷者を受け入れた医療機関は、次の事項に留意して治療に当たるものとする。

ア 負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。

イ 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。

ウ 負傷者の転送に当たっては、必要に応じ、町又は県(消防保安課)等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

### (3) トリアージの実施

負傷者が多数に上るため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要がある場合は、トリアージを行うものとする。

## 第2節 林野火災対策

【総括班、医療保健班、農政班、森林班、土木整備班、消防団、県、県警察、消防機関、町民、自主防災組織、企業、医療機関、日本赤十字社】

### 1 町における災害情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに利根沼田行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡するものとする。

### 2 利根沼田広域消防本部における災害情報の収集・連絡

利根沼田広域消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理室に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該災害の状況が、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の直接即報基準に該当する場合は、その状況を直ちに県危機管理室に報告するとともに、消防庁に対して直接報告するものとする。

### 3 消火活動

#### (1) 町民及び自主防災組織による消火活動

町民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

(2) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、林野火災防御区の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するものとする。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと判断したときは、時期を失することなく近隣の消防機関に応援を要請し、又は県(消防保安課)に対し防災ヘリコプターによる空中消火を要請するなど、早期消火に努めるものとする。

## 4 医療活動

(1) 救護所の設置及び救護班の派遣

ア 町は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置するものとする。

イ 町は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

ウ 救護班を編成した機関は、その旨を県(医務課)に連絡するものとする。

(2) 医療機関による医療活動

負傷者を受け入れた医療機関は、次の事項に留意して治療に当たるものとする。

ア 負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。

イ 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。

ウ 負傷者の転送に当たっては、必要に応じ、町又は県(消防保安課)等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

(3) トリアージの実施

負傷者が多数に上るため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要がある場合は、トリアージを行うものとする。

## 5 二次災害の防止活動

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがある。

このため、町及び土砂災害防止事業実施機関は、降雨等による二次的な土砂災害の防止施策として、土砂災害危険箇所の点検を行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、町民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。



## 【第 5 部 災害復旧・復興計画】



## 【第5部 災害復旧・復興計画】

### 第1章 生活再建のための緊急措置

#### 第1節 り災証明書の発行

（「風水害・雪害対策編」第4部第1章第1節「り災証明書の発行」に準ずる）

#### 第2節 災害弔慰金等の支給

（「風水害・雪害対策編」第4部第1章第2節「災害弔慰金等の支給」に準ずる）

#### 第3節 租税の減免等

（「風水害・雪害対策編」第4部第1章第3節「租税の減免等」に準ずる）

#### 第4節 郵便及び電話料金等の免除

（「風水害・雪害対策編」第4部第1章第4節「郵便及び電話料金等の免除」に準ずる）

#### 第5節 住宅の再建等

（「風水害・雪害対策編」第4部第1章第5節「住宅の再建等」に準ずる）

## 第2章 災害復旧・復興の基本方針

### 第1節 基本方針の決定

（「風水害・雪害対策編」第4部第2章第1節「基本方針の決定」に準ずる）

### 第2節 原状復旧

（「風水害・雪害対策編」第4部第2章第2節「原状復旧」に準ずる）

### 第3節 計画的復興の推進

（「風水害・雪害対策編」第4部第2章第3節「計画的復興の推進」に準ずる）

### 第4節 被災中小企業等の復興の支援

（「風水害・雪害対策編」第4部第2章第4節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる）

### 第5節 公共施設の復旧

（「風水害・雪害対策編」第4部第2章第5節「公共施設の復旧」に準ずる）

### 第6節 激甚災害法の適用

（「風水害・雪害対策編」第4部第2章第6節「激甚災害法の適用」に準ずる）

### 第7節 復旧資金の確保

（「風水害・雪害対策編」第4部第2章第7節「復旧資金の確保」に準ずる）



■□ 改訂履歴

平成 19 年3月 策定

平成 20 年8月 改訂

平成 21 年6月 改訂

平成 26 年 12 月 改訂

平成 31 年4月 改訂

みなかみ町地域防災計画 地震災害対策編／事故災害等対策編

平成 31 年4月

---

編集発行 みなかみ町防災会議

事務局 みなかみ町役場 総務課 消防・防災係

〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑 318

TEL:0278-62-2111 FAX:0278-62-2291

---